

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

第3章 小特許出願

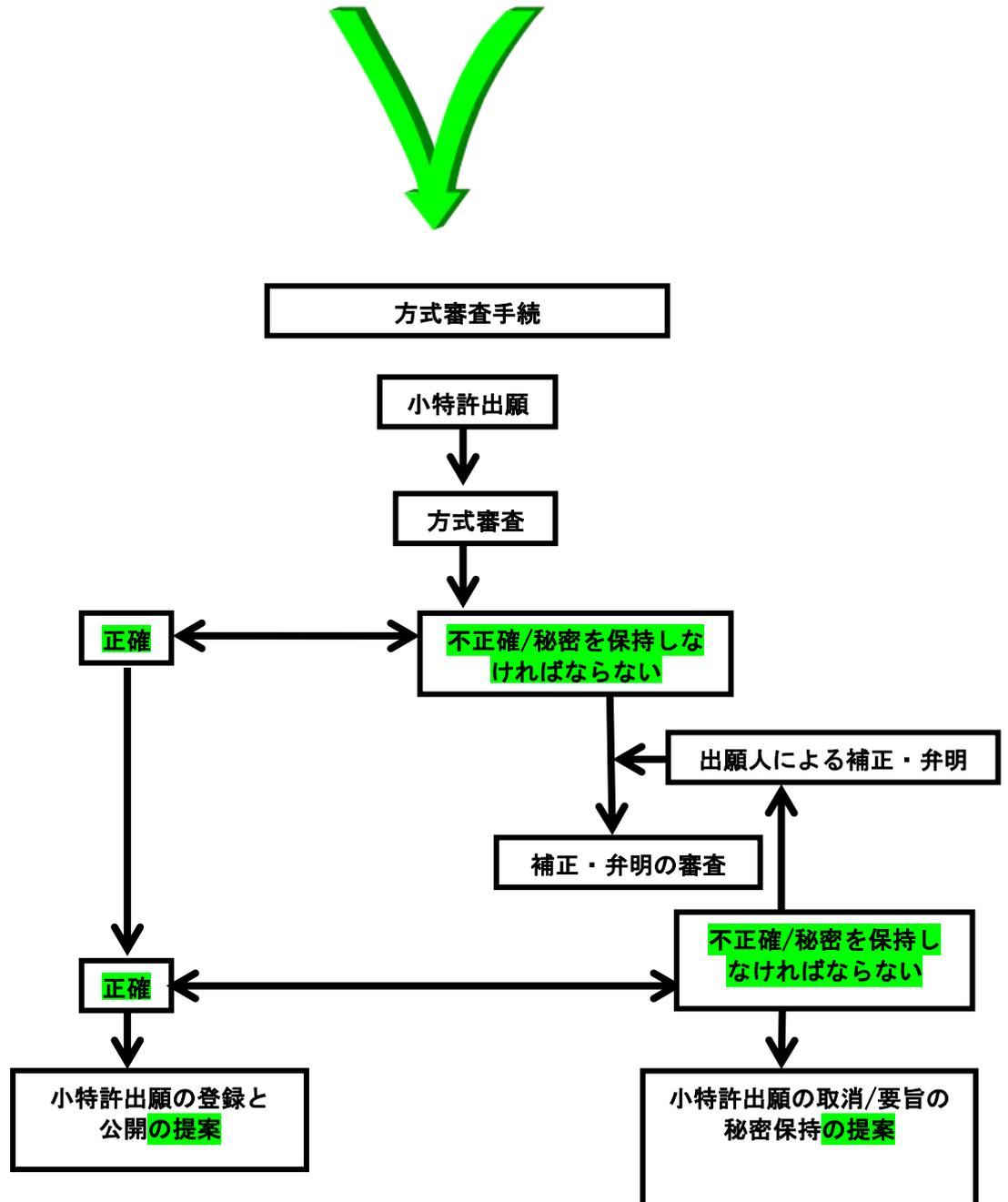
第1節 方式審査

1. はじめに

小特許出願の審査における方式審査は、小特許登録と小特許付与の前に行われる手続である。出願人が小特許出願願書と付属書類を全て提出し、小特許出願手数料を納付した後、担当官は方式審査を開始する。担当官は、特許出願と同様な指針に基づいて小特許出願の正確性を審査する。小特許出願が正しければ、それを登録して小特許を交付する。

小特許出願の審査は、新規性の審査をせずに小特許の登録及び交付するという登録制度を適用している。

特許法(第3号)(B.E. 2542)(西暦1999年)、省令、知的財産局告示は、第1章第1節の特許出願と同様に、方式審査における審査手続及び審査しなければならない内容を次に定める。



審査しなければならない内容

1.1 新規出願の審査

- 発明の内容に関する正確さと明確さ、及び出願の準備(省令第17条及び知的財産局告示を準用する第65条の10)
 - 特許保護を受けられない発明(第9条及び省令を準用する第65条の10)
 - 特許出願権(第10条、第11条、第14条、第15条第一段落と第二段落、第16条及び省令を準用する第65条の10)
 - 出願日の数え方と出願日の権利主張(第19条と第19条の2、省令、及び知的財産局告示を準用する第65条の10)
 - 特許や小特許出願日の前に、国内で特許或いは小特許出願をしたことの無い発明(第65条の3、第77条の5、及び省令に基づく)
 - 第65条の4に基づく公報公開前に特許出願から権利の変更を申請するかどうか
 - 小特許出願の対象である発明が単一の発明概念を構成する関連性がある(第18条と第26条、及び省令を準用する第65条の10)
 - 秘密保持が必要とされる発明(第23条を準用する第65条の10)
 - 「手数料」に関する知的財産局告示に基づく手数料免除の場合における小特許出願手数料
- 知的財産局、県の商務事務所、若しくは書留郵送にて小特許出願日の検討

1.2 補正書の審査

- 規定期限内における担当官命令に基づく補正の内容(本法第27条を準用する本法第65条の10)
- 発明の要旨の追加(本法第20条を準用する本法第65条の10)

第3章

2. 関連する法律、省令及び知的財産局告示に基づく小特許出願における方式審査の検討事項

小特許出願の方式審査において、担当官は、関連する法律、省令、及び知的財産局告示に基づいて、次の通りに出願の審査を行う。

第65条の5

発明の登録及び小特許の付与に先立ち、担当官は、小特許出願が第17条を準用する第65条の10に合致するかどうか、及びその発明が第9条を準用する第65条の10の下で保護を受けられるかどうかを審査し、局長に審査報告書を提出する。

●局長が審理した結果、小特許出願が第17条を準用する第65条の10に合致しない、又はその発明が第9条を準用する第65条の10の下で保護を受けられないと判断した場合、局長はその小特許出願に対して拒絶命令をする。担当官は、局長命令が出されてから15日以内に、配達証明付書留郵便又は局長が定めるその他の方法で出願人にかかる決定を通知する。

●局長が審理した結果、小特許出願が第17条を準用する第65条の10に合致しており、かつその発明が第9条を準用する第65条の10の下で保護を受けられると判断した場合、局長は、発明の登録及び出願人に対する小特許の付与を命じる。発明の登録及び小特許の付与をする前に、担当官は、第28条(2)を準用する第65条の10に定める手続き及び期限に従って出願人に対し小特許の付与及び公報発行に係る手数料を納付するよう通知する。

小特許証は、省令に定められた様式とする。

第65条の10

第2章発明の特許に関する第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第19条の2、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条、第28条、第35条の2、第36条、第36条の2、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第47条の2、第48条、第49条、第50条、第50条の2、第51条、第52条、第53条、第55条は第3章の2小特許権に関する事項に準用する。

省21号 (B.E. 2542) 第24条

小特許出願において、発明特許出願に関する第1章第1条から第16条までの規定を準用する。

第3章

省 22 号 (B.E. 2542) 第 2 条

特許法第 28 条又は第 65 条の 5(場合に応じ)の規定に基づいて局長に審査報告書を提出するため発明特許出願又は発明小特許出願を処理するにあたり、担当官は、次の事項についてかかる特許出願又は小特許出願を審査する。

- (1) 願書、発明の説明、特許請求項、図面(もしあれば)及び発明の要約書が特許法第 17 条又は第 17 条を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づいて公布される省令に準拠していること
- (2) 当該発明が、特許法第 9 条又は第 9 条を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づく特許性のない発明でないこと
- (3) 出願人が、特許法第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落に基づく特許出願権、又は、第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落を準用する第 65 条の 10 に基づく小特許出願する権利(場合に応じ)を有していること
- (4) 出願人が、特許法第 16 条又は第 16 条を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づいて特許又は小特許の付与を受ける権利を有していること
- (5) 特許出願又は小特許出願の対象である発明が、その出願日より前に特許法第 65 条の 3 に基づいて国内で特許出願又は小特許出願がなされた発明と同一のものでないこと
- (6) 小特許出願の対象である発明が単一の発明概念を構成すべく連結していること

省 22 号 (B.E. 2542) 第 5 条

特許出願若しくは小特許出願が第 2 条(1)若しくは第 3 条(1)の規定に準拠していない又は特許法第 9 条若しくは第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づき部分的に特許性に欠けていると思われる場合、担当官は、出願人に所定の期間内に出願を補正するよう要求すべく局長に審査報告書を提出する。

省 22 号 (B.E. 2542) 第 6 号

特許出願若しくは小特許出願(場合に応じ)の対象である発明が特許法第 9 条若しくは第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づき特許性を欠けていると思われる場合、又は特許出願の対象である意匠が特許法第 58 条に基づき特許性を欠けていると思われる場合、又は特許出願若しくは小特許出願が第 2 条(3)若しくは第 3 条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出する。

第一段落に基づく出願の拒絶に先立って、局長は、出願人に対して意見を申し述べさせるか又は当該特許出願若しくは小特許出願を補正するよう指示することができる。

第3章

3.特許出願の審査項目

第17条

特許出願は、省令に定める規則及び手続に従わなければならない。
出願は次の事項を含む。

- (1)発明の名称
- (2)発明の目的及び特徴
- (3)その技術又は学術分野における通常の専門知識を有する専門家がその発明を実施できる程度に完全で、もれがなくかつ明確な発明の詳細な説明また発明者が知りうる最良の実施態様が記載されてなければならない。
- (4)明確な請求の範囲
- (5)省令に定めるその他の事項

タイ国が特許に関する国際協定又は協力に加盟し、特許出願が前述の国際協定又は協力規定に基づく場合、その特許出願はこの法律に基づく特許出願であるとみなす。

省21号 (B.E. 2542) 第2条

発明特許を出願する際、出願人は、局長が指定する様式による願書を担当官へ提出する。

- 出願願書には、願書の他に発明の詳細、特許請求項、かつ要約書を添付しなければならない。出願人は、発明の理解を高めるために必要であれば、さらに図面を願書と共に提出する。
- 請求された発明が新規な微生物に関する発明であるときは、「発明の詳細」とは、知的財産局が随時公表する何れかの微生物国際寄託機関が発行した、かかる微生物の寄託証明書及び／又はその微生物の性質及び特徴を示す書類を意味する。
- 出願人は、第二段落で述べた書類を少なくとも3部、又は局長が指定する部数で5部を超えない部数を提出しなければならない。出願人が上記以外の書類の提出を求められる場合、局長により別段の指示を受けない限り、出願人は、上記と同じ部数においてかかる書類を提出する。

第3章

省 22 号 (B.E. 2542) 第 2 条

特許法第 28 条の規定に基づいて局長に審査報告書を提出するため特許出願を処理するにあたり、担当官は次の事項について特許出願の審査を行う。

- (1) 発明特許出願や小特許出願、及び発明の詳細、特許請求項、図面(もしあれば)かつ要約書が、特許法第 17 条又は、場合に応じて第 17 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて公布される省令に準拠していること
- (2) 当該発明が、特許法第 9 条又は、場合に応じて第 9 条を準用する第 65 条の 10 に基づく特許性のない発明でないこと
- (3) 出願人が場合に応じて、特許法第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第一段落若しくは第二段落に基づいて特許を出願する権利、又は特許法第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第一段落若しくは第二段落を準用する第 65 条の 10 に基づいて小特許を出願する権利を有していること
- (4) 出願人が場合に応じて、特許法第 16 条又は第 16 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて特許又は小特許の付与を受ける権利を有していること

従って、方式審査において、担当官は、次の書類と項目が特許出願に含まれることを審査しなければならない。

- 特許出願の出願願書
- 発明の詳細
- 特許請求項
- 図面(もしあれば)
- 発明の要約書
- 特許出願の付属書類、例えば、特許出願権証明書、譲渡証、及び委任状、など。

4. 小特許出願の出願願書の審査

担当官は特許出願の出願願書(แบบ สป/สผ/อสป/001-ก โซเปอร์/โซเปอร์/โอโซเปอร์/001-โก้様式)に、次の項目が全て正確に記入されているかを審査しなければならない。

4.1 発明の名称

発明の名称を、発明の技術的な特徴を表すよう明確に示さなければならない。たとえば、燃料を温める装置付きキャブレター、折りたたみ自転車、など。人物の固有名称や、新しく命名した名称や、宣伝まがいの名称であっていけない。たとえば、チャイユット式キャブレター、不思議な自転車、など。

4.2 出願人及びその住所、及びその国籍

担当官は特許出願人が特許法第14条に定められた要件を満たすかを検討しなければならない。

担当官は特許出願人が特許法第14条に定められる要件を満たすかを検討しなければならない。

第14条

特許を出願する者は、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) タイ国籍者又はタイに本社がある法人。
- (2) タイが加盟している特許保護に関する国際協定又は条約加盟国の国籍者
- (3) タイ国籍者又はタイに本社がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- (4) タイ又はタイが加盟する特許保護に関する国際協定若しくは条約の加盟国に本籍がある又は産業若しくは商業を現実に営んでいる者。

4.3 特許出願権

第10条

- 発明者は特許出願する権利を。又、発明者として特許に氏名を記載される権利も有する。
- 特許を出願する権利は、譲渡及び承継により移転することができる。
- 特許を出願する権利の譲渡は、譲渡人及び譲受人が署名した文書で行なわなければならない。また、真正な写しとして認証された身分登録証明書の写しを送付する。

従って、担当官は特許出願の出願人がどの立場で特許出願するかを判断しなければならない。

第3章

特許出願の出願人が(自然人のみの)発明者の時、(場合に応じて、แบบ สป/สผ/อสป/001-น(พ))
สป/สผ/อสป/001-น(พ)ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－ゴー(ポー)様式、
もしくは PI/PD/001-A(add)様式に基づく)特許出願権証明書及び、真正な写しとして
認証された身分登録証明書の写しを提出しなければならない。その場合、出願
人は、知的財産局告示(B.E. 2542)第4条の「特許出願における出願願書、外国
での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその複写部数に関す
る規定」に基づいて自己証明を行う。

告示
(B.E. 2542)
「特許出願にお
ける出願願
書…」に関する
第4条

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願
の必要書類とその複写部数に関する規定」(B.E.2542)

発明特許または小特許の出願人がその発明の発明者または意匠特許の発明者
である場合、特許出願や小特許出願の出願願書と共に、本告示添付のソーポー／
ソーポー／オーソーポー／001－ゴー(ポー)様式(แบบ สป/สผ/อสป/001-น(พ))を用い
て特許出願権証明書を提出する。

- 第一段落につき、発明特許や小特許の出願人が外国人で、タイ語を読むこ
とが出来ない場合、ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－ゴー(ポー)
様式(แบบ สป/สผ/อสป/001-น(พ))の代わりに、PI/PD/001-A(add)様式を用い
る。
- 発明特許の出願人が譲受人である場合、出願日の前またはその日に作成さ
れた、譲渡人及び譲受人の署名された特許の譲渡証の原本を提出しなけれ
ばならない。もし、出願日以後に作成された場合、出願日より有効であるとい
う文章がその譲渡証に明記されなければならない。
- 譲受人が自ら譲渡証に署名できない場合、局長に登録された代理人である
委任を受けた者が譲受人として代わりに署名するという委任状を提出しなけ
ればならない。
- 海外の特許庁が、当該書類が当該事務所に提出された譲渡契約書の真正
な複写であると認証した場合、もしくは同日に複数の出願願書が提出された
場合に出願人や代理人が真正な書類の写しとして認証すれば、出願人はそ
れらの書類の写しを譲渡証として提出することが出来る。
- 出願人が、発明者の雇用主などその他理由による譲受人である場合、発明
者の雇用主であることを証明する書類の提出、または譲渡証を提出すること
も出来る。

なお、発明者の雇用主である証拠書類とは、

- 会社の場合、雇用契約若しくは会社の取締役が署名する被雇用者証明書、
及び法人の登記事項証明書である

第3章

- 大学、国営企業、公的機関、慈善団体などのその他の機関の場合、証拠書類とは、発明者が当該機関の職員であることを証明する書類、例えば当該機関に属していることを証明する謄本証明付きの職員証の写しなど、もしくは大学の総長や国営企業の総裁や局長や慈善組織協会長など当該機関の経営者が署名した雇用契約書である。但し、当該機関経営者の任命書又は当該機関経営者の身分証明書の写しを添付しなければならない。また、代行の委任があった場合、その委任状も提出する。

4.4 代理人

代理人の審査を行う時、省令第21号(B.E.2542)第13条から第15条に基づいて担当官は審査を行う。

省 21 号
(B.E. 2542)
第 13 条

タイの居住者でない出願人は、次の手続きに従って局長に委任状を提出する上で、タイ国内で出願手続をする者として局長に登録された代理人に委任しなければならない。

- 委任手続がタイ国外で行われた場合、委任状は、委任者の居住する国のタイ大使館あるいは領事館の署名認証権を持つ官吏や商務省管轄下事務所長またはその権利を当たられた官吏、もしくは当該国の法律により署名認証権を与えられた官吏による証明がなければならない。もしくは、
- 委任手続がタイ国内で行われた場合、委任する者が委任時実際にタイに居住していることを示す、写真、旅券、または一時在住証明書の写真あるいはその他の証拠書類を局長に提出しなければならない。

省 21 号
(B.E. 2542)
第 14 条

タイの居住者である出願人が代理人を立てることを希望する場合、出願人が任命できる代理人は局長に登録された代理人のみとする。

省 21 号
(B.E. 2542)
第 15 条

第13条(1)の委任状又は署名認証書が外国語である場合、出願人がそれら当該書類のタイ語への翻訳文を作成し、当該委任状または証明書の翻訳文が正確であることの翻訳者及び代理人による認証をしなければならない。場合に依りて、当該翻訳文と共に委任状又は署名人証書を添えて提出する。

第 3 章

但し、出願人が台湾の居住者の場合、タイ領事館がその署名認証をする上、仏暦 2534(西暦 1991)年 3 月 29 日付け第ゴードー0304/23571 号のタイ国外務省協議回答文書及び、「中華民国国籍人(台湾)の特許出願」の仏暦 2534(西暦 1991)年 5 月 16 日付け第 0606/410 号の商業登記局法務課記録文書に従う。

委任状は、原本やその写しを問わず、代理人 1 人につき 30 パーツの印紙を貼り付けなければならない。但し、委任状の写しを提出する場合、印紙税支払済の原本の委任状の写しで、委任された代理人による真正の認証がなければならない。また、当該委任状は特許出願の出願日の前にもしくはその当日に作成されなければならない。もし、出願願書の出願日以後に作成された場合、その委任状が出願願書の出願日より有効である文章を明記しなければならない。

4.5 発明者

担当官は、書類に記載された発明者が特許出願権証明書、譲渡証、もしくは雇用証明書に記載された者と同一人物であるかを審査しなければならない。

第 15 条 3 段落

特許出願における手続きを行わなかった共同発明者は、特許の登録前であればいつでも特許の共同出願をすることが出来る。その共同出願申請を受けた際、担当官は特許出願人に審査の日程を知らせると共に、当該出願願書の写しを特許出願人及びその他共同出願人とに送付する。

4.6 国外からの出願

第 19 条の 2

外国において発明について特許出願をした第 14 条に基づく者は、外国で最初に特許を出願した日から 12 ヶ月以内にタイでその発明について特許出願を行う場合は外国の最初の特許出願日を国内の特許出願日とする旨記載することができる。

第3章

省 21 号 (B.E. 2542) 第 10 条

外国で特許又は小特許の出願がなされた発明につき、かかる外国での最初の出願日から 12 ヶ月以内に特許出願を行う場合において、出願人が特許法第 19 条の 2 に基づきかかる外国での最初の出願日をタイでの出願日とすることを希望する場合、出願人は、出願時又は出願公開前にかかる外国での最初の出願日から 16 ヶ月以内に、局長の定める様式による別の願書を提出しなければならない。この場合、出願人は審査にかかる、次の追加の証拠書類を提出しなければならない。

- (1) 最初の出願がなされた国の特許庁が認証した、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本、及び、
- (2) 最初の出願がなされた国の特許庁が発行した、外国において最初に出願した特許又は小特許の出願証明書。

従って、出願人が外国での最初の特許出願日を国内の特許出願日と主張する場合、担当官は、外国での最初の出願日を国内の出願日とすることを認める付属の証拠書類を出願願書の提出と同時に、もしくは公報公開前に提出する。但し、外国での最初の特許出願又は小特許出願の出願日から 16 ヶ月以内でなければならない。担当官は、次の通り審査しなければならない。

- 外国での最初の特許出願日から 12 ヶ月以上経ったかどうか。
- 出願人は特許法第 14 条に基づく資格を有しているかどうか。
- 最初の出願がなされた国の特許事務所が認証した、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本、及び、最初の出願がなされた国の特許庁が発行した、外国において最初に出願した特許又は小特許の出願証明書、もしくは、特許出願人又は代理人が認証した、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本、がなければならない。なお、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本と共に、それらを CD-ROM の形式にて送付することができる。

また、特許委員会が下した特許委員会決定書第 19/2540 号に基づき、「Provisional Application」と呼ばれる出願は、発明特許の出願と同様な出願と見なされない。従って、出願人は外国において最初に出願した「Provisional Application」と呼ばれる出願の出願日を権利主張することが出来ない。

4.7 微生物関連の発明

省 21 号
(B.E. 2542)
第 2 条 3 項

特許出願した発明が新規な微生物に関する発明である場合、「発明の詳細」とは、知的財産局が随時公表する何れかの微生物国際寄託機関が発行した、かかる微生物の寄託証明書及び／又はその微生物の性質及び特徴を示す書類を意味する。

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその謄本部数」

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」
第 7 条

特許出願又は小特許出願される発明が、微生物学的方法とその微生物の使用を含む新規な微生物関連の発明であって、当該技術分野における通常の技術を有する者が発明の詳細に関する説明を理解できない場合、出願人は微生物国際寄託機関が発行した微生物の寄託と微生物国際寄託機関の詳細情報を、特許又は小特許の出願願書に明記しなければならない。

出願人が出願願書の提出と同時にかかる微生物の寄託証明書を提出できない時、当該証明書の提出期限の延長を申請することが出来る。但し、90 日を越えてはならない。

告示
(B.E. 2542)
「微生物寄託機関の規定」
第 2 条

「微生物寄託機関の規定」(B.E. 2542)

(付録の)微生物寄託機関が発行した微生物の寄託証明書及び／又はその微生物の性質及び特徴を示す書類は、特許あるいは小特許出願の発明の詳細であるとみなされる。

- 担当官は、当該発明の微生物が一般的に知られている微生物であるかどうか、当該技術分野における通常の技術を有する者が容易に理解して生成できる微生物であるかどうかを審査しなければならない。例えば、微生物学的工程に使われるパン作りの酵母菌は一般的にパン職人に知られているため、特許出願人は当該酵母菌を使う工程に関係する酵母菌の寄託もしくはかかる酵母菌の寄託証明書の提出をする必要がない。
- 他方、特許出願人は当該微生物の重要な性質を示すために微生物に関する大量の情報を十分に提供して説明すると共に、当該微生物の分離源を示さなければならない。もし、特許出願人が当該微生物のソースに関する情報を提供せず、もしくは十分な情報提供をせず、また、当該微生物が新種で知られていないものである場合、担当官は特許出願人に対し当該微生物の寄託証明書を提出するよう通知を送付する。当該微生物の寄託証明書の提出がなければ、発明の詳細は完全でなく明瞭ではないと見なされる。

第3章

4.8 発明の詳細

第19条

国内において政府機関が主催又は開催許可をした一般に公開された展示会において発明又は発明品を展示した者が、一般公開された展示会が開会された日から12ヶ月以内にその発明を特許出願したとき、その出願は展示会が開会された日に出願したものとみなす。

省21号 (B.E. 2542) 第8条

- 発明の重要な特徴若しくは詳細が、国際博覧会若しくは公式博覧会、又は政府機関の後援若しくは許可によりタイ国内で開催された博覧会で開示された場合、出願人は、かかる発明の特許出願においてその開示の日及び／又は博覧会の開催日を願書に記載する。出願人は、当該博覧会を企画又は許可した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の重要な特徴若しくは詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことに関する証明書を願書に添えて提出しなければならない。
- 第一段落に基づく証明書には、当該博覧会の開催日及び開示又は出展の日、及び当該発明の重要な特徴若しくは詳細が開示された日、もしくは当該発明や発明品を一般公開の場で出展した日を記載しなければならない。

従って、担当官は、主催又は開催許可をした政府機関が発行した証拠書類を審査する。尚、その博覧会の開催日を特許出願日とする場合、当該開催日は特許出願日から遡って12ヶ月を越えてはならない。

4.9 公開の申請

外国での特許出願を準備するなど何らかの理由により、発明の重要な特徴の公開を遅延させるよう特許出願人が希望する時、出願人は、当該発明の重要な特徴を公開する準備ができた後に特許公報の公開をするよう局長に申し入れることができる。担当官は、特許出願人の外国での特許出願権に影響を及ぼさないよう、特許出願人の希望通りにすすめなければならない。

4.10 原出題

第26条

特許出願の審査において、担当官が単一の発明とみなすことができないほどお互いに関連がない複数の発明を含んでいる出願と認めるとき、担当官は特許出願人にそれぞれの発明ごとに出願を分割するよう通知する。

- 特許出願人が担当官から通知を受けた日から120日以内に、第1項に基づき分割した発明の出願を行ったとき、最初に出願した日を出願日とみなす。
- 出願の分割は、出願の分割は省令の定める規則及び手続きに従わなければならない。特許出願人が担当官の命令に同意しないとき、120日以内に局長に対して申立できる。局長が決定及び命令を行なったとき、局長の命令を最終とする。

従って、担当官は、原出願を分割出願にするという担当官の命令に基づき分割出願に関する通知を受けた日から120日以内に分割出願が行われたかどうかを審査しなければならない。もし、出願人が規定期間内に分割出願をした場合、原出願から分割して行われた出願の出願日については最初に出願した日を出願日とみなす。

4.11 外国語での出願

省21号
(B.E. 2542)
第12条
2段落

出願人が既に外国で特許又は小特許の出願を行っている場合、出願人は、発明の詳細、特許請求項及び発明の要約書について、原出願を行った外国語での提出を請求することができる。この場合出願人は、正確かつ原出願に対応したタイ語による発明の詳細、特許請求項及び発明の要約書を出願から90日以内に提出しなければならない。

省21号
(B.E. 2542)
第12条
3段落

出願人が所定の期間内にタイ語による書類を提出しなかった場合、出願人は、かかるタイ語の書類を提出した日をもって出願を行ったものとみなされる。

- 担当官は、省令21号(B.E. 2542)第二段落及び第三段落に従って、タイ語の発明の詳細、特許請求項及び発明の要約書を90日以内に提出したかを審査しなければならない。もし、所定期間を過ぎてから原出願に対応したタイ語を提出した場合、かかるタイ語の書類を提出した日をもってその特許出願の出願日とする。
- もし、出願人がどの国にも特許出願をしたことがなかった場合、特許出願の期間による制限がないために外国語での特許出願の権利を行使することが出来ない。特許出願の出願日に外国語で出願をした後にタイ語の翻訳書を提出した場合、タイ語の翻訳文の提出日をもって出願日とし、担当官は出願人にその出願日について通知しなければならない。

4.12 書類の部数

担当官は、出願人が記載した書類の部数が提出された書類の部数と同じかどうかを審査しなければならない。

4.13 出願の付属書類

担当官は、出願人が特許出願に必要な付属書類を記載して、それらを添付して提出したかどうかを審査しなければならない。

4.14 出願人による署名

担当官は、出願人が署名したかどうかを審査しなければならない。但し、代理人を立てる場合、その代理人は出願人の代わりに署名することが出来る。なお、代理人は局長に登録された代理人のみとする。

- また、特許出願人は、出願願書、特許出願権の証書、及びその他書類を特許財産局や各県の商務事務所より無料で受取り、それらを複写することが出来る。
- 更に、発明が同一の場合の特許出願に関する審査については、担当官は次の基準に従って審査をする。

5.発明が同一の場合の小特許出願の審査

第16条

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行った場合、最初に出願した者が特許を受ける権利を有する。同一の日に出願したときは、そのうちのいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか合意しなければならない。局長が定める期間内に合意できない場合、当事者は局長が定める期間の最後の日から90日以内に裁判所へ提訴しなければならない。期限内に提訴しない場合、その当事者は特許出願を放棄したものとみなす。

この場合、担当官は、次の手続きに進む前に、当該発明両方が共同ではないが同一の発明であることを的確に審査しなければならない。

5.1 出願日が異なる場合

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行って出願が異なる日にされた場合、最初に出願した者が特許の付与においてより正当な権利を有する。また、担当官は、特許法第16条に基づく特許出願権について後に出願した者に知らせる。

5.2 出願日が同一の場合

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行って出願を同じ日にされた場合、担当官は次の通りに行う。

(1) 出願人は、そのうちの1名が特許の付与を受けるか又は共同名義で付与を受けるかについて、通知書に記載される期日から90日以内に合意するよう当事者に通知書を送付する。なお、遅滞することなく通知書を送付する。

(2) 第4.2(1)項に定められた所定の期間が過ぎたら、担当官は、所定の期間が満了した後さらに90日間を待って、当事者が裁判所へ提訴する機会を与える。

(3) 第4.2(2)項に定められた期間内に、当事者が裁判所へ提訴しなかった場合、当事者に特許出願の放棄について通知書を送付する。

(4) 当事者間で合意が成立した場合又は裁判所にて何らかの命令が下された場合、一つの特許出願のみが特許の付与を受けられることと、特許出願を正しく補正するよう通知書が当事者に送付される。その他の特許出願は放棄されたものとみなされる。

6.発明の詳細に関する審査

省 21 号
(B.E. 2542)
第 3 条

発明の詳細には、願書に表示される発明の名称を記載し、更に次の事項を記さなければならない。

- (1)発明の性質及び目的の記述
- (2)発明が関連する技術分野の特定
- (3)発明の理解、サーチ及び審査のため有益と思われる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用(もしあれば)
- (4)発明の完全、明確かつ正確な開示であって、それに関する技術分野で通常の知識を有する者が同発明を実施及び使用できるような記載
- (5)図面(もしあれば)の簡単な説明
- (6)当該発明の最良の実施態様と発明者が考える態様を、必要に応じ、用例、関連する背景技術及び図面を引用して述べたもの
- (7)発明の内容から推定できない場合は、産業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の応用手段の例示

また、発明の理解を高めるため並べ替えるべき場合を除き、第一段落で述べた項目は上記の形式及び順序のまま記載する。ただし、如何なる場合でも適切な表題を記載しなければならない。

発明の詳細に関する審査の指針として、担当官は、出願人の出願願書に記載された前述の各事項の説明を読まなければならない。担当官は、以下の事項に従って、各事項の説明を読んで審査し、特許出願される発明を理解し学び取ることができなければならない。

6.1 発明の名称

特許出願の出願願書の第 1 項と譲渡証などに記載される名称と同じでなければならない。

6.2 発明の概要及び目的

発明の目的、及び簡単な発明の概要を説明する事項で、担当官は、当該発明が何の発明であり、特許出願人が何の目的でその発明を行ったかを理解しなければならない。

6.3 発明の技術分野

担当官は、特許出願の発明が何の技術分野に属するか、また出願人が出願願書にそれを正確に記載したかを審査しなければならない。

当該発明が、何の技術分野に属するかを正確に判断できない場合、本事項は、当該発明の特定の技術分野として記載することができる。例えば、(当該発明の名称を明記)に関連する技術、など。

6.4 関連アート又は技術の背景技術

この事項では、当該発明ができる理由およびきっかけは何であるか、また出願した当該発明ができる前に既に他の発明者が、どのように発明したかを審査しなければならない。それにつき、出願人は自らの発明に関する進展や経緯を明確に説明しなければならない。さらに、担当官は、本事項の説明から従来技術や先行技術の短所や欠点、及び特許出願される当該発明によってその短所や欠点の解決方法を理解することができなければならない。

6.5 発明の完全な公開

前事項では、担当官は特許出願人や発明者が発明について何の目的を持ち、どの技術分野を用いて発明と開発を行ってきたかの方向性及び、先行技術の問題をどのように解決したかを知ることができる。従って、本事項において、担当官は、特許出願された当該発明の詳細について、構成要素である発明の構造及び使用方法又は発明の使用がどのようなものであるかを審査しなければならない。担当官は、出願願書に付属した図面(もしあれば)に基づいて発明の構造を引用することで本事項の説明を読み、当該発明を容易に理解できなければならない。なお、担当官は、その説明が、当該技術分野における通常の技術を有する者がそれを読んで当該発明を理解でき、かつ、その発明の詳細に従って実施及び使用できなければならない、ということを常に考慮に入れなければならない。

発明の詳細に関する審査につき、担当官は、当該技術分野における通常の技術を有する者が当該発明を理解及び使用できるかどうかを考慮しなければならない。

6.6 図面の概要

特許出願の出願願書に添付した図面(もしあれば)であり、それぞれの図面が、対応する当該発明の部分や特徴だけを明示する。

例えば、第1図面は本発明における実施形態1の斜視図を表す
第2図面は第1図面における2-2方向の断面図を表す
第3図面は本発明における実施形態2の斜視図を表す

6.7 発明の最良の形態

本事項において、担当官は、当該出願人による発明の詳細の完全な公開には、特許出願人や発明者が、何らかの方法が当該発明の最良の実施態様(ノウハウ)であると発見したかを審査しなければならない。もし、担当官が、前述の発明の最良の実施態様を発見した場合、当該出願人に本事項に記載するよう通知しなければならない。若しくは、「発明の完全な公開と同様」と記載することができる。

6.8 発明の工業、手工業、農業あるいは産業への利用可能性

本事項につき、担当官は、特に工学分野にかかる上記事項の説明に基づき、発明の概要から、特許出願される当該発明の利用可能性について明確に理解することができる。そのため、特許出願人は本事項に記載しなくてもよい。但し、化学の発明などの場合のように、特許出願される何らかの化学物質の利用可能性について明確に理解できない場合がある。

従って、そのような場合、担当官は、特許出願人に本事項を明記して当該発明の利用可能性を説明するよう通知しなければならない。

但し、発明の詳細を審査するにあたり、担当官は、小特許出願される発明の由来が分かるよう、出願人に発明の背景技術の項目を明確に記載させるべきである。

7.特許請求項の審査

省 21 号
(B.E. 2542)
第 4 条

特許請求項には、特許出願人が保護を求める発明の特徴を、発明の詳細に沿って明確かつ正確に記載しなければならない。

第 2 段落

図面を伴う時は、特許請求項において当該発明の技術的特徴を述べるができる。この場合、図面中に記された参照番号又は記号をかかると技術的特徴の後に括弧書きで記す。

第 3 段落

一つの特許請求項のみでは発明の技術的特徴のすべてを適切に網羅できない時は、特許出願人は一つの特許出願において、同一カテゴリにある複数の独立特許請求項を記載することができる。

第 4 段落

出願人の希望により、独立特許請求項に続いてその従属特許請求項を記載し、発明の特徴を追加して述べるができる。ただし、独立特許請求項又は従属特許請求項についての言及は、何れか一方のみ選択的に行う。

最終段落

本条の適用上、独立特許請求項とは、他の特許請求項に含まれている特徴について言及していない特許請求項をいい、従属特許請求項とは、追加的特徴を包含しつつ、独立特許請求項又は他の従属特許請求項に含まれる特徴に言及したものをいう。

担当官は、特許請求項に基づく権利は特許請求項に記載される全ての発明の構成要素の組合せに基づいて保護されるものであって、当該請求項の何れかの部分に対する権利ではないということを常に意識しなければならない。一般的に特許請求項の記載は 2 つの形態がある。つまり、

- 総合的な説明とした形態である特許請求項の記述で、発明の特徴を明確に強調することなく、発明の一般的な部分と一緒にその特徴を包含させる。その時、最後に記述される発明の構成要素の前に「及び」という単語がよく使われる。例えば、植物を植えるための第 1 室と水を貯めるための第 2 室との間に縦の壁を有する少なくとも 2 つの室に分かれてある容器、及び、前記壁の辺りには第 1 室の植木用の土に潤いを与えるために、第 2 室の水から前記第 1 室に吸水する吸水性資材を置くための第 2 室に貯める水かさの上に設置され、第 1 室と第 2 室間を貫通した穴、を有する植木鉢の容器。

●発明の特徴を明確に強調する形態である特許請求項の記述は、2つの部分に分かれられる。第1部分は、当該発明の一般的形態を説明するもの(Preamble)と、第2部分は発明の特徴を説明するものであり、「～ことを特徴とする」や「～において特徴がある」や「～特性を持つ」(Characterized)の言葉の前に記述される。例えば、

植物を植えるための第1室と水を貯めるための第2室との間に縦の壁を有する少なくとも2つの室に分かれてある容器によって構成され、前記壁の辺りには第1室の植木用の土に潤いを与えるために、第2室の水から前記第1室に吸水する吸水性資材を置くための第2室に貯める水かさの上に設置された、第1室と第2室を貫通した穴を有することを特徴とする、植木鉢の容器。

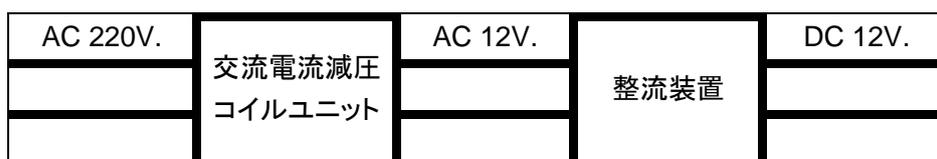
特許請求項の審査において、この段階では担当官は次の審査指針に従って行う。

●独立特許請求項は、発明の詳細に沿って記述されているかどうか。つまり、発明の詳細に記載または開示せず、特許請求項には技術的重要な要素が記載されているかどうか、若しくは、(特許請求項に記載の)保護される発明の範囲は、発明の詳細にて開示されるものよりも広いかどうかである。

担当官は、この段階での審査は法律に基づく様々な規則について審査することを常に意識しなければならない。つまり、担当官は、特許出願人が記載する特許請求項に基づいて求められる保護の範囲を、特許出願人に制限もしくは変更させるような手続きをするべきではない。ただし、特許請求項が明確かつ簡潔でなく、又は発明に沿わない時、担当官は特許出願人に通知し正しく補正させることができる。

第3章

- 特許請求項が明確かつ簡潔かどうかを審査する時、特許請求項を読んで、保護を求める発明の概要が理解できるか考慮にいれなければならない。例えば、交流電流を直流電流に変換する変圧器における特許請求にあたり、出願人が、変圧器の構造について、整流装置と減圧コイルユニットを有する整流装置であるとししか記述しない場合、これを不明確と判断できる。各装置の関係を記載すべきである。例えば、220ボルトの電圧から12ボルトの交流電流に変換する交流電流減圧コイルユニットは、整流装置に減圧された電流を送り、12ボルトの直流電流の信号を発信するのである、などと記載することができる。担当官が審査すれば、以下の図面のように書き上げることができる。



- 薬品に関する特許請求項の場合、特許出願人は特許保護を求める際、以下のように記載することができる。例えば、薬の構成成分が、次の調合法（調合法を記述）にある薬の有効成分と薬学的認められる媒介成分（新種の有効成分の場合）から成る、など。
- 従属特許請求項における**他の特許請求項の引用は選択肢としてのみの引用とする**。担当官は、法律による保護が各特許請求項における記述に基づいて審査すると理解しなければならない。従って、前述の従属特許請求における他の特許請求項の引用は、当該従属特許請求項における多くの他の特許請求項を引用する時、「若しくは」や、「**以上のいずれかの特許請求項の記載に基づく**」、またはこれらと同様な意味を持つ文章を記載しなければならない。

よく審査に出てくる引用式請求項として、例えば、「第1項と第2項に基づく」、「前記の各項目に基づく」、などのような形式は**選択肢式ではない**。むしろ、「第1項若しくは第2項に基づく」や、「第1項もしくは第2項のいずれかに基づく」、などにすべきである。

図面の引用がある特許請求項の審査は、図面の中に記された参照番号又は符号をかかせる技術的特徴の後に括弧書きで記すことができるが、「図1に基づく、図2に基づく、図...に基づく、...」などのように記載してはならない。

第3章

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する

「特許出願における出願願書の必要書類とその謄本部数」

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する
第9条

- 従属特許請求項の記載は、独立特許請求項の次に従属特許請求項を記載して、アラビア数字表示で項目を順番にそって同じところに並べる。
- 第一段落の従属特許請求項の記載は、独立特許請求項又は他の従属特許請求項における発明の概要を明記させてから、追加の保護を求める発明の特長を記載する。

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する
第10条

従属特許請求項は、引用される独立特許請求項又は他の従属特許項と同様の限定的な形式でなければならない。

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する
第11条

特許請求項は、審査が容易又は便宜になる場合を除いて、発明の詳細にある項目又は発明の技術的特徴に関する部分の図面を引用してはならない。

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する
第12条

特許出願又は小特許出願の出願願書に図面があつて、特許請求項に当該図面の技術的特徴を記す必要がある場合、図面の中で使用する参照記号を括弧書きで記す。

第3章

さらに、担当官は、当該小特許出願に特許請求項が10項を超えているかどうかを、審査しなければならない。

省 21 号
(B.E. 2542)
第 25 条

一つの特許出願に含まれる特許請求項は10項以内とする。

- 担当官は、小特許出願に含まれる特許請求項が10項を超えていると判断した場合、出願人に特許請求項を10項以内に補正するよう書面にて通知する。
- なお、担当官は、特許請求項の記載内容から、どの部分が新たな発明で、どの部分が改良発明であるかを明確に見て取れない場合、新たな発明若しくは改良発明の部分を「～特性を持つ」の言葉の前に記載するなど、出願人に特許請求項を明確かつ正確に補正するよう書面にて通知する。

8. 図面の審査

省 21 号
(B.E. 2542)
第 7 条

図面は、明確に、発明の説明と矛盾がなく、かつ図面の原則に従って記載しなければならない。又、図面は、設計図及び図表も意味する。1枚の紙に数枚の図面を載せることができる。又、絵の異なるいくつもの図面を同じ1枚や数枚の紙に載せることができるが紙面積を目一杯使って縦方向に載せなければならない。さらに、数枚の紙を用いて同じ図面を表す場合、それぞれの紙に載せる図面は、1つの図面として組み合わせる時、あらゆる詳細を隠さずに1つ図面ができあがらなければならない。

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類と謄本部数」

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する
第 14 条

図面を記載する紙には、図面の規定に必要な言葉や文章を除いて、如何なる説明や文章があってはならない。第一段落の図面の規定に必要な言葉及び/又は文章が修正される時、図面を描写する線に影響を及ぼしてはならない。

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する
第 15 条

- 1) 長持ちで、黒色の、線が滑らかで均一な太さのインクを使って、他の色を塗ってはならない。
- 2) 断面図の時、傾斜の平行線を使用するが、その傾斜の平行線は図面中重要部分を規定する参照記号を見にくくしてはならない。
- 3) 特許出願人が縮尺を表示したい時、縮尺比を表示する。
- 4) 発明の特徴を明確に表示する。例え、図面の 3 分の 2 に縮尺された寸法でも、その図面の写しから詳細を用意に読み取ることができなければならない。
- 5) 番号、文字、及び引出し線(Reference Line)を明確で容易に理解できるように書き入れる。また、番号と文字に括弧、まる、下線を使わない。
- 6) 図面用道具を使う。
- 7) 正確な比率を用いる。とりわけ詳細を明確に表示したい部分がある時、別の比率で表示することができる。
- 8) 数字と文字は少なくとも 0.32 センチメートルを有しなければならない。
- 9) アラビア数字で数字と図を表示する。
- 10) 発明の詳細に記載されるもの以外の参照記号を使用しない。参照記号を使う場合、同一の対象部分を説明する時は同一の参照記号を使わなければならない。また、参照記号を多数使用する場合、使用される全ての参照記号及び、各参照記号によって表示される発明の特長を一覧表にして図面と添付する。

9.発明の要約書の審査

省 21 号
(B.E. 2542)
第 6 条

発明の要約書は、発明の詳細、特許請求項、及び図面(もしあれば)に含まれる開示事項の要約をもって構成する。その要約は、主要な各技術的特徴を簡潔に記載すると共に、技術的問題及びその発明による当該問題の解決、更にその発明の実施についての理解を高める方法でまとめなければならない

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその謄本部数」

告示
(B.E. 2542)
「特許出願における出願願書…」に関する
第 13 条

発明の要約書は

- (1) 特許出願や小特許出願の技術的特徴を簡潔に記載される
- (2) 簡潔かつ明確で、200 文字を越えない
- (3) 発明の良い効果又は有用性、更に不確定な発明の実施方法を記載しない

10.その他の項目の審査

以上の重要な規則及び基準を参考する他に、担当官は発明の詳細、特許請求項、図面、及び発明の要約書の正確性、そして関係する詳細の法律や規律に従っているかを、次の通り審査しなければならない。

告示 (B.E.2542)
「特許出願における出願願書…」に関する

「特許出願の出願願書、外国での最初の出願日の権利申請、及び特許出願の必要書類とその謄本数」(B.E.2542)

告示 (B.E.2542)
「特許出願における出願願書…」に関する 第6条

発明の詳細、特許請求項、図面(もしあれば)、及び発明の要約書は次に従わなければならない。

- (1) A4サイズ(約21×29.7センチメートル)の、線のない白色の滑らかなボンド紙。用紙の片面を縦方向に使用するが、図面の場合は横方向でも使用できる。
- (2) 全てのページの用紙のヘッダー中央に、ページ数と総ページ数を順番に記載する。
- (3) 発明の詳細、特許請求項、及び発明の要約書において、5行毎にページの左端に行番号を順番にそって記載する。
- (4) 重量の単位や、その他測定値の単位は、国際標準にそったものを使用する。
- (5) 当該技術分野において一般的に使われる専門用語、記号、及び符号を使用する。
- (6) 必要に応じて担当官の許可を得た場合を除き、混乱や誤解が生じないよう、行間に言葉や文章を消去、改正、変更、追加、もしくは記載をしない。

省21号 (B.E.2542) 第16条

出願人が、その発明出願の要旨を超えない範囲内で補正することを希望する場合、出願人は、局長から別段の許可を受けない限り、出願の公開前にその旨の申請を行わなければならない。

第3章

告示 「特許出願や小特許出願における化学物質名称の英語表記」

(B.E.2553)

「化学物質名称の英語表記…」に関する

発明の詳細、特許請求項、発明の要約書、及び図面(もしあれば)の中に、有効成分である化学物質、もしくは特許の要旨である化学物質の名称を出願願書に記載する場合、その化学物質が初めて表示される時のみ括弧書きでその名称の英語表記をする。当該出願願書にある全ての名称を英語表記しなくて良い(「特許出願又は小特許出願における化学物質名称の英語表記」(B.E.2553)に関する特許財産局告示)。なお、本告示の施行前後に提出される特許出願の出願願書に対しても有効とするため、担当官は本告示施行後、本告示に基づいて指示する。但し、本告示は出願人に対して手続上の指針及び強制ではない協力を請うものであるため、特許法第27条に基づく特許出願の放棄命令を下すような、出願人への罰則がないものである。

11.特許保護を受けられない発明

特許法第9条において、次に掲げる発明は、本法に基づく保護を受けない。

第9条

- (1) 自然発生する微生物及びそれらの組成物、動物、植物、又は動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学及び数学の法則及び理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間又は動物の病気を診断又は治療する方法
- (5) 公の秩序、良俗、衛生又は福祉に反する発明

第9条(1)

11.1 自然に存在する微生物及びその組成分、動物、植物、又は動植物からの抽出物

特許と小特許審査マニュアル(B.E.2549 改訂版)の29～30ページに、「自然に存在する微生物及びその組成分、動物、植物、又は動植物からの抽出物」という項目の特許法第9条の(1)に関する発明特許の出願(方式審査)という部分における「特許保護を受けられない発明」の詳細を削除して、代わりに次の文章を使う。

特許法第9条の(1)に基づく審査は、タイの国益を中心とする、認められている基準と国会へ提出された法案の趣旨に基づいて行われる。

(1) 発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見(DISCOVERY)とみなされるものは発明は保護を受けられない、及び／又は、

(2) 政府が保護しない政策方針である発明。従って、特許法第9条の(1)は以下の通り分類できる。

2.1 発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見(DISCOVERY)とみなされるもの。

- － 自然発生する微生物及びそれらの成分
- － 自然に存在する高等な動物若しくは植物
- － 要部の人為的加工を経ない動植物若しくは植物からの抽出物

従って、次に記すような特徴を持つ特許出願は、自然発生する微生物及びそれら成分であるため、特許法第9条の(1)に基づいて特許出願することができない。

イ) 自然発生又は自然に存在する、若しくは自然発生又は自然に存在するものと類似性を持つ又は重要な類似性を持つ特徴及び／又は性質を有する人為的に生成された、細菌、菌類(fungi)、キノコ、イースト菌やノリや原生動物(protozoa)を含むカビ、真核細胞(eukaryotic cell)、原核細胞(prokaryotic cell)、細胞株(cell line)、ウイルス(virus)、ウイロイド(viroid)、マイクログプラズマ(mycoplasma)、動物の細胞(animal tissue culture)、地衣類(lichen)、ファージ(phage)、共生生物(symbiont)、放線菌(actinomycete)を含む、動植物界(Plant and Animal Kingdom)における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物に関する保護を求める特許出願。もしくは、

- ロ) 自然発生又は自然に存在する、若しくは自然発生又は自然に存在するものと類似性を持つ又は重要な類似性を持つ特徴及び／又は性質を有する人為的に生成された、細菌、菌類(fungi)、キノコ、イースト菌やノリや原生動物(protozoa)を含むカビ、真核細胞(eukaryotic cell)、原核細胞(prokaryotic cell)、細胞株(cell line)、ウイルス(virus)、ウイロイド(viroid)、マイクロプラズマ(mycoplasma)、動物の細胞(animal tissue culture)、地衣類(lichen)、ファージ(phage)、共生生物(symbiont)、放線菌(actinomycete)を含む、動植物界(Plant and Animal Kingdom)における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物において既存のタンパク質、遺伝子、デオキシリボ核酸(DNA)、リボ核酸(RNA)、プラスミド(plasmid)、ベクター(vector)、もしくはそれら成分に関する保護を求める特許出願。もしくは、
- ハ) 第(イ)項及び第(ロ)項に記載の特徴を持ったものに関する保護を求める特許出願。

2.2 食糧又はその他への利用を目的とした場合を除き、新種の高等な動物若しくは植物に対する保護をしない政策方針がある場合はその動物若しくは植物から増殖したものも含む。但し、新種の植物である場合、農業協同組合省へその保護を求めることができる。

例示として

ーインスリン自体はすでに知られているため、新規の方法によって準備されたインスリンは、保護を受けられない。

ー既存の細菌種を人間の開発によって変種させて準備又は生成された、実に重要な特性を持った新種の細菌は、特許出願ができる。但し、両方の例において、その準備にあたる方法は特許出願することが出来る。

ー純化された自然にある製品について、USPTO、EPO、及び JPO は、それらの抽出物は、純粋な状態で自然に存在しないため、天然産物若しくは発見とみなさない。分離されたこの微生物の抽出物は、自然にある状態と同じではない。

11.2 科学及び数学の法則及び理論

第9条(2)

これらは、発見の特徴の一つであり、自然に存在する過程及び状態である。これらを技術的に使用することは、特許出願することができる可能性がある。優れた導体としての自然に基づく理論は特許出願ができないが、その自然に基づく理論を応用して作られた優れたその導体、又はその自然に基づく理論を応用した導体の準備工程は、特許出願ができる可能性がある。若しくは、短縮化された特有の計算方法は特許出願ができないが、短縮化された計算方法を可能にするために開発された計算機は、特許出願ができる可能性がある、など。

第3章

「自然の法則を応用」しないとは

- 自然の法則を開示するだけのもの
- 発見でしかないもの
- 自然の法則と矛盾する発見、及び
- 自然の法則を応用しない発明

特許法に違反する要旨とは、次のことを含む。

- 科学的理論や数式を開示するだけのもの
- 競技や、スポーツのルール若しくはやり方を開示するだけのもの、及び
- 人間の記憶及び理屈の活用によってできる方法や戦略の開示だけのもの

第9条(3)

11.3 コンピュータプログラム

特許出願の出来ないコンピュータの部分は、コンピュータプログラム自体もしくは、媒体に記録するものである。機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品のための機械や方法など、技術的にコンピュータプログラムの使用は、特許出願ができる可能性がある。

コンピュータプログラムやソフトウェアに関連する発明の審査は、基本的に担当官は次の方針に従う。

- 基本的に機械を使う処理工程、特に情報処理 (Information Processing) を含めた広範囲に渡って技術を理解する。
- 独立特許請求項の全内容を処理、つまり、先行技術を一緒に考慮して独立特許請求項の全ての特徴の概要を評価する。及び、
- 厳格に「コンピュータプログラム」の条文に関する本質的な解釈する。

例示: ソースコード (SOURCE CODE) のファイルにおいて本質的に前述の条文に基づく厳格な解釈によって、特許出願人は様々な法律に基づく保護を受けられる選択を得ることができる。例えば、ソースコードは著作権法に基づく保護を受けることができる可能性がある上、役割や機能 (Function) 及び当該コンピュータプログラムによる技術的な効果 (Effects) も特許法に基づく保護をも、受けることができる可能性がある。

コンピュータプログラムに関連する発明が特許法に基づく保護を受けられるかの審査は、特許法第9条の(3)に定められるものよりも完全な特徴を持つ発明でなければならない。

- しかし、データ処理はコンピュータプログラムによるか、もしくは特別な形態を持つ電気回路による方法で行われる。また、その使用は発明の構想ではなく、経済的もしくは実務的要因によって決められる可能性がある。
- 従って、この技術分野における発明は、次に述べるものに基づいて審査を行う。つまり、どのような内容であれ、当該コンピュータプログラム自体や、媒体に記録されるコンピュータプログラムは、特許権を求めることができない。さらに、当該コンピュータプログラムが一般に使われるコンピュータにインストールされる場合にも、同じく保護を請求することができない。
- 但し、特許請求項に記載される重要な内容が、先行技術に技術的發展をもたらすことが認められれば、たとえ当該作業にコンピュータプログラムを使用することがあっても、その発明は保護を受けられる可能性がある。例として、

プログラムによって制御される機械、及びプログラムと制御工程によって管理される生産は、一般に使われるコンピュータの中の作業を制御するプログラムにのみ関係する発明の要旨の場合、一般的に保護を受けられる要旨であると審理される。

- 当該プログラムが技術的能率をもたらすのであれば、その発明の要旨はもちろん保護を受けられる。例として、

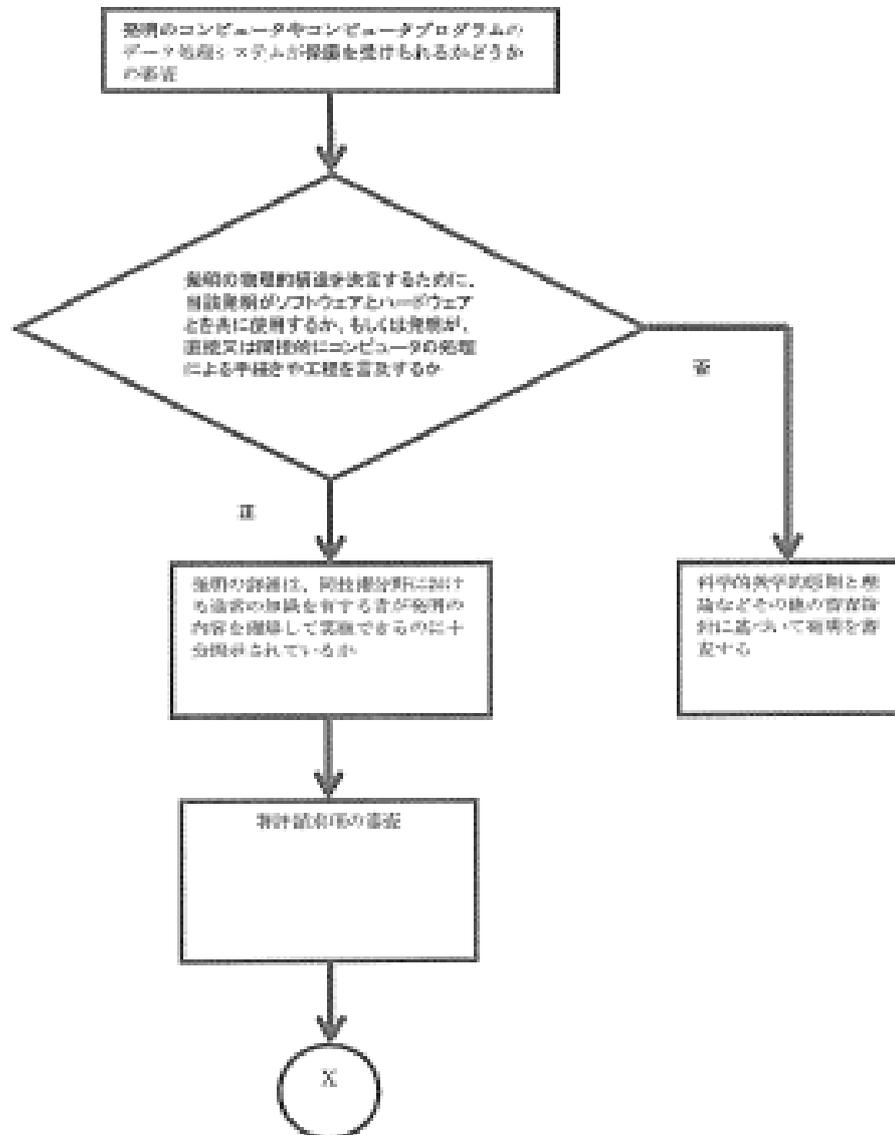
型の高速度メモリー・ユニットとは別に、もう一つの大型の遅速メモリー・ユニットとに構成される一般のデータ処理システムがあるとして、高速メモリー・ユニットが同じ速度で処理できるとした時、もし処理データの全てを高速メモリー・ユニットに入力すれば、まるでプログラムの効果が高速メモリー・ユニットの容量を増加させるかのような技術的特徴であるため、保護を受けることができる。

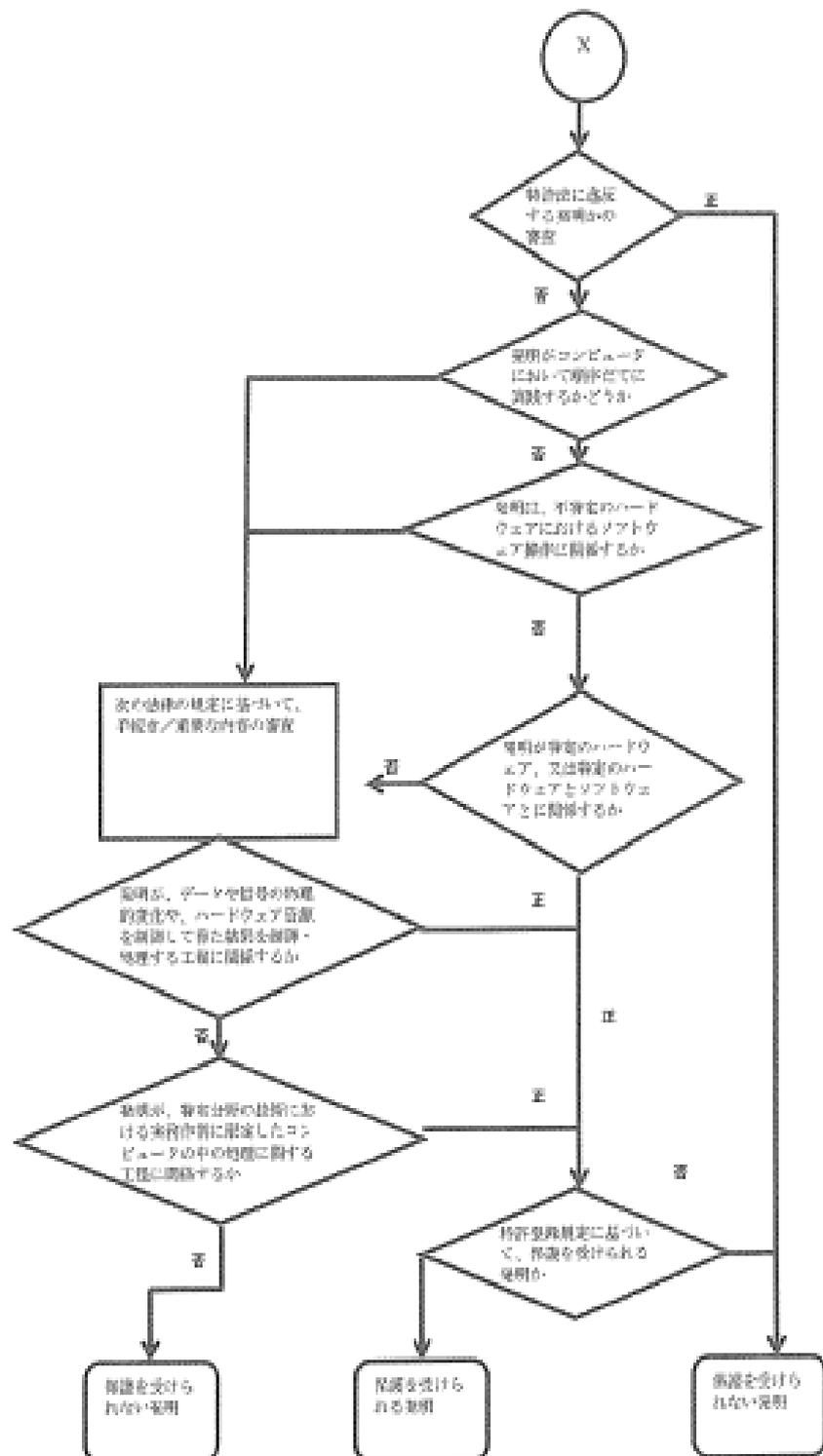
- コンピュータプログラムに関連する発明の審査と共に、考慮に入れなければならない他の重要な内容は、次の通りである。

「技術的思想」と関連しないものとは以下を意味する:

- (1) データ処理に関するコンピュータのハードウェア資源を如何に使用するかの、直接的又は間接的な詳細の説明がなく、当該データ処理のみに関するコンピュータの使用
- (2) 技術的特徴や考え方に関する部分がなく、保存媒体へのコンピュータプログラムやデータ記録のみ
- (3) 保存媒体へのコンピュータプログラムや、データの処理や、記録のみに関するコンピュータの使用
- (4) 製品を生み出さない事業の運営やその他の方法。

コンピュータプログラムに関連する
発明の審査手順におけるダイアグラム





特許と小特許審査マニュアル(B.E.2549 改訂版)の 36 ページに、「人間または動物の病気を診断、処置又は治療する方法」という項目の特許法第 9 条の(4)に関する発明特許の出願(方式審査)という部分における「特許保護を受けられない発明」の詳細を削除して、代わりに次の文章を使う。

人間又は動物の病気を診断又は治療する方法の特許出願ができない発明というこの規則は、世界貿易機構(WTO)下の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIP)に沿ったものとして特許法(B.E.2535)第 2 号に定められた。人間又は動物の病気を診断又は治療する方法が、特定人物(医師)の技能によるもので、かつ特定の間又は動物にしか適用されないものである。

従って、この「人間又は動物の病気を診断又は治療する方法」は、人間又は動物における疾病、異常状態又は病気より生じる病状、怪我、異常、若しくは苦痛を診断、処置、鎮静、抑制、緩和、回復、もしくは治療する効果をもたらす行動を含む。そのため、直接又は間接的にその行動を記述特許請求項は、特許法第 9 条の(4)に基づく意味合いでは保護を受けられない。特許出願人が間接的に保護を求める場合、担当官は発明の詳細の開示から、当該特許請求項は、前述した原理の意味するところが含まれているかを審査しなければならない。

いずれにしても、「人間又は動物の病気を診断又は治療する方法」は、当該方法に使用される製品や機器を含まない、例えば、細菌検査液、レントゲン撮影機などは、特許出願ができる可能性がある。さらに、美容目的で使用される物質若しくは化粧品を含む、何らかの化学物質又は機器装置による病気の予防方法も、特許出願ができる可能性がある

特許法第 9 条の(4)の解釈に従い保護を受けられない特許請求項の例

- (1)「(...で)体内に...という薬品を投与して、...という病気の診断」
- (2)「患者に以下の理学療法をさせることで、...という病気を治療する(鎮静する、抑制する、緩和する、治療する)方法」
- (3)「患者に...という化学薬品を有効剤で投与して...という病気を治療する(鎮静する、抑制する、緩和する、治療する)方法」
- (4)「患者に一回当たり...ミリグラム(1日当たり...ミリグラム)の...という化学薬品を投与して...という病気を治療する(鎮静する、抑制する、緩和する、治療する)方法」
- (5)「...という薬品を必要とする患者に...という化学薬品を投与して酵素(...ホルモン)を調節する方法(調節方法が病気を処置、鎮静、緩和、又は治療する効果をもたらす時)」
- (6)「(経皮薬を用いて)患者に有効成分を投与する方法」

- (7) 「哺乳類へ...という薬品を投与して、当該哺乳類の免疫力の反応を促進させることを含むエイズの抑制方法」
- (8) 「以下の(診察)結果を考察して(症状や)病気の診断方法」
- (9) 「(...という病気に対する)(治療の効果をもたらす)ために免疫力を(付ける、刺激する、向上させる、高める、減らす)方法」
- (10) 「患者の(<細胞又は...>から免疫力を付ける物質の作成を含む各手順を記述する)をしてから、患者の体へ再投入すること」によって、自らからワクチン(免疫力)を付ける方法」
- (11) 「...という病気に効果をもたらす医薬品の製造のための...という化学物質の使用であり、当該病気に効果をもたらす投与量は約...から...である」
- (12) 「(数量を示す)の量のXという物質を用いて...という病気を治すための医薬品製造にあたるX物質の使用」
- (13) 「(血液の値が)(一日/一時間/一回当たり)約...という量になるよう、...という物質の使用」
- (14) 「血液中にある有効成分が(一日/一時間/一回当たり)約...という量になるように、...という物質を投与して...という病気を治すための...物質の使用」
- (15) 「...という病気の治療において...という物質の使用」
- (16) 「一日当たり(一回当たり)...という量を用いて...という病気の予防(治療、処置、抑制など)のための医薬品製造のための...という物質の使用」

**特許法第9条の(4)に基づくものではないため、保護を受けられる可能性がある
特許請求項の例**

- (1) 「...(手順、適応を記述)で構成される物質のサンプルに、...という抗原を接触させることで、...の(...という抗体)の存在の検出方法」
- (2) 「...を使用して必要としている者へ投与することで...という病気に対する免疫力を刺激する方法」
- (3) 「以下の...で構成される物質を必要としている者に対し、...という病気の免疫性(物質)の投与方法」
- (4) 「必要としている者に対し、...の投与による...の予防方法」
- (5) 「...によって構成される医療機器(装置、診断器具)」

**特許委員会決定
第1/2553号**

前述の例示は、担当官が審査する際に使う指針に過ぎない。実務上、担当官は、発明の詳細及び特許出願の特許請求項に記載される内容を重点に審査しなければならない。当該内容を審査した上で、人間又は動物の病気を診断又は治療する方法と判断したら、特許出願に「使用方法」という単語がなくとも、担当官は当該特許出願を拒絶しなければならない。

なお、前述の例示にある「病気」という単語は、病状や異常の表れとして出る症状や症状群を含むものとし、また、「治療」という単語は、診断する、処置、抑制する、鎮静させる、緩和する、回復する、もしくは治療する、かつ同様な意味を持つ他の単語を含む。

特許法第9条の(5)に基づく発明を例外として本法に基づく保護を受けられない目的は、例えば、開封すると爆発する小型爆弾の入った封筒など、混乱の発生と公の秩序に反することを防ぎ、当該発明が犯罪行為につながらないように防ぐ。

その発明が善悪両方にも使われ得る場合、例えば、

その発明が善悪両方にも利用され得る場合、防犯錠を解除する方法は、犯罪者や強盗なら悪いほうに使われる発明になってしまうが、緊急時に鍵屋が使うなら良い使い方になる。この場合、本法第9条の(5)に基づいて特許出願を拒絶することはない。但し、当該発明に、公の秩序に反するような使われ方を明確に言及する内容であると感じたとき、その言及される部分は発明の詳細から削除するよう指示しなければならない。

従って、担当官は、特許法(B.E. 2542)第3号の第9条の何れかの項目に基づいて保護を受けられない発明の一部が出願人によって特許請求されると判断すれば、省令(B.E. 2542)第22号の第5条に従って、補正するよう出願人に書面による通知を送付する(補正が可能な場合、特許補正の項目を参照する)。

11.6 第9条に基づく特許保護を受けられない発明に関するガイドライン

- 特許出願若しくは小特許出願が第2条の(1)若しくは第3条の(1)の規定に準拠していない、若しくは特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に基づき部分的に特許出願ができない場合、担当官は、出願人に所定期間内に出願を補正するよう要求すべく局長に審査報告書を提出する。
- 出願人が(第9条に基づき)特許保護を受けられない発明の全てについて特許権を請求すると分かった場合、若しくは特許請求項があいまいで第9条に反するか判断できない場合、担当官は当該特許出願人に連絡し、その特許出願が第9条の何れかの項目に反することによって特許出願を拒絶しなければならないと出願人が認識するよう知らせる。もし、出願人がそれに同意しない場合、当該出願人は所定期間内に、弁明あるいは補正(法律に反しない程度でできる範囲であれば)しなければならない。所定期間を過ぎたら、省令第22号(B.E. 2542)の第6条に従って、担当官は当該特許出願を拒絶するよう要求すべく局長に審査報告書を提出する。

第3章

省 22 号 (B.E. 2542) 第 6 条

- 特許出願若しくは小特許出願(場合に応じ)の対象たる発明が特許法第 9 条若しくは第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づき特許性に欠いていると思われる場合、特許出願の対象たる意匠が特許法第 58 条に基づき特許性に欠いていると思われる場合、又は特許出願若しくは小特許出願が第 2 条(3)若しくは第 3 条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出する。
- 第一段落に基づく出願の拒絶に先立って、局長は、出願人に対し、弁明するか又は当該特許出願若しくは小特許出願を補正するよう指示することができる。

出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出する前に、担当官は出願人に特許出願を拒絶する旨通知を送付し、特許法(B.E. 2522)の第 27 条に基づく書面による通知を受取ってから **90 日以内**に、出願人がそれを弁明もしくは補正する機会を与える。

- もし、出願人が弁明しない、若しくは弁明したが担当官の意見を覆すことのできる理由がない時、当該特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出する。

弁明や補正につき、その弁明や補正にかかる期間の延長を出願人は求めることができる。ただし、「特許に関する証拠書類の提出期間延長の要請に関する規則」という知的財産局告示の基準に基づかなければならない。

- 特許出願の出願人が担当官の指示に基づいて所定期間内に補正を行った、若しくは出願人が自発的に補正を行った場合、担当官は、後に述べる特許の補正に関する審査という規則に基づき、その補正された特許を審査しなければならない。

12.特許あるいは小特許として出願されたことのない発明

第 65 条の 3 何人も同一発明について小特許及び特許の両方を出願してはならない。

省 22 号
(B.E. 2542)
第 2 条

特許法第 28 条又は第 65 条の 5 (場合に応じ) の規定に基づいて局長に審査報告書を提出するため発明特許出願又は発明小特許出願を処理するにあたり、担当官は、次の事項についてかかる特許出願又は小特許出願の審査を行う。

(1).....

(2).....

(3).....

(4).....

(5)特許出願又は小特許出願の対象である発明が、その出願日より前に特許法第 65 条の 3 に基づいて国内で特許出願又は小特許出願(場合に応じ)がなされた発明と同一のものでないこと

上述の小特許出願の方式審査において、第 1 章第 1 節における発明の特許出願と同様、省令 (B.E. 2542) 第 22 号の第 2 条 (1) から第 2 条 (4) までに基づいて審査する他に、担当官は、第 2 条 (5) に基づく小特許出願日より前に特許法第 65 条の 3 に基づいて国内で特許出願又は小特許出願された発明と同一のものかをも審査しなければならない。

当該小特許出願が不正だと判断した場合、特許法第 77 条の 5 及び、省令 (B.E.2542) 第 22 号の第 4 条に基づいて次の通り行う。

第 77 条の 5 第 65 の 3 に違反して同一の発明を特許及び小特許に出願又は共同出願した者はその発明について小特許を出願したものと見なされる。

第3章

省 22 号 (B.E. 2542) 第 4 条

第 2 条に基づく特許出願又は小特許出願(場合に応じ)の審査により、当該出願が法に準拠していないこと又は複数の出願人によって行われたことが判明された場合、担当官は、次の通りこれを処理する。

(1) 同一の発明について特許及び小特許の出願又は共同出願が行われた場合、特許法第 77 条の 5 に従って出願人は、小特許出願を行ったものとみなされる旨を、出願人に通知する。

(2) 同一の発明が複数の者によって個別かつ別々になされ、それについて一方の出願人が特許出願を、他方が小特許出願を行った場合、最初に出願を行った者がかかる特許又は小特許(場合に応じ)の付与を受ける資格を有する旨を、出願人全員に通知する。

(3) 同一の発明が複数の者によって個別かつ別々になされ、それについて一方の出願人が特許出願を、他方が小特許出願を同じ日に行った場合、通知を受領した日から 90 日以内に出願人全員の間で折り合いをつけるよう、出願人全員に通知する。

第一段落に基づく通知は書面によるものとし、配達証明付郵便又は局長の定めるその他の方法で送付する。

13. 単一の発明

第 2 章の発明の特許に関する第.....第 18 条、.....
.....第 26 条、.....
第 65 条の 10を第 3 章の 2 小特許権に関する事項に準用する。

第 18 条

1 つの特許出願は 1 つの発明についてのみ出願しなければならない。複数の発明を 1 つの出願として出願することが出来るのは複数の発明が相互に同一の発明と関連があるときである。

小特許出願の方式審査において、担当官は、当該小特許出願が単一の発明に関するものであるか、又は単一の発明概念を構成する関連性のある一群の発明であるかを、省令(B.E. 2542)第 21 号の第 5 条に基づいてさらに審査しなければならない。

省 21 号
(B.E. 2542)
第 5 条

次の特許請求項を含む出願は、一つの発明に関するものとみなされる。

(1) 保護対象である製品の独立特許請求項に加え、その製品の製造方法及び使用方法を記載した他の独立特許請求項

(2) 保護対象である製品の独立請求項に加え、その方法を実施するための手段及び、又は装置に関する特許請求項

上述以外の同一発明に関する審査において、担当官は、次の審査指針に基づいて追加審査しなければならない。

例示の一

特許請求項

1. 直径 d を持つ六角形の断面を有する差込ピンを特徴とするある数の差込ピンを持つ電源プラグ。

2. 直径 d を持つ六角形の断面を有する差込口を特徴とするメス接触部分を指定したある数の差込口を持つ電源プラグ。

審査考察

上述の特許請求項を審査した結果、特許請求項 1 の技術的特徴とは、六角形の断面を有する差込ピンであり、そして、特許請求項 2 の技術的特徴とは、六角形の断面を有する差込口であるため、関連性があるうえ、また、差込ピンと差込口の直径も同じであることが分かった。

この場合は以下とみなす

特許請求項 1 と 2 は、単一の発明概念を構成する関連性があるため、同一発明とみなされる。

例示の二

特許請求項

1. A の特徴を持つ x というベルトコンベア

2. B の特徴を持つ y というベルトコンベア

3. A+B の特徴を持つ z というベルトコンベア

審査考察

上述の特許請求項を審査した結果、特許請求項 1 における A の特徴と特許請求項 2 における B の特徴は技術的特徴であり、また、A の特徴と B の特徴は関連性がないことが分かった。

この場合は以下とみなす

1. 特許請求項 1 と 2 は、同一発明ではない。

2. 特許請求項 1 と 3 は、同一発明である。

3. 特許請求項 2 と 3 は、同一発明である。

例示の三**特許請求項**

1. A の特徴を持つ直流電流モーター用制御回路
2. B の特徴を持つ直流電流モーター用制御回路
3. A の特徴を持つ制御回路が付いた直流電流モーターを含む自動車
4. B の特徴を持つ制御回路が付いた直流電流モーターを含む自動車

審査考察

上述の特許請求項を審査した結果、特許請求項 1 における技術的特徴は、特許請求項 3 にも記述された A という特徴であり、特許請求項 2 における技術的特徴は、特許請求項 4 にも記述された B という特徴であることが分かった。

この場合は以下とする

1. 特許請求項 1 と 2 は、同一発明ではない。
2. 特許請求項 1 と 3 は、同一発明である。
3. 特許請求項 2 と 3 は、同一発明ではない。
4. 特許請求項 2 と 4 は、同一発明である。

例示の四**特許請求項**

1. 化合物 A
2. 化合物のキャリアを含む殺虫剤の成分

審査考察

上述の特許請求項を審査した結果、特許請求項 1 と 2 は、A 化合物という共通の技術的特徴を持つことが分かった。

この場合は以下とみなす。

特許請求項 1 と 2 は、同一発明である。

例示の五**特許請求項**

1. A 工程と B 工程とに構成される製造工程
2. A 工程専用の機械
3. B 工程専用の機械

審査考察

上述の特許請求項を審査した結果、A 工程と B 工程は技術的特徴であることが分かった。

この場合は以下とみなす。

1. 特許請求項 1 と 2 は、同一発明である。
2. 特許請求項 1 と 3 は、同一発明である。
3. 特許請求項 2 と 3 は、同一発明ではない。

第3章

担当官は、当該小特許出願が同一の発明ではないと判断される時、担当官は、第26条及び省令(B.E. 2542)第22号の第8条を準用する第65条の10、に基づいて、次の通り処理する。

第26条

特許出願の審査において、担当官が単一の発明とみなすことができないほどお互いに関連がない複数の発明を含んでいる出願と認めるとき、担当官は特許出願人にそれぞれの発明ごとに出願を分割するよう通知する。

- 出願人が前段落の通知を受領後120日以内に分割出願した場合、その分割出願は、最初の出願の出願日に行われたとみなす。
- 出願は、省令に定める規則及び手続に従って分割される。
- 出願人が出願を分割する要求に応じられないときは、120日以内に局長に対して審判請求することができる。局長の決定を最終とする。

省22号 (BE.2542) 第8条

小特許出願が特許法第18条を準用する第65条の10の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、原出願を単一の発明に関するものとなるよう補正し、それ以外の発明については別途に出願を行うことによって、当該出願を複数の出願に分割するよう出願人に指示する。

第一段落に基づいて分割された出願は通常の小特許出願の要件を満たすべきものとし、また原出願において開示された発明の範囲を拡大してはならない。かかる場合において、出願人は、自らが小特許出願を行う資格を有していることを改めて書面で立証する必要はない。

14. 秘密として保護される発明

第 23 条

特許出願された発明が国家の安全保障のために秘密にしておかなければならないと局長が判断したとき、局長は別の命令をするまで、その発明の重要部分及び詳細を秘密としておくことを命令する権限を有する。

第1項により局長が秘密とすることを命令したことを知る特許出願人を含む何人もその発明の重要部分又は詳細を開示することを禁ずる。但し合法的に行なう権限を有するときを除く。

実務において、担当官が特許出願を方式審査して、当該発明が、例えば細菌爆弾や化学爆弾のように、何らかの戦争兵器の発明、若しくは精神安定剤の成分となる麻薬の製造法のようなある種の保健に関する発明など、国家の安全保障上危険であると判断した場合、担当官は特許出願人に事実の弁明をするよう指示する。もし、特許出願人が弁明をした上で、それが国家の安全保障上危険であるかどうか解からない時、関係機関に事前に問い合わせしてから、その発明の要旨及び詳細の秘密を保持させるよう局長に審査報告書を提出すると共に、そのことを特許出願者に通知する。

15. 小特許の補正に関する審査

特許出願人は省令が定める規則と手続きに従い特許出願を補正追加することができる。ただしその補正追加は発明の重要部分の追加であってはならない。

第 20 条

出願人がその特許出願を発明の要旨の範囲を超えずに補正することを希望する場合、出願人は、局長から別段の許可を受けない限り、出願の公開前にその旨の申請を行わなければならない。従って、特許出願の補正について、出願人は自発的に、若しくは担当官の指示に従って行うことができる。ただし、当該補正は、特許出願に開示されている発明の要旨の範囲の拡大であってはならない。

省 21 号 (B.E. 2542) 第 16 条

その審査の指針は、つまり、本特許法第17条に従って特許出願を提出した場合、次の通り、特許出願人は自ら出願の補正申請することができる。

- 出願の公報公開前: 出願人は出願公報の公開前に、出願の補正申請ができるが、当該補正は発明の要旨の範囲を拡大するものであってはならない。
- 出願の公報公開後: 出願の補正申請ができるが、局長の許可を受けた上で、そして発明の範囲を拡大するものでなければ、特許出願人は出願の補正申請することができる。

15.1 発明の要旨の追加とならない補正

次に例示される特許出願の補正は、発明の要旨の追加とならない補正とする。

- (1) 担当官の指示に基づく補正
- (2) 出願される発明の背景に対する理解を高めるため、発明の背景に関する詳細を加える補正
- (3) 発明の詳細若しくは特許請求項に整合させるための補正。例えば、発明の詳細には 50～100℃の温度と記載される一方、特許請求項には 70～100℃の温度と記載される時、この場合、出願人は発明の詳細若しくは特許請求項を補正して整合させることができる。
- (4) より明確かつ簡潔にするための、発明の詳細及び／又は特許請求項の補正
- (5) タイ語の言語的原理に基づく誤字、脱字の補正

15.2 発明の要旨の追加となる補正

以下に例示される特許出願の補正は、発明の要旨の追加となる補正とする。

- (1) 特許出願に記載される発明の要旨を超えて内容を追加した補正。

例えば、

梱包容器の製造機械に関する特許出願につき、梱包容器の製造のための様々な部品によって組み立てられる当該機械を開示する発明の要旨と、前述した部品を含む梱包容器製造機に関する特許請求項とがある。

この場合、特許出願人は、発明の詳細又は特許請求項に記載される梱包容器の製造工程などの要旨を追加することができない。

- (2) 特許出願に内容の補正によって、当該補正はかかる技術分野における通常の知識を有する人が予想し得ないか、または特許出願に記載されたことから理解できない補正。

例えば、

多種多様の構成要素から成るゴムの配合に関する特許出願について、当該出願人がゴムの配合にさらにもう一種の構成要素を加えて発明の詳細の追加を申請する場合、これは発明の要旨の追加とみなされる。

第3章

伸縮式支持部品の種類を特定しないで、「伸縮式支持部品に取り付ける」器具に関する発明の詳細と特許請求項が開示される特許出願をしたが、その後、当該出願人は伸縮式支持部品がコイルばねであると発明の詳細と特許請求項に追加の申請をする場合、これは発明の要旨の追加とみなされる。

- しかしながら、かかる補正の内容がその技術分野における通常の知識を有する人によく知られているもので、当該補正は単に理解を高めるのみであると特許出願人が証明できれば、当該補正はできる可能性がある。

最初の例示であれば、補正を申請する構成要素はよく知られている既存の一般的な構成要素であり、当該ゴムの配合に用いると、むしろ混合状態が良くなるということを、出願人が証明できれば、当該発明の要旨の追加は、発明の詳細を単により明確にするだけであり、かつ、出願人はかかる技術分野における通常の知識を有する人によく知られていないものを発明の要旨に追加していないことになるからである。

- いずれにしても、当該補正が、過去に開示されなかった特別な効果をもたらす場合、その補正は認められない。

それと同様に、「伸縮式支持部品」の例において、示される図面でかかる技術分野における通常の知識を有する人が、コイルばねを連想できる、又は当該発明の「伸縮式支持部品」はコイルばねを意味すると想像できることを、出願人が証明できれば、当該補正は認められる可能性がある。

未判決事件番号 中央知的財産・国際取引裁判所の判決方針の事例

第 IP93/2545 号 中央知的財産・国際取引裁判所の判決 「薬の一回あたり使用量は約 5～100 ミリグラム」という文章の削除のような特許出願の補正は、発明の要旨の追加となる補正とみなされる。その理由は以下の通りである。

1. 薬の成分や調合法の補正は、新規の薬の開発とみなされなければならない。従って、薬の調合法又は薬の一回あたりの使用範囲の指定は、この類の薬品の発明の要旨とみなされることになる。薬の服用範囲の指定は、薬品の製造にとって最も重要なことである。

2. 「発明の要旨」とは、どちらか一方ではなく、社会の有益性のためとなる発明の詳細と、特許権者に与えられる権利や有益性の範囲が記載される特許請求項との両方を指すものである。

3. 「要旨の追加となる補正」という言葉自体は、要旨の内容を加える、若しくは要旨の内容を変えるという意味がある。文章を削除することは、ある意味で要旨の補正になる可能性がある。従って、「薬の一回あたり使用量は約 5～100 ミリグラム」の部分~~を従来の特許請求項から削除することによって~~、~~要旨が変わってしまう~~。特許権者は、薬品製造に使用する一回あたりの成分使用範囲が指定されない保護を受けられることになるため、従来の特許請求項に記載されるものより範囲が拡大されることになる。そして、新しい特許請求項に基づく保護を受けられる発明の範囲は、既に開示された発明の詳細よりも拡大されてしまう結果となる。前述の文章を削除することは、法律に違反した発明の要旨の追加となる補正となる。

それでもなお、当該補正が発明の要旨の追加である場合、担当官は特許出願人に通知書を送付しなければならないが、当該補正が発明の要旨の追加ではなく、かつ特許出願の公開日後に行われるのであれば、担当官は出願公告開示後における補正を許可するよう、局長や局長に任命された者に報告する。

方式審査の段階では、担当官は、どの図面を特許公報で公開すべきか、出願される発明を網羅して発明と整合性を持つ図面を検討する。また、国際特許分類 (International Patent Classification; IPC) に基づいてメイングループ (Main Group) もしくはサブグループ (Sub Group) まで、担当官は発明を正確に分類する。

従って、この方式審査において、担当官が審査して小特許出願の出願願書やその補正申請書が正しければ、担当官は方式審査報告書 (付属書類 1) を作成し、順次に上司に小特許の登録と付与を命令するよう提出する。そして、出願人に、小特許の公報発行手数料と小特許付与の手数料を納付すると共に、小特許出願の出願願書の謄本 1 部を送付するよう通知する。

第 3 章

- 但し、担当官が審査して、小特許出願される発明は、第 6 条を準用する第 65 条の 10 に基づく新たな発明ではないと判断した場合、また、特許法の第 65 条の 2 に違反する小特許の登録と付与を防ぐために、担当官は、次の通りに従って行う。

- (1) 第 17 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて、90 日以内に小特許出願される発明と先行技術との相違点について弁明するよう、小特許出願人に通知する。
- (2) 規定期間内に小特許出願人が弁明しない場合、小特許出願を放棄したものとみなされる。
- (3) 規定期間内に小特許出願人が弁明したにも拘らず、小特許出願される発明と先行技術との相違点を明示することが出来ない場合、第 17 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて、当該小特許出願は正当性に欠けるとみなされ、第 65 条の 5 (1) に基づいて小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書(付属書類 2)を提出する。
- (4) 第(3)項に基づいて局長が命令すると、第 72 条に基づいて特許委員会へ審判請求権を行使するよう、小特許出願人に通知する。

- 第 9 条を準用する第 65 条の 10 に違反する小特許の登録と小特許の付与に関して、担当官は次の通りに従って行う。

- (1) 第 9 条を準用する第 65 条の 10 に基づく保護を受けられない発明である旨と、90 日以内弁明するよう、小特許出願人に通知する。
- (2) 規定期間内に小特許出願人が弁明しない場合、小特許出願を放棄したものとみなされる。
- (3) 規定期間内に小特許出願人が弁明したにも拘らず、小特許出願される発明は、第 9 条に該当しないことを明示することが出来ない場合、第 9 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて、当該小特許出願は正当性に欠けるとみなされ、第 65 条の 5(1) に基づいて小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書(付属書類 3)を提出する。
- (4) 第(3)項に基づいて局長が命令すると、第 72 条に基づいて特許委員会へ審判請求権を行使するよう、小特許出願人に通知する。

16. 出願の種別変更

第65条の4

小特許出願人又は特許出願人は、発明の登録及び小特許権の付与前、又は第28条に基づく特許出願の公開前、小特許から特許へ又は特許から小特許へ権利種別を変更する権利を有する。出願人は原出願の出願日を出願日とする権利を有する。この点について、省令で定められた規則及び手続きに従わなければならない。

省令22号 (B.E. 2542) 第14条

出願人が自らの出願を、場合に応じ特許出願から小特許出願へ又は小特許出願から特許出願へ変更することを希望する場合、出願人は、局長が定める様式の変更申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか、又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付する。

- (1) 商務省知的財産局
- (2) 県の商務事務所又は局長が定めるその他の政府機関

- 第一段落に基づく変更申請書は、場合に応じ特許法第17条又は第17条を準用する第65条の10の規定に基づいて発行された省令に定める特許出願用書類又は小特許出願書類を構成する書類から成る。
- 第一段落に基づく変更を申請する者は、既に納付した手数料の超過分の払戻しを受けることはできない。

従って、出願人が自らの出願を、発明特許出願から小特許出願へ変更することを希望する場合、担当官は、次の通りに従って審査する。

(1) 出願人は、第17条を準用する第65条の10に基づいて発行された省令に定める出願の変更申請書及び小特許出願用書類を提出すると共に、手数料(100パーツ)を納付すること。

(2) 出願人は、出願公開前に出願の変更申請書を提出すること。

- 担当官が、出願の変更申請手続が正しいと判断した場合、方式審査の指針に基づいて引き続いて審査する。この場合、出願人は原出願の出願日(特許出願の出願日)を出願日(出願の変更申請書の提出日)と主張する権利を有する。
- 担当官が、出願の変更申請手続が正しくないと判断した場合、例えば、出願人が出願公開の後に、出願の変更申請書を提出したなど、当該出願人に対し、出願の変更申請の権利を有しない旨、書面にて通知を送付する。

17. まとめ

方式審査は登録と小特許の付与前の小特許出願願書を審査する段階であり、担当官は次の通り小特許出願を審査しなければならない。

- 特許法(B.E.2542)第3号、第17条省令、及び知的財産局告示などを準用する第65条の10に基づいて発明の内容及び出願願書の準備が正確で、かつ明確であること
- 特許法(B.E.2542)第3の第9条及び省令を準用する第65条の10に基づいて特許保護が受けられない発明
- 特許法(B.E.2542)第3号の第10条、第11条、第14条、と第15条の第一段落と第二段落、第16条、及び省令を準用する第65条の10に基づく特許出願権
- 特許法(B.E.2542)第3号の第19条と第19条の2、省令、及び知的財産局告示を準用する第65条の10に基づく出願日の計算と最初の外国出願日を国内での出願日としての権利主張
- 特許又は小特許の出願日前に、国内で特許あるいは小特許として出願されたことの無い発明(第65条の3、第7条の5、及び省令)
- 第65条の4に基づく公開前に特許出願の種類変更を申請しているかどうか
- 小特許出願される発明は、同一の発明概念を構成する関連性がある。(第18条、第26条、及び省令を準用する第65条)
- 特許法(B.E.2542)第3号の第23条を準用する第65条の10に基づく秘密として保護される発明
- 知的財産局告示に基づく手数料免除における特許出願の手数料
- 知的財産局、県の商務事務所、若しくは書留郵送にて小特許出願日の審査
- 小特許出願が正しくない場合、例えば、補正できる時、担当官は**90日**以内に補正すべく出願人に通知するか、もしくは小特許出願できない発明、小特許出願ができない出願人であることや、秘密として保護される発明である時、担当官は**90日**以内に弁明するよう出願人に通知してから、当該小特許出願を拒絶するか、又は発明の要旨を秘密とするなど。
- 小特許出願が正しい、あるいは担当官の指示により出願人が正しく補正した小特許出願の場合、担当官は方式審査報告書を作成し、小特許の登録及び小特許の付与と共に、特許公報の公開を命令するよう順次に上司に報告書を提出する。

付属書類



記録文書

部署 特許部 小特許第1グループ 内線番号 1904

公文書番号 ポーノ-0706/_____ 日付 _____

件名 小特許出願に関する審査報告

見解

私は、日付 _____ に出願された、出願願書番号 _____ の小特許出願、発明の名称 _____ を審査しました。その結果、当該小特許出願は、特許法(B.E.2542)第3号に改正された特許法(B.E.2522)の第9条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条、および第17条、第77条の5、及び第77条の6を準用する第65条の10に基づく規則や手続に従っているため、発明の登録をして出願人に小特許を付与すべきであると判断しました。

なお、小特許の公報において、_____ の図面を使用する。又、国際特許分類(Int. Cl⁷)に基づく当該発明の分類記号は _____ とする。

以上のご報告に基づいて、ご検討の上、命令をするようお願いします。

_____ 担当官

命令

- 発明の登録及び小特許の付与

_____ 小特許第1グループ長
知的財産局局長代行



記録文書

部署 特許部 小特許第1グループ 内線番号 1904

公文書番号 ポーノ一0706/ 日付

件名 小特許出願に関する審査報告

見解

私は、私は、日付 _____ に出願された、出願願書番号 _____ の小特許出願、発明の名称 _____ を審査しました。その結果、当該小特許出願が、特許法(B.E. 2542)第3号に改正された特許法(B.E.2522)の第 _____ 条を準用する第65条の10に基づく規則や手続に従っていないと判断しました。そのため、添付の審査の詳細の通り、当該小特許を拒絶すべきである。

国際特許分類(Int. Cl⁷)に基づく当該発明の分類記号は _____ とする。

以上のご報告に基づいて、ご検討の上、命令をするようお願いします。

_____ 担当官

_____ グループ長

命令

- 小特許出願の拒絶

_____ 特許部長

知的財産局局長代行

-

審査の詳細

小特許出願番号 03 03 00624 出願日 仏暦 2546(西暦 2003)年 7 月 1 日

発明の名称 イカダ製作用のセメント製浮き箱

1. 審査項目

特許法第 17 条を準用する第 65 条の 10 に基づく小特許出願であるかどうか。

2. 発明の要旨

従来の浮き箱の代用となる(大きい水瓶に似た)横幅の広い円筒形に作られたセメント製浮き箱の使用。

3. 特許法第 65 条の 10 を準用する第 17 条

第17条 特許出願は、省令に定める規則及び手続に従わなければならない。

省令 21 号

第3条(4) 発明の完全、明確かつ正確な開示であって、それに関する技術分野で通常の知識を有する者が同発明を実施及び使用できるような記載。

第4条第一段落 特許請求項には、出願人が保護を求める発明の特徴を、完全に、正確に、明確に記載すると共にその内容は発明の詳細との整合性がなければならない。

4. 審査考察

発明の完全な開示において、出願人は一般のセメント製水瓶と同じような形の浮き箱であると開示しただけで、浮き箱の構造、及びイカダの構造が如何に当該浮き箱に安定して設置されるかを明確に記載していない。加えて、浮き箱の開発、改良させた特徴を特許請求項に明記せず、単に従来のものの形や使用材質と異なった新しい形状の、特にイカダ専用の浮き箱作りという特徴だけを記載している。従って、前述の発明は、特許法第 17 条に基づいて、発行された省令の規則に従うものではない。

5. 結論

第 4 項の審査考察より、特許法第 17 条を準用する第 65 条の 10 に従わない特許出願のため、当該特許出願を拒絶するべくと判断した。

微生物国際寄託機関名簿リスト

イ. 微生物国際寄託機関

寄託機関名	国
1.AGRICULTURAL RESEARCH SERVICE CULTURE COLLECTION (NRRL)	米国
2.AMERICAN TYPE CULTURE COLLECTION (ATCC)	米国
3.AUSTRALIAN GOVERNMENT ANALYTICAL LABORATORIES (AGAL)	オーストラリア
4.GENTRAAI BUREAU VOOR SCHIMMEL CULTURES (CBS)	オランダ
5.COLLECTION NATIONALE DE CULTURES DE MICRO ORGANISMES (CNCM)	フランス
6.CULTURE COLLECTION OF ALGAE AND PROTOZOA (CCAP)	英国
7.DSM-DEUTSCHE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMAN UND ZELLKULTUREN GmbH	ドイツ
8.EUROPEAN COLLECTION OF ANIMAL CELL CULTURES (ECACC)	英国
9.FERMENTATION RESEARCH INSTITUTE (FRI)	日本
10.IMET-NATIONALE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMEN	ドイツ
11.INSTITUTE OF MICRO-ORGANISM BIOCHEMISTRY AND PHYSIOLOGY OF THE USSR ACADEMY OF SCIENCE (IBFM)	ロシア
12.INTERNATIONAL MICROLOGICAL INSTITUTE (IMI)	英国
13.KOREAN COLLECTION FOR TYPE CULTURES (KCTC)	韓国
14.KOREAN CULTURE CENTER OF MICROORGANISMS (KCCM)	韓国
15.MEZOGAZDASAGL ES LPARI MIKROORGANIZMUSOK MAGYAR NEMZETI GYUJTEMENYE (MIMNG)	ハンガリー
16.NATIONAL BANK FOR INDUSTRIAL MICROORGANISMS AND CELL CULTURES (NBIMCC)	ブルガリア
17.NATIONAL COLLECTION OF FOOD BACTERIA (NCFB)	英国

委託機関名	国
18.NATIONAL COLLECTIONS OF INDUSTRIAL AND MARINE BACTERIA LTD. (NCIMB)	英国
19.NATIONAL COLLECTION OF TYPE CUTURES (NCTC)	英国
20.NATIONAL COLLECTION OF YEAST CUTUURES (NCYC)	英国
21.USSR RESEARCH INSTITUTE FOR ANTIBIOTICS OF THE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIOLOGICAL INDUSTRY (VNIIA)	ロシア
22.USSR RESEARCH INSTITUTE FOR GENETICS AND INDUSTRIAL MICROORGANISM BREEDING OF THE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIOLOGICAL INDUSTRY (VNIT GENETIKA)	ロシア

ロ. 海外における微生物の寄託機関

寄託機関名	国
1.COLLECTION NATIONALE DE MICRO ORGANISMS (CNCM)	フランス
2.INSTITUTE FOR FERMENTATION OSAKA (IFO)	日本
3.FORSCHUNGSINSTITUT BORSTEL (FIB)	ドイツ

ハ. 国内における微生物の寄託機関

- 1.National Center for Genetic Engineering and Biotechnology、
National Science and Technology Development Agency
- 2.DNA Technology Laboratory、Kasetsart university Kamphaeng Saen Campus

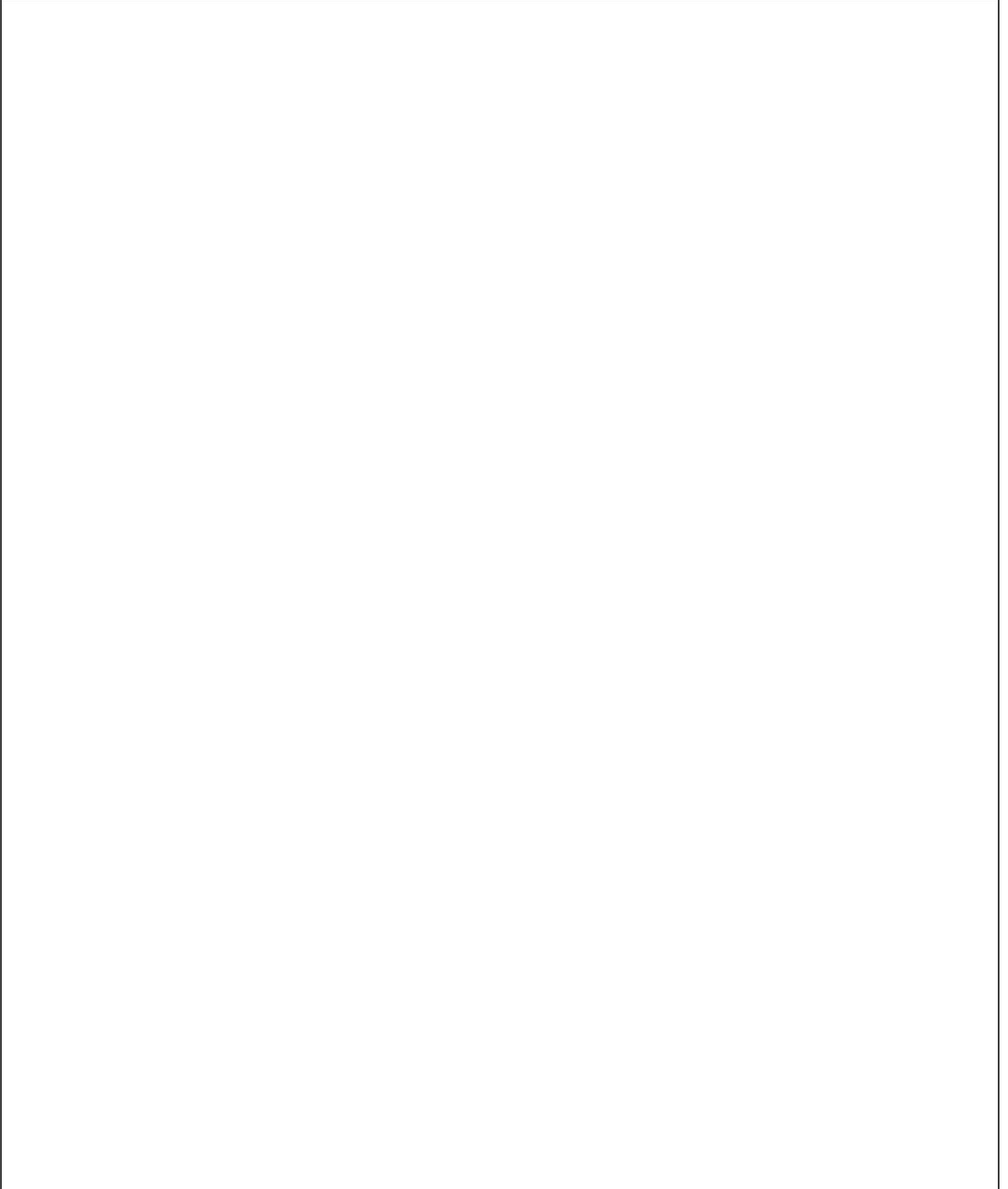
特許／小特許出願書

PI/PD/PP/001-A
(1 ページ目／合計 3 ページ分)

<p>(政府印章) 特許出願書 <input type="checkbox"/>発明 <input type="checkbox"/>意匠 <input type="checkbox"/>小特許 私は 1979 年特許法で 1992 年に及び 1999 年改正された特許法に基づき、特許を受けるべく特許／小特許出願にサインをします。</p>	<p>担当官記入欄</p>	
	出願日	出願番号
	送付日	
	IPC	
	公開日	公開番号
	登録日	登録番号
	担当官サイン	
	<p>1. 発明の名称</p>	
<p>2. この意匠出願は同一の意匠に関する出願で、同時に出願している出願数()の第()番目の出願である。</p>		
<p>3. 特許／小特許出願人名及び住所</p>	<p>3.1 国籍 3.2 TEL 3.3 FAX 3.4 E-mail</p>	
<p>4. 出願権の種類 []発明者、意匠創作者 []譲受人 []他の理由による正規の譲渡人</p>		
<p>5. 代理人事務所名及び住所</p>	<p>5.1 代理人登録番号 5.2 TEL 5.3 FAX 5.4 E-mail</p>	
<p>6. 発明者／意匠創作者及び住所</p>		
<p>7. この特許／小特許出願は原出願から分割したもの、あるいは関係する出願である。 この特許／小特許出願はその出願日を()の日付で出願番号()と同一出願日と見なす。 その理由はこの特許／小特許出願は原特許出願から分割、あるいは派生したもので、 []原出願には複数の発明が含まれているため。 []出願人には権利がないと拒絶されたため。 []権利の種類を変更させるため。</p>		

8. 外国出願				
出願日	出願番号	国名	IPC	出願経過
8.1				
8.2				
8.3				
8.4 <input type="checkbox"/> 第1国特許/小特許出願日を出願日とする権利を有する。 <input type="checkbox"/> 出願と共に証拠書類が提出された。 <input type="checkbox"/> 出願後証拠書類が提出される。				
9. 発明の政府による展示 発明を公開した期間() 展示会を開いた期間() 主催者()				
10. 微生物発明				
10.1 寄託登録番号		10.2 寄託日		10.3 寄託場所/国
11. 出願人は本特許/小特許出願日前に外国へ出願した。本出願より 90 日以内にタイ語訳を提出する。 本出願は次の言語で出願した。 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 仏語 <input type="checkbox"/> 独語 <input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他				
12. 特許/小特許出願人が局長に対して次の日付以降に公開を依頼する日 <input type="checkbox"/> 特許/小特許出願人は図面番号[]を公開に使用することを要求した。				
13. 出願に含まれているもの(省略)			14. 出願と共に提出された書類 <input type="checkbox"/> 譲渡証 <input type="checkbox"/> 発明/意匠の証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 微生物に関する書類 <input type="checkbox"/> 外国で出願した事を記録した書類 <input type="checkbox"/> 権利の変更を示す書類 <input type="checkbox"/> その他の書類	
15. 私は次のことを証明します。 <input type="checkbox"/> この発明は以前に特許/小特許出願は行われていません。 <input type="checkbox"/> この発明は()の改良発明である。				
16. 出願代理人のサイン				

備考:発明/意匠特許あるいは小特許を出願する際に担当官に対して虚偽を申し立てた者は、如何なる者も6ヶ月以下の懲役、あるいは5000 パーツ以下の罰金、あるいはその両方の刑を科せられる。





Statement of Applicant's Right to Apply For a Patent/ Petty Patent

Place.....

Date.....

To: The Director-General, Department of Intellectual Property

I (We).....

(name)

of.....and

(address)

.....

(name)

of.....and

(address)

.....

(name)

of.....

(address)

do hereby state and confirm my (our) rights in the invention/design entitled:.....

for which I (we) apply for a Patent/Petty Patent as follows :

- 1. That I (we) am (are) the true inventor (s)/creator (s) of the invention/design.
2. That no other person or body has any rights to the invention/design.
3. That the right to the invention/design has not been assigned to any other person.
4. That all the statements contained above and the facts contained in the application are to the best of my knowledge true and accurate.

Signature (S).....

(.....)

.....

(.....)

Notes : 1. This form must be used in case where the applicant is the inventor/creator.

2. This form must be filed together with the application.

担当官欄

申請番号()
受理日()

特許／小特許出願書の補正申請書

特許／小特許出願番号()
出願日()
発明／意匠名()
特許／小特許出願人氏名()

第1項 上記の特許／小特許出願人あるいは特許／小特許出願代理人である
私(以下、氏名、住所等を記入)は、
この書類特許／小特許出願書の補正を求め、詳細はこの書類に添付します。

第2項 私は、この変更が 1979 年特許法第 20 条に基づくものであり、すなわち、発明あるいは意匠の重要部分
の変更ではないことを保証します。

年 月 日
サイン()
氏名 ()

備考:使用しない内容については削除しなければならない。

担当官欄
 受理日()
 受理人名()

最初に外国で出願した日をタイでの出願日とする権利申請書

特許小特許出願書番号()
 出願日()
 発明/意匠名()
 特許小特許出願人氏名()

1. 上記に記載した特許/小特許の出願人/代理人である私(以下、会社名、会社所在地等を記入)は、最初に外国で出願した日をタイでの出願日とする権利を請求いたします。詳細は以下の通りです。

2. 外国で出願した出願

出願番号	出願日	国名	外国間の発明分類記号	出願状況

3. 私は、検討を求めするため、以下の証拠書類と共に、出願書を提出します。
 外国において提出された特許/小特許出願書類のコピーで、前述の特許/小特許に基づく詳細を含む、特許/小特許出願書の出願日を示しており、さらに、その正確性が前述の外国において提出された外国の特許庁によって保証されているもの。

年 月 日
 権利人/代理人のサイン()
 氏名()

出願日()

受理日()

権利種別変更願

特許／小特許出願番号()

出願日()

特許／小特許出願人氏名()

1. 特許／小特許出願人／代理人である私()は、

1.1 発明特許を小特許に

1.2 小特許を発明特許に

権利を変更することを求めます。

2. 私は、特許出願の公開前に特許権を小特許に変更すること、あるいは発明の登録前や前述の小特許の交付前に小特許を発明特許に変更することが1979年特許法(1999年特許法第3部により改定)第65条の4に基づいていることを保証します。

年 月 日

サイン()

氏名()

備考: 使用しない内容については削除すること。

第 3 章 小特許出願

第 2 節 審査

1. 初めに

小特許出願の場合の審査は、小特許の付与を受けた発明が第 65 条の 2 に基づく条件を満たしているか否かを審査するものである。担当官は、小特許の付与が公告された後 1 年以内に利害関係人が審査請求したとき、審査をし始める、又は、公開日より 90 日以内に第 77 条の 7 に定める権利に基づいて審査を請求する。担当官は、小特許が付与された発明が不正であると判断した場合、特許委員会に対し取消を命令するように通知しなければならない。

審査の手続きと要点は、タイ特許法(第 3 号)B.E.2542 に基づき、以下のように決められている。



審査の流れ

第3章

第2節

審査の要点

- 新規の発明(第65条の2(1)及び第65条の6)
- 産業への利用が可能な発明(第65条の2(2)及び第65条の6)
- 第77条の7に基づく審査請求権

2. 第 65 条の 6 に準拠する発明の審査

小特許の審査において、担当官は第 65 条の 6 及び関連した省令に準拠する審査方法による特徴及び条件を審査しなければならない。

2.1 第 65 条の 6 について

第 65 条
の 6

小特許発明登録公告及び小特許権付与日から 1 年の間利害関係人は小特許権を付与された発明が 65 条の 2 に定められた要件を満たしているか否かを審査請求できる。

第 1 項の発明審査請求を受理した後、担当官は発明の審査を行い、審査報告書を局長に提出する。

局長が第 2 項の審査報告書を審理し、その発明が 65 条の 2 の要件を満たしていると判断した時、局長は審査請求人及び小特許権者に対し局長による決定日から 15 日以内に通知する。

局長がその発明が 65 条の 2 に定められた要件を満たしていないと判断した場合、局長はその事実を調査するよう命じ、小特許権者に対し、自身の理由を提示する意見書の提出させるため命令を通知する。前述の意見書の提出は通知を受けた日から 60 日以内に行わなければならない。局長は何人に対しても出頭させて説明させること、又は書類若しくはその他のものを追加して提出させることができる。事実の調査が終了した後、局長が審理の結果、その発明が 65 条の 2 の要件を満たしていないと判断した場合、局長はその小特許取り消しのために委員会に調査報告を行い、審査請求人及び小特許権者に対し委員会が命令を行なった日から 15 日以内に通知する。

したがって、担当官は、第 65 条の 6 の第一段落に基づき、以下の要点について審査しなければならない。

2.1.1. 公開日より 1 年以内に請求しているか

2.1.2. 審査請求人は利害関係人であるか

2.1.3. 小特許が付与された発明が第 65 条の 2 に基づく条件を満たしているか。

2.1.1. 審査請求期間

- 発明の登録及び小特許付与の公開日から 1 年以内に審査請求がなされた場合、担当官は 2.1.2 に基づき審査を進める。
- 小特許発明登録公開及び小特許付与日から 1 年の期限が経過した後に審査請求がなされた場合、担当官は、審査結果報告書を作成し局長又は局長が任命した者に対し順次に提出した後、審査請求人に対しかかる命令について通知するとともに第 72 条に基づき 60 日以内に局長の命令に対して審判請求する権利を有する旨を明示する。

註 期間の定め方は、タイ特許法 B.E. 2522 第 3.2 条に基づく期間の定め方に関する知的財産局の告示に従う。

2.1.2. 利害関係人

審査請求人が利害関係人であるか否かは、以下の判断基準に従う。

利害関係人とは、小特許所有者と法的関係を有する者、若しくは、商業上の競争相手、若しくは、小特許と同様の商品を製造又は販売又は所有する者、若しくは、小特許より直接影響を受ける者である。

- 薬の小特許の場合、患者又は当該薬の服用を要する者を含む。
- 利害関係人が法人である場合、(裁判判決の意図より)当該法人の登録目的から利

害関係にあるか否かを判断する。

したがって、利害関係人は、例えば、小特許所有者、製造業の事業者、販売者、輸入者、発明者又は共同発明者、または、当該小特許の発明において目的若しくは利害関係を有する組織又は機関、例えば、従業員又は被雇用者によって生じる小特許に関する発明に対して権利を有する、若しくは、小特許から権利的影響を受ける組織又は機関などである。

利害関係人であるか否かを審査する際、担当官は、審査請求人の記述又は弁明の理由と審査請求書、若しくは、例えば、法人登録の目的などの審査請求書と同時に提出された書類から判断する。上記の条件を満たしている場合、その人又は組織は、利害関係人であるとみなす。

- 審査請求人が利害関係人である理由を示さなかった場合、担当官は、審査を進める前に、60日以内に弁明するよう審査請求人に対し通知する。

2.1.2.1. 利害関係人であると判断した場合 担当官は3に基づき審査を進める。

2.1.2.2. 利害関係人でないと判断した場合 担当官は、第65条の6の第三段落に基づき局長が決定するために審査結果報告書を順次に提出した後、審査請求人に対しかかる決定について通知するとともに第72条に基づき60日以内に局長の決定に対して審判請求する権利を有する旨を明示する。

第3章

第2節

2.1.3. 新規性及び産業への利用可能性(第65条の2)

2.1.1及び2.1.2に基づいて審査した結果、審査請求人が利害関係人であり、公開日から1年以内に審査請求したと判断した場合、先行技術のサーチを行う。審査請求人が先行技術に関する書類を審査請求書とともに提出した場合、担当官は、それらの書類が審査の判断材料として十分であるかを判断した後、第6条及び第8条を準用する第65条の2に基づき新規性及び産業への利用可能性について審査する。

第65条 の10

タイ特許法第2章の発明特許に関する第8条……の規定を第3章の2の小特許について準用する。

第6条

新規の発明とは、先行技術でない発明である。

先行技術は、以下の発明を含む。

- (1) 特許出願日前に国内において既に存在する又は広く使用されている発明
- (2) 特許出願日前に国内外において頒布された文献又は印刷物にその重要な部分又は詳細が開示されている発明。その開示は文献、印刷物、展示により行なわれるものであるか、又は何らかの手段によって公衆に開示されたものであるかによらない。
- (3) 特許出願日前に国内外において特許権又は小特許権を得ている発明
- (4) 特許出願日前18ヶ月以上前に外国で特許又は小特許出願され、特許権又は小特許権を付与されていない発明
- (5) 国内外で特許又は小特許出願がなされ、かつその出願がタイ国内の特許出願日よりも前に公開された発明。

特許出願前12ヶ月以内に、発明者が、法律に基づかない行為により生じた結果としての重要な部分若しくは詳細の開示、又は国際商品展示会若しくは公的機関の展示会において発明者の成果発表を含めた発明者による重要な部分若しくは詳細の開示は(2)に基づ

く要旨又は詳細の開示とはみなさない。

第3章

第2節

3. 新規性に関する審査

小特許の付与を受けた発明が新規の発明であるか否かを審査する場合、担当官は、以下の審査基準を用いて、第6条の各項に基づいて小特許請求項を先行技術と比較する。

3.1 特許出願日前に国内において既に存在する又は広く使用されている発明

「広く使用されている」とは、例えば、その商品又は製品が既に販売又は流通されている、若しくは、製品の製造に当該の発明が使用されている、などである。

この場合、担当官は、小特許請求項に基づく発明は、特許出願日前にタイ国内において既に存在する又は広く使用されている発明と同様な新しい要旨又は部分、あるいは、改良された部分を有するか否かを判断する。

例1

製品又は商品そのものである場合

小特許出願された発明は、首振りの角度を数段階に調節できる機構を有する電動扇風機であるのに対し、タイ国内の市場で販売されている電動扇風機は、同様な首振り機構を有するが、首振りの角度は調節できない。

この場合、特許出願日前にタイ国内において既に存在する又は広く使用されている発明であるとはされない。

例2

製造方法である場合

小特許出願された発明は、温度及び湿度が一定になるように管理する発酵過程という改良されたワイン製造の製造過程であるのに対し、一般のワイン製造における当該の過程は発酵槽内の圧力のみを管理する過程である。

この場合、特許出願日前にタイ国内において既に存在する又は広く使用されている発明であるとはされない。

付言 (obiter dictum) 存在する又は広く使用されていることは、発明者であっても誰が普及させたかによらず、一般に販売されている、または、国内において当該発明を製造過程に一般的に用いるなどのことを指す。

第3章

第2節

3.2 特許出願日前に国内外において頒布された文献又は印刷物にその重要な部分又は詳細が開示されている発明

この場合、担当官は、小特許請求項に基づく発明は、特許出願日前にタイ国内又は外国によらず、文献又は印刷物、例えば、学術的な文献や雑誌、特許文献又はその他の書類文献にてその発明の重要な部分又は詳細が開示されている、若しくは、テレビ又はラジオにて開示されている、若しくは、博覧会、講演会・セミナーなどで一般公衆で展示又は開示されているか否かを判断する。

付言 (obiter dictum)

- 第6条(2)に基づく先行技術とみなされる開示は、本当の発明の要旨が開示されなければならない、発明の要旨を開示せずに、一般的な特徴や性質のみが開示されていたのであれば、この場合は先行技術を開示したとされない。
- 国際展示会や博覧会において発明を展示した場合、その展示会や博覧会は公的機関によって開催されるもの又は公的機関より開催の許可を得たものであり、開催初日から12月以内に小特許の出願がなされたのであれば、この場合は同様に第6条(2)に基づく開示とされない。

例 3

小特許請求項に基づく発明は、二段の食品用容器の製造方法に関する発明であり、特許出願日前にタイ国内又は外国において頒布された文献又は印刷物には原料配合が異なるが製造方法が類似する成形方法について開示されていたと仮定する。

この場合、小特許番号 596 番の取消に関する 1/2546 番の特許委員会命令(追加例 9)に従い、新規の発明でないとする。

例 4

発明者が 2000 年 1 月 10 日に開催された一般公衆を対象とした政府の展示会で発明を展示したが、2001 年 1 月 10 日までに発明者が当該発明の小特許出願をした。

この場合、第6条(2)に基づく開示とする。

第 3 章

第 2 節

3.3 特許出願日前に国内外において特許権又は小特許権を得ている発明

この場合、担当官は、小特許の付与を受けた発明が特許出願日前にタイ国内又は外国において特許権又は小特許権の登録査定が出されている発明であるか否かを判断する。

例 5

A 氏は、1999 年 1 月 12 日に米国において登録され、特許権の付与を受けた発明を 1999 年 11 月 15 日にタイで小特許出願をした。

この場合、担当官は、米国において小特許の付与を受けた発明がタイで小特許出願をした発明と同一のものであるか否か、また、タイでの小特許出願日(1999 年 11 月 15 日)よりも前に特許権又は小特許権を得ている発明であるか否かを判断する。そうである場合、第6条(3)に基づき新規の発明ではないとする。

3.4 特許出願日前 18 ヶ月以上前に外国で特許又は小特許出願され、特許権又は小特許権を付与されていない発明

この場合、担当官は、小特許を付与された発明は特許出願日の 18 ヶ月以上前に外国で特許又は小特許が出願されたものであるか否かを審査する。

例 6

発明者である B 氏は 1999 年 11 月 19 日にタイにおいて小特許を出願した。B 氏から権利を譲渡された Z 社は、当該同一の発明を 1998 年 1 月 5 日に日本において特許を出願した。日本での出願日から既に 22 ヶ月以上経ち、タイでの特許出願日の 18 ヶ月以上前に出願がなされたが、日本での登録及び特許付与がまだなされていなかった。

この場合、第 6 条(4)に基づき新規の発明ではないとする。

付言(obiter dictum) アメリカ合衆国での特許出願人とタイでの小特許出願人は同一人物でなくても、発明者が同一の人物であれば同一の発明であるとされる。発明者が同一の人物でない場合、第 6 条(2)に該当する。

第 3 章

第 2 節

3.5 国内外で特許又は小特許出願がなされ、かつその出願がタイ国内の特許出願日より前に公開された発明

例 7

発明者である B 氏は 1999 年 11 月 19 日にタイ王国において小特許を出願した。B 氏から権利を譲渡された Z 社は、当該同一の発明を 1999 年 1 月 5 日に日本において特許を出願した。しかし、タイでの小特許出願日より前に、日本特許庁は 1999 年 11 月 1 日にその出願を公開した。

この場合、第 6 条(5)に基づき新規の発明ではないとみなす。

註 前述の手順に従って審査する他、担当官は、小特許出願人が出願日の優先権主張をしているか否かを考慮に入れなければならない。

例 8

D 氏は 1999 年 10 月 1 日に日本で小特許の出願をしたが、2000 年 9 月 1 日にタイで同一の発明である小特許を出願し、出願日の優先権も主張した。この場合、D 氏のタイにおける小特許出願日を 1999 年 10 月 1 日とみなす。新規の発明であるか否かを審査する際は、(2000 年 9 月 1 日ではなく)1999 年 10 月 1 日より前に、発明が第 6 条の何れかの項に該当した場合、新規の発明ではないとみなす。

したがって、担当官は、小特許の付与を受けた発明が新規の発明であるか否かを審査する際に、第 6 条の各々の項に基づき当該発明を先行技術と比較しなければならない。

第 3 章

第 2 節

4. 産業への利用可能性のある発明に関する審査

第 65 条の 10 タイ特許法第 2 章の発明特許に関する第 8 条……の規定を第 3 章の 2 の小特許について準用する。

第 8 条 産業上利用できる発明とは工芸、農業及び商業を含む産業において利用できる発明をいう。小特許の付与を受けた発明が産業への利用可能性を有するか否かを判断する際に、担当官は、小特許の付与を受けた発明が何れかの分野における利用の可能性を見て審査する。

例 9

発明が機械、道具、又は装置である場合、その機器、道具、又は装置の構成部品と、それらの構成部品が連携して相互に機能し合うようにさせるためにどのように配置され、どのようにして目的にそった効果を生み出させるかという明確な特徴を有しなければならない。

例 10

発明が製造方法又は製造過程である場合、その製造方法又は製造過程はどの工程によって構成されるのと、それらの工程に従って実施すればどのようにして目的にそった効果を生み出させるかという明確な特徴を有しなければならない。

付言(obiter dictum) 一部の発明は、産業への利用が不可能とみなされる。例えば、永久機関(Perpetual Motion Machine)であると発明者がと記述した機械は、物理法則に反し、いわゆる仮想機関(Imaginary Machine)である。或いは、化学中間物(Chemical Intermediate)などの化学的な発明である。

第 3 章

第 2 節

5. 審査後の手続き

審査の後、担当官は関係する法律、省令及び告示に定める条件に従って、各々の審査結果に合わせて手続きを進めなければならない。

5.1 新規性及び産業上の利用可能性のある発明であった場合

担当官は、以下のとおりに手続きを行う。

- (1) 保護を受けられる異なった特徴を明示するように審査結果報告書を作成し、局長又は委任代理人(特許部長)に提出する。そして、局長が命令と署名をする判断のために決定書案を作成し提出する。
- (2) 局長が命令し決定書に署名した後、局長が決定を下した日から 15 日以内に決定書に関して小特許所有者及び審査請求人に通知するとともに、決定書の受領後 60 日以内に局長の決定に対する審判の請求権がある旨を知らせる。

5.2 新規性のない又は産業上の利用可能性のない発明であった場合

担当官は、以下のとおりに手続きを行う。

局長あるいは局長が任命した者が調査命令を検討するために、審査結果報告書を作成

し提出する。

6. 調査

調査の命令があった場合、小特許所有者にかかる命令の受領日から 60 日以内に弁明書を提出するように通知する。小特許所有者が弁明書を提出した後、担当官は、弁明書にある理由が審査結果を覆すことのできるような争点を有するか否かを判断する。

- **審査結果を覆すことのできる理由がない場合** 担当官は、登録された小特許請求項に基づき、調査報告書を作成し、局長に提出する。局長は、取消命令を下すべく特許委員会に対してかかる調査報告書を提出する。
- **審査結果を覆すことのできる理由がある場合** 担当官は、登録された小特許請求項に基づき、調査報告書を作成するとともに、局長が命令及び署名をする判断のために決定書案を作成し提出する。局長が命令し決定書に署名した後、局長が決定を下した日から 15 日以内に決定書に関して小特許所有者及び審査請求人に通知するとともに、決定書の受領後 60 日以内に局長の決定に対する審判の請求権がある旨を知らせる。

第 3 章

第 2 節

登録された小特許請求項において、**保護を受けられる範囲**(更に開発又は改良がなされた部分)が明確でない場合、先行技術との相違点を明確に示すように決定書を作成する。それに加え、局長の決定書にあたる部分に保護を受けられる範囲を示す。

例 11

(保護を受けられる先行技術と異なる特徴を決定書に示すこと)

7. 第 77 条の 7 に基づく審査請求

第 77 条 の 7

第 28 条に基づくある発明の公開日又は発明の公告日及び小特許の付与日から 90 日以内に、その発明に対する発明登録及び特許権又は小特許権の付与が、その発明が自らの発明と同一であり、さらにその特許又は小特許の出願日が審査請求人の特許又は小特許の出願日と同一日であることを理由に第 65 条の 3 に違反する、と主張する小特許出願人、小特許権者、特許出願人、又は特許権者は、その発明が第 65 条の 3 に違反して出願された特許又は小特許であるかどうかを審査請求する権利を有する。

第 1 項の審査請求書がを受領した場合、担当官は審査を行い、審査報告書を局長に提出する。

局長が第 2 項の担当官の審査報告書を検討し、その発明に対する登録及び特許権又は小特許権の付与が、当該発明が同一で、さらにその特許又は小特許の出願日が審査請求人の特許又は小特許の出願日と同一日であるために第 65 条の 3 に違反すると判断した場合、局長は特許出願人又は小特許権者、及び審査請求人に対し、そのうちのいずれかが独占的権利を有するか、又は共同で権利を有するか合意を行なわせるために通知する。局長が定める期間内に合意できない場合、その発明はその当事者らが共同で権利を有するとみなす。

追加例

写し

(ガルダマーク)

番号: ポーノ 0706/1145-008181 知的財産局特許部
44/100、ムー1、ノタブリー通り1
バンクラソー町、ムアン市、
ノタブリー県、11000
2011年6月13日

件名: 小特許番号 4836 番の発明に関する審査結果
宛先: アルンシー シータナイティポン様、
チャーンチャイ ニラパッタナクン様
111、サイエンスパーク、クローンヌン町、クローンルアン市、
パトゥムターニー県、12120
引用文献: 小特許番号 4836 番 出願日: 2009年4月24日
添付資料: 小特許番号 4836 番の審査報告書の写し 1部

拝啓

SCG Building Materials Co., Ltd.の代理人であるワライコーン ロースーンナーン氏が、2010年1月22日に当該の小特許番号 4836 番の小特許に対して審査請求をしました。担当官は当該の小特許に基づく発明を審査しましたが、タイ特許法(B.E.2542(第3号)によって改正された B.E.2522)の第6条(1)を準用する第65条の2(1)に定められている条件を満たしていません。すなわち、添付の審査報告書に示されるように、小特許出願日より前に発明の要旨が公開されており、局長が本件について審査するように命じました。本書類を持ってお知らせいたします。また、本審査結果に対して異議がある場合、特許部が次の手続きに進む前に、本通知を受領後 60 日以内に弁明書をご提出いただきますようお願いいたします。

敬具

(ストリー プラサートウィカイ)
小特許第2グループ 上級専門職特許担当官
電話番号: 0-2547-4715 職員
ファクス番号: 0-2547-4718 F-トロー-013 Rev.00 15/11/50

(タイ知的財産局の)メモ・リポート

政府部門:特許部 電話番号:1411

書類番号:ポーノ-0706/

年月日:

件名: 小特許番号_____番の発明の審査報告書

見解

小特許第2グループは、小特許番号4836番 小特許付与日2009年4月24日の小特許の発明を第65条の6に基づき審査し、その結果は以下のとおりである。

1. 審査請求人は
 - 利害関係人であります。
 - 利害関係人ではありません。
2. 小特許の発明は
 - 新規の発明であります。
 - 第65条の2(1)に基づく新規の発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願い致します。なお、決定書案を作成し、添付しました。
 - 小特許は第65条の2に基づく新規の発明であります。なお、決定書案を作成し、添付しました。
 - 事実の審査を命じるようお願い致します。
- また、本(タイ知的財産局の)メモ・リポートに審査報告書を添付しておきました。

..... 担当官

(ストリー プラサートウィカイ)

小特許第2グループ長 2011年5月13日

命令

- 小特許は第65条の2の条件を満たしており、決定書に署名しました。
- 事実の審査を命じます。

.....
特許部長
知的財産局長代理

小特許用の発明の審査報告書様式

発明の審査報告書

1 頁

小特許番号 4836 番

1. 事実

1.1 小特許出願番号 0803000941 番 小特許出願日 2008 年 8 月 1 日
 発明の名称 もみ殻灰から生成するケイ酸ナトリウム溶液の生成方法
 小特許所有者 タイ国立科学技術開発庁 コーンケン大学
 2009 年 4 月 24 日に発明の登録及び小特許番号 4836 番の付与が公告された

1.2 以下のように、発明の登録及び小特許の付与の公告がされた後 1 年以内に発明の審査請求が 1 件あった。

1.2.1 産業用にもみ殻灰から生成するケイ酸ナトリウムを使用する壁用タイル等の建築材料を事業とする子会社を有し、また、将来には商業的にケイ酸ナトリウム溶液を生成する計画を持っている Siam Cement Groups 傘下の SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人であるワライコーン ローサーンナーン氏は、2010 年 1 月 22 日に発明の審査請求とともに、以下に要点をまとめられる説明書類、書類の写し等の証拠を同時に提出した。

- ジャーナル Metals, Material and Minerals, Vol. 7 No. 1, 2-30, 1997 に、炭素及び金属酸化物が含まれたもみ殻灰からのシリカの抽出について公開した。抽出方法は、まず、もみ殻灰に含まれているシリカをケイ酸ナトリウム溶液に変える。ここでは、水酸化ナトリウム溶液の濃度及び抽出時間を変えながら、もみ殻灰からシリカを抽出する最適な条件を調べる。次に、ケイ酸ナトリウム溶液を酸性化することで、ケイ酸ナトリウム溶液をシリカゲルに変化させる。もみ殻灰を水酸化ナトリウム溶液と混ぜる際、水酸化ナトリウム溶液の濃度を 5、10、15、20、25 % と順に変えさせる。その次に、1、2、3、そして 4 時間の順に還流時間を変えて還流させる。最適条件は、25 グラムの粉碎したもみ殻灰を 200 ml の 10 % の水酸化ナトリウム溶液で 3 時間還流させると、もみ殻灰から 80 % のシリカを得る。

- Production of soluble silicates from biogenetic silica (生物発生のシリカからの可溶性ケイ酸塩の生成) という発明の名称を持つ 1998 年 11 月 10 日に公告された米国特許公開番号 5833940 番の写しは、もみ殻灰やサトウキビの絞りかす(バガス)などの生物発生のシリカから非反応性シリカが含まれていない透明なケイ酸塩溶液の生成方法について言及している。閉じた容器でもみ殻灰を、多価の金属や有機物が解けて色が濃くなるのを防ぐ固体の炭素材などの溶質が含まれる強アルカリ(ここでは水酸化ナトリウム)で溶解させる。得られたケイ酸塩溶液は、シリカと強アルカリのモル濃度の割合が、温度が 275°F 以下で 1:2~2:1 であり、炭素材、多価の金属、有機物などの固形物をケイ酸塩溶液から抽出できる。

- ジャーナル Bioresource Technology 85 (2002) 285 – 289 に、An improved method for production of silica from rice hull ash (もみ殻灰によるシリカの生成の改良された方法) という名称の発明が 2002 年 4 月 22 日に公開された。ここでは、もみ殻灰からケイ酸ナトリウム溶液を生成する発明について言及しており、

発明の審査報告書

2 頁

小特許番号 4836 番

もみ殻灰と 1 モルの水酸化ナトリウム溶液を混合させ、1 時間熱を与えてろ過することで生成する。

- Method of producing an adsorbent from rice hull ash (吸着剤をもみ殻灰から生成する方法) という発明の名称を持つ 2006 年 11 月 30 日に公告された米国特許公開番号 2006/0269464 番の写しは、もみ殻灰と水酸化ナトリウム溶液を混合させ、熱を与えてろ過するというもみ殻灰からのケイ酸ナトリウム溶液の生成方法について言及している。

1.3 小特許番号 4836 番に基づく発明の要旨

本発明は、精米所及びバイオマス発電所から得たもみ殻灰からのケイ酸ナトリウム溶液の生成方法に関する発明である。もみ殻灰と水酸化ナトリウム溶液を混合させ、濃度の異なった水酸化ナトリウム溶液を用いて、溶液の沸点において加熱する時間を変えて抽出す

る。ろ過することで残ったもみ殻灰を取り除き、抽出されたケイ酸ナトリウム溶液の性質を調べる。水酸化ナトリウム溶液の濃度は 1~10 モル、抽出時の温度は 90~110°C で、加熱する時間は 1~3 時間である。

1.4 1.2.1 の証拠書類に基づく先行技術は以下のとおりである

1.4.1 Metals, Material and Mineral というジャーナル, Vol. 7 No. 1, 2-30, 1997

1.4.2 米国特許公開番号 5833940 番の写し

1.4.3 Bioresource Technology 85 (2002) 285 – 289 というジャーナル

1.4.4 米国特許公開番号 2006/0269464 番の写し

1.5 追加サーチに基づく先行技術は以下のとおりである

1.5.1 1.4.2 の先行技術の発明と同様の文献である 1998 年 11 月 10 日に公告された米国特許番号 5,833,940 番の特許書類

2. 判断

2.1 SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人は、発明の登録及び小特許の付与の公告がされた後 1 年以内に審査請求した。

2.2 1.2.1 の事実により、産業用にもみ殻灰から生成するケイ酸ナトリウムを使用する壁用タイル等の建築材料を事業とする子会社を有し、また、将来には商業的にケイ酸ナトリウム溶液を生成する計画を持っている Siam Cement Groups 傘下の SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人であるワライコーン ロースンナーン氏は、小特許番号 4836 番に基づく発明の利害関係人であると判断できる。

2.3 先行技術である発明を審査した結果、1.2.1 の証拠書類に基づく 4 つの先行技術に関する文献は、もみ殻灰と水酸化ナトリウム溶液を混合させ、加熱してろ過することで、もみ殻灰からケイ酸ナトリウム溶液の生成について言及している。しかし、ジャーナル Metals, Material and Mineral, Vol. 7 No. 1, 2-30, 1997 では、水酸化ナトリウム溶液の濃度を 5、10、15、20、25 % (1.25、2.5、3.75、5、6.25 モルに換算) の順に変えさせて、還流時間を 1、2、3、4 時間に変化させている。水酸化ナトリウム溶液の濃度、加熱時間及び抽出時の温度は、小特許番号 4836 番の小特許請求項 1 に記述される範囲内にあるため、

発明の審査報告書

3 頁

小特許番号 4836 番

小特許番号 4836 番の発明は先行技術と異なっておらず、当該生成方法は新規の発明ではないとする。

3. 見解

事実及び書類文献を審査した結果、SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人であるワライコーン ロースンナーン氏は利害関係人であり、小特許番号 4836 番に基づく発明は、タイ特許法 (B.E.2542 (第 3 号)) によって改正された B.E.2522) の第 65 条の 2 (1) の条件を満たしていないと判断した。

これをもって、調査を命じるべきであると判断した。

..... 担当官
(スントリー プラサートウィカイ)
年/月/日 2011 年 5 月 13 日

(ガルーダマーク)

番号: ポーノ-0706(オー)/09-001612

知的財産局特許部
44/100、ム-1、ノタブリー通り1
バンクラソー町、ムアン市、
ノタブリー県、11000

2009年8月21日

件名: 小特許番号 2925 番の発明に関する審査結果

宛先: ワーシニー スワンナシット様
165/3、ム-1、バーンプリアン町、バーンポー市、
サムットプレーカーン県、10560

引用文献: 小特許番号 2925 番 小特許付与日: 2006年11月9日

添付資料: 36/2552 番の知的財産局局長の決定書の写し 1部

拝啓

ニティット リムサクン氏が当該小特許が付与された発明に対して審査請求をしました。

担当官は審査した結果、小特許番号 2925 番に基づく発明は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第 65 条の 2 に基づき新規性及び産業への利用可能性を有すると判断し、局長が添付の決定書の通りに決定しました。

本書類を持ってお知らせ致します。また、利害関係人は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第 72 条に基づき、決定書の通知を受領後 60 日以内に知的財産局局長の決定を特許委員会に対して審判請求することができます。かかる期間内に審判請求がなされない場合、知的財産局局長の決定を最終とします。

敬具

(サコン ウィトウーンチット)
専門職特許担当官
職員

小特許第 1 グループ

電話番号: 0-2547-4716

ファクス番号: 0-2547-4718

(ガルーダマーク)

知的財産局局長決定書

35/2552 番

件名：小特許番号 1930 番の発明の審査請求について

審査請求人：ピヤワン シートーンカム氏及びワーシニー スワンナシット氏

以下の点について審査請求がなされたため、知的財産局局長は、本小特許に関する発明の審査請求書をはじめ、発明の詳細及び小特許出願がなされた小特許請求項等様々な証拠書類を審査した。

- 1.1 発明の審査請求人は利害関係人であるか否か
- 1.2 発明は新規性を有するか否か
- 1.3 発明は産業への利用可能性を有するか否か

事実は以下の通りである。

燃料油の供給機器という発明の名称を持つ小特許番号 1930 番の小特許は 2005 年 9 月 2 日に公告された。後に小特許所有者の代理人であるピヤワン シートーンカム氏が 2005 年 9 月 21 日に、そしてコイン式の液体供給機器に関する小特許番号 2925 番の小特許所有者であるワーシニー スワンナシット氏が 2006 年 2 月 27 日に、小特許番号 1930 番の発明に対して審査請求した。なお、審査請求は公開日から 1 年以内になされていた。本発明は、片端をディフューザーに、もう片端を給油モーターに接続した油圧ホースによって構成される燃料油の供給機器に関する発明である。

- コインのシグナルを探知するコイン投入口、エラーがあったときにコインを返却するコイン返却口、コインの受取を確認する装置、コイン受取箱で構成されるコインを受け取るための制御部
- 装置を設定するための制御部の設定キー
- タンクから油圧ホースに燃料油を供給するためのモーター
- モーターを開始及び停止する磁気スイッチ
- 装置の状態を表示する信号ランプと燃料油の供給開始又は停止の状態を表示する信号ランプによって構成される表示するための制御部

事実を検討した結果、特許番号 US3394789 番、US3448843 番、US3935435 番、KR950001421 番の特許に基づく給油機は、装置の状態を表示する信号ランプと燃料油の供給開始又は停止の状態を表示する信号ランプによって構成される表示するための制御部についての給油機の特徴は公開されていなかった。

小特許、審査請求書、先行技術及び小特許所有者の弁明書に示される事実より、知的財産局局長は以下のように決定した。

審査請求人、小特許番号 1930 番の小特許所有者の代理人であるピヤワン シートンカム氏及びコイン式の液体供給機器に関する小特許番号 2925 番の小特許所有者であるワーシニー スワンナシット氏は、小特許番号 1930 番の小特許に基づく発明の利害関係人である。

先行技術である、US3394789 番、US3448843 番、US3935435 番、KR950001421 番の特許に基づく発明と、2009 年 2 月 19 日及び 2009 年 7 月 13 日に提出された 15 枚及び 8 枚の小特許番号 1930 番の小特許所有者の弁明書より、先行技術は装置の状態を表示する信号ランプと燃料油の供給開始又は停止の状態を表示するランプで構成される表示するための制御部を持つコイン式の給油機の特徴を有しないため、小特許番号 1930 番の小特許に基づく発明はタイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第 6 条を準用する第 65 条の 2 に基づく新規性を有すると判断できる。

タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第 8 条を準用する第 65 条の 2 に基づき小特許に基づく発明は、コイン式の燃料油の供給機器として利用可能である。

上記の理由及びタイ特許法タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第 65 条の 6 の権限を以って、審査請求人は利害関係人であり、小特許に基づく発明はタイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第 7 と第 8 条を準用する第 65 条の 2 に基づく特徴を有すると決定する。

なお、利害関係人は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正されたB.E.2522)の第72条に基づき、決定書の受領後60日以内に知的財産局局長の決定を特許委員会に対して審判請求することができる。かかる期間内に審判請求がなされない場合、知的財産局局長の決定を最終とする。

(セークサン ブンスワン)

特許部長

知的財産局局長代理

2009年8月17日

特許部

小特許第1グループ

電話番号:0-2547-4716

ファクス番号:0-2547-4718

(ガルーダマーク)
知的財産局長決定書
19/2551 番

件名： 小特許 2890 番の発明の審査請求について
審査請求人： スラポン ウィセートサン准教授
小特許所有者： パポップ ピーセーンガン氏

以下の点について審査請求がなされたため、知的財産局局長は、本小特許に関する発明の審査請求書をはじめ、発明の詳細及び小特許出願がなされた小特許請求項等様々な証拠書類を審査した。

- 1.4 発明の審査請求人は利害関係人であるか否か
- 1.5 発明は新規性を有するか否か
- 1.6 発明は産業への利用可能性を有するか否か

事実は以下の通りである。

スラポン ウィセートサン准教授はカセートサート大学の公務員であり、シロアリをはじめとした昆虫を駆除するための薬草を研究し、多数の新聞に公開した。しかし、小特許番号 2890 番の所有者であるパポップ ピーセーンガン氏に、パポップ ピーセーンガン氏の小特許を侵害し、利益目的でシロアリを駆除するための薬草についての知識を公開したと起訴された。スラポン ウィセートサン准教授は、2006 年 10 月 10 日に公告された発明の登録査定されて小特許が付与されたシロアリを駆除するための製品に関する発明に対し、2006 年 11 月 27 日に審査請求するとともに、化学物質の代わりに薬草を用いたシロアリを駆除するための薬草についていくつかの文献の写しを提出した。また、ハマスゲ、タマビヤクブ、レモングラスの根、ガランガル、ターメリック、トウガラシ、ゴードール(Godaar; マメ科)、インドセンダンの種、カスタードアップルの種、マンゴスチンの皮、ヒマワリヒヨドリなどの数種類の薬草は、シロアリが嫌う成分を有し、シロアリがそれらの薬草を食べると腹にガスが溜まり、消化不良になり、やがて病気で死んでしまうのである。シロアリを駆除するためには、それらをモクゲンジ、マングローブ、デイゴなどシロアリが好む木材と、薬草 1%、木材 99%の割合で混ぜる必要がある。

本小特許出願の出願日より前の従来技術文献をサーチした結果、2003 年 11 月 4 日に特許付与された特許番号 US 6,641,827 B2 番の米国特許では genus *Geranium*、genus *Menus*、genus *Artemisia*、genus *Diospyros*、genus *Crataegus*、genus *Curcuma*、genus *Rubia*、genus *Polygonum*、genus *Gardenia*、genus *Comus*、genus *Unearia*、genus *Rheum*、genus *Terminalia* 及び genus *Saussurea* などの植物から少なくとも一種の抽出過程(抽出物ではない)によって処理されたもの、又はその植物からの流出物質から成るシロアリに用いる殺虫剤について公開しているが、上記文献には上記小特許出願番号 2890 の発明、すなわちサトウキビの粉又はすり潰された雑草 40%(重量)、デイゴのすり潰された枝葉の粉 35%(重量)、インドセンダンのすり潰された枝葉の粉 15%(重量)、すり潰されたインドセンダンの種の粉 5%(重量)、すり潰されたヒマワリヒヨドリの粉 5%(重量)から構成されるシロアリ駆除の製品の発明に関する記述は無いことがわかった。従って、上記小特許出願番号 2890 号は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第 65 条の 2(1)に基づき新規性を有する。上記小特許出願番号 2890 号は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された

B.E.2522)の第 65 条の 2(2)に基づき、シロアリ駆除における産業への利用可能性を有する。

上記の理由により、審査請求人はタイ特許法(B.E.2542(第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 65 条の 2 に基づく小特許番号 2890 番に基づく発明の利害関係人であり、かつ本小特許出願の発明は新規性および産業への利用可能性を有する、と判断する。

利害関係人が本審査結果に対して異議がある場合、タイ特許法(B.E.2542(第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 72 条に基づき、本通知を受領後 60 日以内に特許委員会に対して審判請求する権利を有する。もし、前述の期間内に審判請求をしない場合、局長の命令又は決定を最終とする。

(セークサン ブンスワン)

特許部長
知的財産局局長代理
2007 年 4 月 2 日

(タイ知的財産局の)メモ・リポート

政府部門:特許部 電話番号:1411

書類番号:ポーノ-0706/

年月日:

件名: 小特許番号 2890 番の発明の審査報告書

見解

小特許第 2 グループは、小特許番号 2890 番 小特許付与日 2007 年 10 月 10 日の小特許の発明を第 65 条の 6 に基づき審査し、その結果は以下のとおりである。

1. 審査請求人は
 - 利害関係人であります。
 - 利害関係人ではありません。
2. 小特許の発明は
 - 第 65 条の 2(1)に基づく新規の発明であります。
 - 新規の発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願い致します。なお、決定書案を作成し、添付しました。
- 小特許は第 65 条の 2 に基づく新規の発明であります。なお、決定書案を作成し、添付しました。
- 事実の審査を命じるようお願い致します。
また、本(タイ知的財産局の)メモ・リポートに審査報告書を添付しておきました。

..... 担当官
(ストリー プラサートウィカイ)
小特許第 2 グループ長 2008 年 4 月 22 日

命令

- 小特許は第 65 条の 2 の条件を満たしており、決定書に署名しました。
- 事実の審査を命じます。

.....
特許部長
知的財産局局長代理

小特許用の発明の審査報告書様式

発明の審査報告書

1頁

小特許番号 2890 番

1. 事実

1.1 小特許出願番号 0503001326 番、小特許出願日 2005 年 10 月 21 日、発明の名称タイの薬草からできるシロアリ駆除製品、小特許所有者 パポップ ピーセーンガン氏、2006 年 10 月 10 日に発明の登録および小特許番号 2890 番の付与が公告された

1.2 以下のように、発明の登録および小特許の付与の公告がされた後、1 年以内に発明の審査請求が 1 件あった。

1.2.1 カセートサート大学の公務員であり、シロアリをはじめとした昆虫を駆除するための薬草を研究し、いくつかの新聞に公開されているが、小特許番号 2890 番の所有者であるパポップ ピーセーンガン氏に、パポップ ピーセーンガン氏の小特許を侵害し、利益目的でシロアリを駆除するための薬草についての知識を公開し、パポップ ピーセーンガン氏に被害をもたらしたことで起訴されたスラポン ウィセートサン准教授は、2006 年 11 月 27 日に発明の審査請求するとともに、以下に要点をまとめられる多数の新聞にて公開されたシロアリ駆除の薬草の研究成果に関する文献(添付の通りの)を同時に提出した。

1. 2005 年 5 月 8 日(日)および同年同月 15 日(日)のタイラット新聞の記事では、シロアリ駆除に薬品の代わりに薬草を用いることを目的として、カセートサート大学理学部動物学学科のスラポン ウィセートサン准教授によって発明されたシロアリ駆除の薬草について以下のように書かれている。ハマスゲ、タマビャクブ(薬草の一種)、レモングラスの根、ガランガル、ターメリック、トウガラシ、ゴードールの根、インドセンダンの種、ゴマ油などにはシロアリが嫌う成分が含まれており、シロアリがそれらを食べると腹にガスが溜まり、消化不良になり、3 日のうちに死んでしまう。また、モクゲンジ、マングローブ、デイゴなどの植物はシロアリの好物であり、薬草 1%、木材 99%の割合で混ぜて用いるか、高濃度の薬草エキスとして薬草エキス 1 リットルと水 35 リットルに混ぜて用いる。

2. 2005 年 6 月 24 日(金)のデイリニュース新聞の記事では、シロアリ駆除するための薬草の発明者であるスラポン ウィセートサン准教授について書かれており、研究されたシロアリ駆除に用いる薬草は以下の通りである。

ターメリック 人間、植物および動物にあるカビを有する酵素の働きを阻止する効果を持つ。

カスタードアップルの種 動物の組織を破壊する効果を持つ。

インドセンダンの種 昆虫の発育を遅らせる物質があり、昆虫は植えられた植物を食わなくなる。

ゴードール 吸うあるいは刺すような口を持つ昆虫の呼吸に影響を与える物質を持つ。

ヒマワリヒヨドリ 血液中の酵素を減らす効果を持つ。

トウガラシの木 遊離基(フリーラジカル)の働きを阻止する効果を持つ。

ハマスゲ シロアリの中の酵素の働きを阻止する物質を持つ。

発明の審査報告書

2頁

小特許番号 2890 番

マンゴスチンの皮 免疫システムを破壊する効果を持つ。

シロアリはこれらの薬草を嫌い、シロアリを殺すにはモクゲンジ、マングローブ、デイゴなどのシロアリが好む木材と、薬草 1%、木材 99%の割合で混ぜて用いる。

1.3 小特許番号 2890 番に基づく発明の要旨

本小特許に基づく発明は、薬草から成るシロアリ駆除の製品の発明である。これらの植物はシロアリの胃の中の微生物の発育に影響を与え、シロアリが餌を消化できなくなるほか、脱皮に必要なホルモンの生成に影響を与える。本発明に基づくシロアリ駆除の製品は、以下の構成物によって構成されている。

1. サトウキビの粉又はすり潰された雑草 40%(重量)
2. デイゴのすり潰された枝葉の粉 35%(重量)
3. インドセンダンのすり潰された枝葉の粉 15%(重量)
4. すり潰されたインドセンダンの種の粉 5%(重量)
5. すり潰されたヒマワリヒヨドリの粉 5%(重量)

1.4 追加サーチに基づく先行技術

1.4.1 2003年11月4日に特許付与された特許番号 US 6,641,827 B2 番の米国特許は、シロアリに用いる植物由来の殺虫剤という発明の名称を持つ。発明の要旨は genus Geranium、genus Menus、genus Artemisia、genus Diospyros、genus Crataegus、genus Curcuma、genus Rubia、genus Polygonum、genus Gardenia、genus Comus、genus Unearia、genus Rheum、genus Terminalia 及び genus Saussurea などの植物から少なくとも一種類の抽出過程(抽出物ではない)によって処理されたもの、又はその植物からの流出物質から成るシロアリに用いる殺虫剤についてである。この殺虫剤は昆虫をよくコントロール又は殺すことができ、人間および動物に対して安全であり、環境に悪影響を与えない。

2. 判断

2.1 審査請求人は、発明の登録および小特許の付与の公開日より1年以内に審査請求した。

2.2 1.2.1の事実により、審査請求人であるスラポン ウィセートサン准教授は、小特許所有者であるパポップ ピーセーンガン氏に起訴されようとしているため、小特許番号 2890 番に基づく発明の利害関係人であると判断できる。

2.3 多数の新聞記事で書かれているシロアリを駆除するための薬草に関する研究成果の公開文献および先行技術を審査し、小特許番号 2890 番に基づく発明と比較した結果、

シロアリを駆除するための薬草に関する研究成果の公開文献は、ハマスゲ、タマビャクブ(薬草の一種)、レモングラスの根、ガランガル、ターメリック、トウガラシ、インドセンダンの種、ゴマ油、カスタードアップルの種、インドセンダン、ゴードール、ヒマワリヒヨドリ、マンゴスチンの皮などのシロアリ駆除に用いる薬草について書かれており、薬草 1%と、モクゲンジ、マングローブ、デイゴなどの木材 99%の割合で混ぜて用いるか、高濃度の薬草エキスとして薬草エキス 1リットルと水 35リットルに混ぜて用いる。

発明の審査報告書

3頁

小特許番号 2890 番

先行技術は、いくつかの属の植物から少なくとも一種類の植物を用いて、抽出過程によって処理された植物、又はその植物からの流出物質を用いてシロアリを殺し、固体、液体又は半固体の状態にある。

これは、一定の構成割合が記述されたサトウキビの粉又はすり潰された雑草、デイゴのすり潰された枝葉の粉、インドセンダンのすり潰された枝葉の粉、すり潰されたインドセンダンの種の粉およびすり潰されたヒマワリヒヨドリの粉を用いる小特許番号 2890 番に基づく発明と異なっており、小特許番号 2890 番に基づく発明は新規性を有し、産業への利用が可能であると判断した。

3. 見解

事実および書類文献を審査した結果、スラポン ウィセートサン准教授は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正されたB.E.2522)の第65条の6に基づき、小特許番号 2890 番に基づく発明の利害関係人であり、小特許番号 2890 番に基づく発明は新規性および産業への利用可能性を有するものである。

従って、小特許 2890 番に基づく発明は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正されたB.E.2522)の第65条の2に基づき、新規性および産業への利用可能性を有すると決定すべきであると判断した。

..... 担当官
(スントリー プラサートウィカイ)
年/月/日 2008年4月18日

第 3 章

追加例 5

(ガルーダマーク)

番号:ポーノー 0706(オー)/07-000697

知的財産局特許部
44/100、ムー1、ノタブリー通り 1
バンクラソー町、ムアン市、
ノタブリー県、11000

2007 年 4 月 3 日

件名: 小特許番号 2153 番の発明に関する審査結果

宛先: スワット ペッチャラーピラット様
555、ムー1、ノンターテーム町、
プランブリー市、プラチュアブキリカン県

引用文献: 小特許出願 0503000568 番 出願日:2005 年 4 月 21 日

添付資料: 小特許番号 2153 番の発明に関する審査報告書の写し 1 部

拝啓

サラウット ウォラカーノン氏が 2006 年 1 月 31 日に当該の小特許出願に基づき、小特許番号 2153 番の発明に対して審査を請求しました。

知的財産局局長は、審査結果を検討した結果、当該小特許に基づく発明は、添付の審査報告書に示されるように 1987 年 2 月 27 日に公告されたフランスの特許 FR2586384 番と同様の特徴を有するため、タイ特許法 (B.E.2542 (第 3 号)) によって改正された B.E.2522) の第 6 条 (2) を準用する第 65 条の 2 に基づき新規の発明ではないと判断し、本件について事実を調査するように命令した。

本書類をもってお知らせいたします。特許部が手続きを進める前に、タイ特許法 (B.E.2542 (第 3 号)) によって改正された B.E.2522) の第 65 条の 6 に基づき、弁明書をご提出いただきますようお願いいたします。

敬具

(ウィーラサック マイワッタナー)
特許審査専門家 8 ウォー

物理グループ

電話番号: 0-2547-4716-7

ファクス番号: 0-2547-4718

(タイ知的財産局の)メモ・リポート

政府部門:特許部 小特許 1 課 電話番号:1904
 書類番号:ポ一ノ一0706/ 年月日:2007 年 3 月 30 日
 件名: 小特許番号 2153 番の発明に関する審査報告書

見解

小特許第 1 グループは、小特許番号 2153 番 小特許付与日 2005 年 12 月 8 日の小特許の発明を第 65 条の 6 に基づき審査し、その結果は以下のとおりである。

1. 審査請求人は
 - 利害関係人であります。
 - 利害関係人ではありません。
2. 小特許の発明は
 - 先行技術と異なるため、新規の発明であります。
 - 小特許出願の前に公開されたため新規の発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願い致します。なお、決定書案を作成し、添付しました。
- 小特許は第 65 条の 2 に基づく新規の発明であります。なお、決定書案を作成し、添付しました。
- 事実の調査を命じるようお願い致します。

また、本(タイ知的財産局の)メモ・リポートに審査報告書を添付しておきました。

..... 担当官
 (ウィーラサック マイワッタナー)
 特許審査専門家 8 ウォー
グループ長
 (ウィーラサック マイワッタナー)
 特許審査専門家 8 ウォー
 2007 年 3 月 30 日

命令

- 小特許は第 65 条の 2 の条件を満たしており、決定書に書名しました。
- 事実の調査を命じます。

.....
 特許部長
 知的財産局局長代理
 2007 年 4 月 2 日

第 3 章

小特許用の発明の審査報告書様式

発明の審査報告書

小特許番号 2153 番

1. 事実

1.1 小特許出願番号 0503000568 番 小特許出願日 2005 年 4 月 21 日
 発明の名称 エンジン始動システムの電気を流す/止めるスイッチを持つブレーキをロックする装置

小特許所有者 スワット ペッチャラーピラット氏、発明の登録および小特許 2153 番の付与日 2005 年 12 月 8 日、公開日 2005 年 12 月 8 日

1.2 公告後、小特許番号 1332 番の小特許所有者であるサラウット ワオラカーノン氏は、当該発明の要旨が自己の小特許に基づく発明に類似するという理由に、当該発明の公開日より 1 年以内の 2006 年 1 月 31 日に審査請求した。

1.3 2004 年 4 月 12 日に登録査定され小特許が付与された小特許番号 2890 番に基づく発明の要旨は以下のとおりである:

下側に開口型の端を有する外部の管 1 と、上側の開口型の端の近くの側面辺りに第

2層の親鍵を収容するための穴14の反対側の側面に溶接された鉄の管4と、管1の中に挿入される上下に動くロック棒2と、ロック棒2の下側の端に取付けられるブレーキ/クラッチをロックする台3と、管1の穴を通してバネを押し出す軸11を挿入するための反対方向に設けられる長い溝と、第2段目のロックするためのかんぬきセット13~15と、取っ手と1つ目のロックセットに組み立てられる1つ目のロック軸12と、ロック棒2を引っ張って第1と第2層のロックをかけるためにロック棒2に接続されるもう一端と、ブレーキ/クラッチをロックする台3の上面には棒33が設けられ、上方向に引くと、管1に設置されたスイッチ34のボタンを押し込み、自動車始動システムの電気を止めるブレーキ/クラッチのロックするためのロック棒2によって構成されるエンジン始動システムの電気を流す/止めるスイッチを持つ自動車のブレーキをロックする装置の発明である。

1.4 先行技術

1.4.1. 小特許番号1332番は、下側に開口型の端を有する外部の鉄管13と、閉口型の端の近くの側面辺りにかんぬきを挿入するための穴14と、親鍵を収納するための穴14の反対側の側面にある鉄の管13と溶接される鉄の管15と、鍵をかけるための穴23を持つブレーキ/クラッチをロックする板20に取付けられる鉄棒21の挿入に対応するための側部の真ん中あたりに取付けられるU字のリング16と、上端に最上位置にあるときにかんぬきと合わさってロックするように設けられる凹型の溝19と、その下端に溶接されるブレーキ/クラッチをロックする板20を持つ外部の鉄管13の内側に挿入される内部の鉄管18と、鉄棒21の上端にある上方向に引いてロックするために結われている紐と、鉄管15の下端に設置されるスイッチ26を有し、上方向に引くとブレーキ/クラッチをロックする板20の最上端がスイッチ26のボタン27に接触し自動車始動電気システムを止めるための電気遮断システムという特徴を持つ自動車始動時に電気を遮断するブレーキおよび/又はクラッチおよび/又はアクセルをロックする装置の発明である(添付資料を参照)。

追加例5

発明の審査報告書

2頁

小特許番号 2153 番

1.4.2. 小特許番号2006番は、下側に開口型の端を有する外部の鉄の管13と、閉口型の端の近くの側面辺りにかんぬきを挿入するための穴14と、親鍵を収納するための穴14の反対側の側面にある鉄管13と溶接される鉄管15と、鍵を掛けるための穴23を持つブレーキ/クラッチをロックする板20に取付けられる鉄棒21の挿入に対応するための側部の真ん中あたりに取付けられるU字のリング16と、上端に最上位置にあるときにかんぬきと合わさってロックするように設けられる凹型の溝19と、その下端に溶接されるブレーキ/クラッチをロックする板20を有する外部の鉄管13の内側に挿入される内部の鉄管18

によって構成される自動車のブレーキ/クラッチをロックする装置の発明である。

1.4.3. 1987年2月27日に公告されたフランス特許、特許番号FR 2586384番は、両側面の上面に逆L字の突出部4を有する鍵セット1を設けた外部の管と、両側面の間の面に設置される電気を止めるスイッチ12と、当該スイッチの上にある開口部と、鍵でロックを滑らす機構式である棒3であり、当該棒3の一端は鍵セット1の滑り式軸2と組み立てられ、もう一端はブレーキ/クラッチをロックするために突出端部をはみ出させる外部管の中にある下側に取付けられるロック棒6を押し込むくさび5を持ち、その同時にロック時に自動車始動電気を止めるために棒3の上に設置されたスイッチを押すボタン11によって構成される電気を流す又は止めるスイッチを有するブレーキ/クラッチをロックする装置について公開した。

2. 判断

2.1 1.2の事実により、審査請求人はブレーキおよび/又はクラッチおよび/又はアクセルをロックする装置に関する小特許所有者であるため、小特許番号2153番に基づく発明の利害関係人であると判断できる。

2.2 1.3の事実および1.4の先行技術により、本発明は、小特許番号2006番から改良された始動電気を流す又は止めるスイッチを追加したブレーキ/クラッチをロックする装置の発明であり、ロック構造及び電気を流す/止める機構の特徴が小特許番号1332番とは異なるが、小特許請求項はフランスの特許FR 2586384番と同一の特徴を持つ始動電気を流す/止める機構に主眼を置いたため、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正されたB.E.2522)の第5条及び第6条を準用する第65条の2に基づき新規の発明ではないと判断できる。

3. 見解

3.1 審査請求人は小特許番号 2153 番に基づく発明の利害関係人である。

3.2 小特許番号 2153 番に基づく発明は、タイ特許法(B.E.2542(第 3号)によって改正された B.E.2522)の第 5 条及び第 6 条を準用する第 65 条の 2 に基づき条件を満たさない。

従って、当該小特許の調査命じるべきであるとみた。

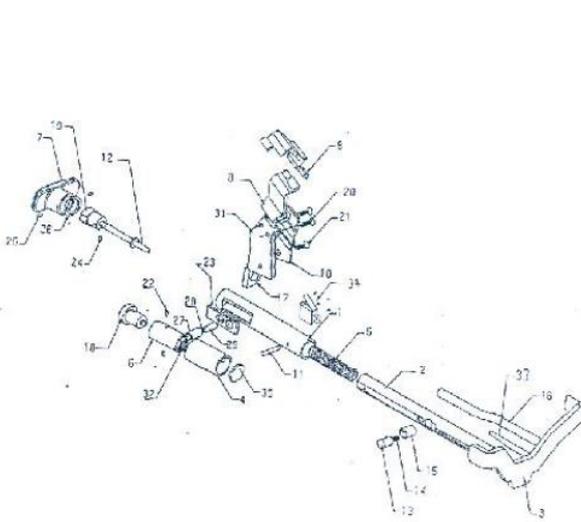
署名.....

(ウィーラサック マイワッター)担当官

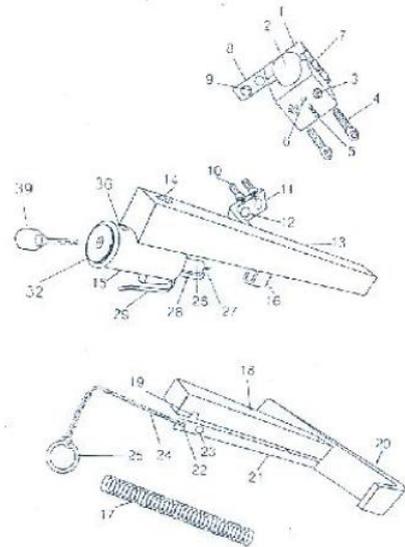
年/月/日 2007 年 3 月 30 日

追加例 5

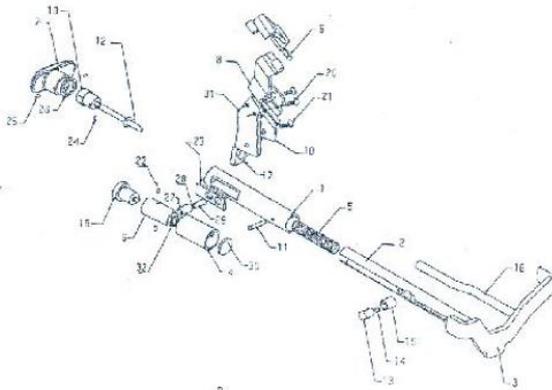
小特許番号 2153 番の審査報告書の添付資料



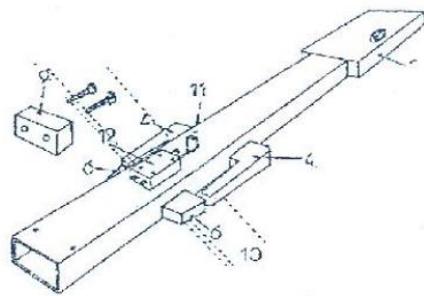
小特許番号 2153 番



小特許番号 1332 番



小特許番号 2006 番



フランスの小特許 FR 2586384 番

(タイ知的財産局の)メモ・リポート

政府部門:特許部 電話番号:1404、1904

書類番号:ポニー 0706/

年月日:2008年7月11日

件名:小特許番号2153番に関する調査結果

見解

小特許第1グループは、小特許番号2153番 小特許付与日 2005年12月8日の小特許の発明を第65条の6に基づき調査しましたが、添付の小特許の発明に関する調査報告書に示されるように、

1. 審査請求人は 利害関係人であり、 利害関係人ではありません。
2. 小特許に基づく発明は、
 - 新規の発明であり、第65の2に基づき産業への利用が可能であります。
 - 第65の2に基づき新規の発明ではありません。

したがって、

小特許は第65条の2に定める条件を満たしており、第65条の6の第三段落に基づき署名をすべく局長にご提出する前に、ご確認ください。

小特許は第65条の2に定める条件を満たしておらず、小特許の取消を命令するよう特許委員会に対して調査報告書を提出すべきであります。

..... 担当官

2008年7月11日

..... グループ長

2008年7月11日

命令

小特許は第65条の2に定める条件を満たしており、決定書に署名しました。

1. 小特許は第65条の2に定める条件を満たしていません。

2. (タイ知的財産局の)メモ・リポートに署名し、特許委員会に対して調査報告書を提出しました。

.....

特許部長

知的財産局局長代理

2008年7月21日

追加例 5

小特許調査報告書

小特許番号 2153番 小特許付与日 2005年12月8日

発明の名称 エンジン始動システムの電気を流す/止めるスイッチを持つブレーキをロックする装置

小特許所有者 スワット ペッチャラーピラット 国籍 タイ

公表日 2005年12月8日

1. 事実

1.1 2007年3月30日付のポニー0706/の(タイ知的財産局の)メモ・リポートによると、ブレーキ/クラッチをロックする装置に関する発明の小特許出願人であるサラウットウォラカーノン氏が、小特許番号2153番 小特許付与日 2005年12月8日に対して審査請求し、担当官は当該小特許の審査報告書を提出した。

1.2 担当官が審査を実施した結果、当該小特許の小特許請求項は、小特許出願日

の前に 1987 年 2 月 27 日に公告されたフランスの特許 FR2586384 番と同一の特徴を持つ始動電気を流す／止める機構に主眼を置いたため、タイ特許法(B.E.2542(第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 6 条(2)を準用する第 65 条の 2(1)に基づき新規性を有しないと判断し、局長が事実を調査するよう命令した。

1.3 担当官は事実を調査し、1.2 の調査結果に基づき弁明書を提出するよう小特許所有者に通知した。

1.4 小特許所有者は弁明書を提出し、その詳細を以下にまとめた。

- 先行技術は、ワッチャラ チャントラスワン氏のブレーキ／クラッチをロックする装置の新聞広告の図であり、スイッチとなるボタンを示しているが、スイッチが電気を止める制御機構の詳細の記載はどこにもなかったため、小特許番号 2153 番に基づく発明と類似する電気を止めるシステムであると判断するには不十分である。

- 小特許番号 2153 番に基づく発明は、鉄棒に接続される鎖を上方向に引くと鉄棒の端がスイッチを押して電気を止めるというサラウット ワオラカーノン氏の小特許番号 1332 番の電気を止める技術的な構造と異なっている。小特許番号 2153 番は円筒の中にあるロック棒を引いて、スイッチに接触する傾斜面を持つブレーキ／クラッチ台に取付けられる棒の形をした部品が動いてスイッチ棒を押すため、オン／オフの操作が直接スイッチを打つことなく、スイッチは損傷を受けにくくなる。

-2-

- 小特許番号 2153 番に基づく発明は、ロック制御軸からの押す力を利用してスイッチ制御部が動いてスイッチを押す 2586384 番号のフランス特許の電気を止める機構と異なっている。小特許番号 2153 番は、スイッチへの打撃を軽減するための傾斜したスイッチのオン／オフを制御機構を有する。

1. 判断

2.1 利害関係の有無 1.1 の事実により、審査請求人はブレーキ／クラッチをロックする装置に関する小特許出願人であると判断した。

2.2 新規性の有無 1.4 の事実に基づく弁明に加え、小特許番号 2153 番の審査報告書および先行技術から判断し、小特許番号 2153 番に基づく電気を止める機構の特徴は、先行技術と異なっていると小特許所有者は弁明しているが、円筒の中にあるロック棒を引いて、スイッチに接触する傾斜面を持つブレーキ／クラッチ台に取付けられる棒の形をした部品が動いてスイッチ棒を押すとオン／オフの状態になるが、ロック棒を引いて棒の形をした部品が動いてスイッチを押すのは、スイッチの形および種類が異なっているのみであり、フランスの特許 2586384 番と同様の働きとなっているため、発明の要旨とみなされない。したがって、当該小特許に基づく発明は、タイ特許法(B.E.2542(第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 6 条(2)を準用する第 65 条の 2 に基づき新規の発明ではないと判断した。

2.3 産業生産への利用可能性 小特許番号 2153 番に基づく発明は、ブレーキおよび／又はクラッチおよび／又はアクセルをロックする装置の生産および商業的販売に利用することができ、産業および商業に利用可能であると判断した。

2. まとめ

3.1 2.1 の判断事項により、審査請求人は利害関係人であると判断できる。

3.2 2.2 の判断事項により、小特許番号 2153 番は先行技術と同様の特徴を有しており、タイ特許法(B.E.2542(第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 6 条(2)を準用する第 65 条の 2 に基づき新規の発明ではないと判断できる。

3.3 2.3 の判断事項により、小特許番号 2153 番に基づく発明は、産業又は商業上への利用が可能であり、タイ特許法(B.E. 2522)の第 8 条を準用する第 65 条の 2 に従っていると判断できる。

4. 見解

小特許番号 2153 番の小特許は、第 6 条を準用する第 65 条の 2 に基づく条件を満たしておらず、当該小特許の取消を命じるよう特許委員会に対し調査報告書を提出すべきであるとみた。

..... 担当官/グループ長
(ウィーラサック マイワッターナー)
特許担当官 8 ウォー
2008 年 7 月 11 日

追加例6

ポーノー 0706(オー)/09-001495 番

知的財産局特許部
44/100、ムー1、ノントブリー通り1
ムアン市、ノントブリー県、11000

2008年8月3日

件名： 小特許番号 4185 番の発明の審査結果

宛先： プラーニー プランピマーイ様
222、ムー5、ドーンチョンプー町
ノーンスーン市、ナコーンラーチャシーマー県 30160引用文献： 小特許番号 4185 番の小特許 小特許付与日：2008年4月22日
日

添付資料： 小特許番号 4185 番の発明の審査報告書の写し 1部

拝啓

2008年11月4日に、鶏小屋を製作販売するコーンケン県コーンケン市シラー町バーンノーンムアンムー19に所在する貯金のための織物業の会会長のプット・ヤーンスーンナーン氏が、引用文献の小特許番号 4185 番の発明に対して審査請求しました。

担当官は、当該小特許に基づく発明を審査した結果、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正されたB.E.2522)の第6条(1)を準用する第65条の2(1)に基づく条件を満たさないと判断した。すなわち、添付の審査報告書及び送付された書類に示されるように、発明の要旨が小特許出願日前に公告されたため、知的財産局局長は当該案件の審査を命じました。

本書類をもってお知らせいたします。また、本審査結果に対して異議がある場合、特許部が次の手続きに進む前に、本通知を受領後60日以内に弁明書をご提出いただきますようお願いいたします。

敬具

(サコン ウィトウーンチット)
特許担当官 専門職
職員小特許部 1 グループ
電話番号：0-2547-4716
ファクス番号：0-2547-4718

**ガルーダマーク
(タイ知的財産局の)メモ・リポート**

政府部門:特許部 電話番号:1904

書類番号:ポーノ-0706/838

年月日:2009年8月21日

件名: 小特許番号 2188 番の発明の審査報告書

見解

小特許部 1 は 2188 番の小特許 小特許付与日 2005 年 12 月 8 日の発明を第 65 条の 6 に基づき審査し、その結果は以下のとおりである。

1. 審査請求人は
 - 利害関係人であります。
 - 利害関係人ではありません。
2. 小特許の発明は
 - 先行技術と異なった部分を有するため、新規の発明であります。
 - 小特許出願日前に公開されているため、新規の発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願い致します。なお、決定書案を作成し、添付しました。
 - 小特許は第 65 条の 2 に基づく新規の発明であります。なお、決定書案を作成し、添付しました。
 - 事実の調査を命じるようお願い致します。
- また、本(タイ知的財産局の)メモ・リポートに審査報告書を添付致しました。

..... 担当官

..... グループ長

命令

- 小特許は第 65 条の 2 の条件を満たしており、決定書に書名しました。
- 事実の調査を命じます。

.....
特許部長
知的財産局局長代理

小特許用の発明の審査報告書様式

発明の審査報告書

1頁

小特許番号 2188番

1. 事実

1.1 小特許出願番号 0403001083 番 小特許出願日 2004年10月1日

発明の名称 樹木用液体を噴霧する筒の機構に関する発明

小特許所有者 ウイトゥーン シーサハカーン氏

2005年12月21日に発明の登録及び小特許番号2188番の付与が公告された

1.2 樹木用液体を噴霧する筒の機構の販売者及び輸入者であるコーウィット ワオンカモラシュン氏は小特許を侵害したと責任を問われ、2006年12月15日に小特許番号2188番の発明に対して審査請求したとともに、2006年2月4日付のバーンケーン警察署からの刑事事件の逮捕状の写し及びの審査の参考となる合計64ページ分の証拠書類を提出した。なお、審査請求は公開日より1年以内になされた。

1.3 小特許番号2188番の小特許に基づく発明の要旨

- 真ん中の管の挿入に対応するために端部が開放型の最も外部の管、及び、最も外部の管に取り付けて被せるためのカバーを持つ最も外部の管、
 - 最も外部の管に挿入するための、一端が最も内部の管の挿入に対応、もう一端が取っ手に取り付けられる開放型の真ん中の管、
 - 一端が真ん中の管の内側に挿入される開放型の最も内部の管、
- によって構成されており、
- 真ん中の管と接続するソケットに取り付けるための外型ねじ構造を有する最も外部の管の一端、及び、ノズルと接続される最も内部の管のソケットに取り付けるためのねじ構造を持つ最も外部の管の另一端、
 - 液体の出入りを制御する管を固定させるための最も外部の管の内側と接続される受け口を持つ最も外部の管の下部、
 - 前後に動く最も外部の管の端部を固定させるための真ん中の管の上にあるソケット、
 - 側面に穴を設けるとともに管カバーが嵌められている真ん中の管の内側の端部、
 - 最も外部の管の端部のねじ構造に取り付けるためのソケットを有するノズルと接続される最も内部の管の内側の端部、
 - ノズルの角度の調節を可能にするノズルに取り付けられる角度調節装置を持ち、当該角度調節装置は、最も内部の管の端部にあるソケットに取り付けられる、
 - 内部に前後に動くボールバルブを持つ液体の出入りを制御する管、
 - 一端が開放型となっており、Oリング、及び液体通路を持つ支持環に対応するために周りにいくつかの溝が設けられ、管カバーの另一端は最も内部の管の挿入に対応するための穴となる特徴を持つ真ん中の管の端に被せられる管カバーという特徴を有する液体を噴霧する機構である。

1.4 先行技術

1.4.1 追加サーチを行い、以下の関係する書類文献を見つけた

発明の審査報告書

2頁

小特許番号 2188番

2003年7月28日に公告された小特許番号 KR 20-321543 番の韓国小特許の文献は、図 1-8 に基づき、真ん中の管及び真ん中の管に刺さった内側の管の挿入に対応するための後方の端が開放型である外側の管 30 と、接続部 51 でノズル部品 52、53 に取り付けられる水平の管 50 の開放型の両端がそれぞれの開放型の端を持つ水平の管 50 と接続される外側の管の前方の端と、内部に前後に動くボールバルブ 31 を設けた液体の出入りを制御する管と接続される管 32 の上端が下に突出す管 32 に取り付けられる接続部 33 を持つ外側の管の下側、という特徴を有する噴霧容器について公開した。

- 真ん中の管の後方の端は、外側の管 30 の後方の端に取り付けるためにソケット 39 が被せられ、取っ手 38 を設けた真ん中の管の後方の端を持つ、そして、真ん中の管の先方の端は、カバー部品 36、45 が設けられ、当該カバー部品 36、45 の隣に側面の穴 47 が設けられる。

- 内側の管は、真ん中の管の先方の穴 42 に入れられる小さい開放型の管を持ち、先方の端は、外側の管 30 の中にある内側の管と丁度良く取り付けられる部品 41 を持つという特徴を有する。

1.4.2. 審査請求人は、消費税及び付加価値税の一覧表と輸入申告書番号 csv 0033527 1102-01248-01153 番、輸入者であるマイ・サクセス・アグロ株式会社と輸入日の 2005 年 12 月 3 日、そして商品名 sprayer sx-702A(農業用の水噴霧器)を示す書類を提出した。

2. 判断

2.1 1.2 及び 1.3 の事実に基づき、審査請求人は小特許 2188 番の小特許に基づく発明と同種類の製品である樹木用液体を噴霧する筒の機構の販売者及び輸入者であり、2006 年 2 月 4 日付のバーンケーン警察署からの刑事事件の逮捕状の写しに基づき小特許を侵害したと責任を問われているため、利害関係人であると判断できる。

2.2 新規性について

1.3 及び 1.4 の事実に基づき、小特許番号 2188 番に基づく発明は、2003 年 7 月 28 日に公告された小特許番号 KR 20-321543 番の韓国小特許と同一の発明の要旨を有しているため、小特許番号 2188 番の出願日の前に、要旨が既に公開されている発明であると判断できる。

3. 見解

2 に基づく小特許番号 2188 番の発明は、小特許の出願日の前に要旨が公開されたと見て、タイ特許法 (B.E.2542(第 3 号)によって改正された B.E.2522) の第 6 条(2)を準用する第 65 条の 2(1)に定められる新規性を有しないため、第 65 条の 6 の第四段落に基づき事実を調査すべきであるとみた。

サコン ウイトゥーンチット氏 担当官
署名.....

年月日.....

(タイ知的財産局の)メモ・レポート

政府部門: 特許部 電話番号: 5474716-17
 書類番号: ポーノー 0706/ 年月日:
 件名: 小特許番号 3536 番の発明に関する調査結果

見解

小特許第1グループは、2007年9月14日に付与された小特許番号3536番の発明に対する審査請求について第65条の6に基づき調査しましたが、添付の小特許の発明に関する審査報告書に示されるように、

1. 審査請求人は 利害関係人です。 利害関係人ではありません。
2. 小特許の発明は、
 - 第65条の2に基づき新規性及び産業への利用可能性を有します。
 - 第65条の2に基づき新規性を有しません。

したがって、

小特許は第65条の2に定める条件を満たしており、第65条の6の第三段落に基づき署名をすべく局長にご提出する前に、ご確認ください。

小特許は第65条の2に定める条件を満たしておらず、小特許の取消を命令するよう特許委員会に対して調査報告書を提出すべきであります。

..... 担当官
 (サコン ウイトウンチット)

..... グループ長
 (ウィーラサック マイワッタナー)

命令

- 小特許は第65条の2に定める条件を満たしており、決定書に署名しました。
- 1. 小特許は第65条の2に定める条件を満たしていません。
- 2. (タイ知的財産局の)メモ・レポートに署名し、特許委員会に対して調査報告書を提出しました。

.....
 特許部長
 知的財産局局長代理

小特許調査報告書

小特許番号 3536 番 小特許付与日 2007年9月14日
発明の名称 インスタントコーヒー用の小袋

小特許所有者 タナーチャイ ワンケーウチャラーン 国籍 タイ
小特許公開日 2007年9月14日

1. 事実

1.1 2008年2月15日付の書類番号ポーノー 0706/167の(タイ知的財産局の)メモ・リポートによると、ポール・アンド・リーン・インポート・エクスポート株式会社がタイ王国において販売するために小特許番号3536番の小特許を侵害する商品を所有していると小特許所有者より通知された同社の取締役であるポンチャイ チュートラクーン氏の代理人であるパンナパット ルアンタートーン氏が、当該小特許の審査請求した。

1.2 担当官が審査を実施した結果、当該小特許の小特許請求項は、小特許の公開日の前の1994年9月6日に公告された出願番号H5-4255番の日本の実用新案と同様の持特徴を持つインスタントコーヒー用の小袋が記述されており、小特許番号3536番の小特許は、タイ特許法(B.E.2542(第3号)によって改正されたB.E.2522)の第6条(1)を準用する第65条の2(1)に基づき新規の発明ではないため、局長が事実を審査するように命令した。

1.3 担当官は事実を審査し、1.2の審査結果について弁明書を提出するように小特許所有書に通知した。

1.4 小特許所有者は2008年4月20日に満了する所定期間内に弁明書を提出しなかった。

2. 判断

2.1 利害関係の有無 1.1の事実により、審査請求人は、タイ王国において販売するために小特許番号3536番の小特許を侵害する商品を所有していると小特許所有者より通知されたポール・アンド・リーン・インポート・エクスポート株式会社の取締役であるポンチャイ チュートラクーン氏の代理人であると判断できる。

2.2 新規性の有無 小特許所有者が弁明書を提出しなかったことに加え、小特許番号 3536 番の審査報告書及び先行技術により、当該小特許に基づくインスタントコーヒー用の小装は、1994 年 9 月 6 日に公告された出願番号 H5-4255 番の日本の実用新案に関する書類に記述される特徴と異なっておらず、同様の要旨を有するとみなされる。したがって、小特許番号 3536 番に基づく発明は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第6条(1)を準用する第65条の2(1)に基づき新規性を有しないと判断できる。

2.3 産業への利用可能性 小特許番号 3536 番に基づく発明は、インスタントコーヒー用の小袋の生産に利用することができ、商業的に販売することができるため、産業又は商業上への利用が可能であると判断できる。

3. まとめ

3.1 2.1 の審査事項から判断して、審査請求人は利害関係人である。

3.2 2.2 の審査事項から判断して、小特許番号 3536 番に基づく発明は先行技術と同様の特徴を有しており、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第6条(1)を準用する第65条の2に基づく新規の発明ではない。

3.3 2.3 の審査事項から判断して、小特許番号 3536 番に基づく発明は、産業又は商業上への利用が可能であり、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正された B.E.2522)の第8条を準用する第65条の2に従っている。

4. 見解

小特許番号 3536 番の小特許は、第6条を準用する第65条に定める条件を満たしておらず、当該小特許の取消を命じるよう特許委員会に対し調査報告書を提出すべきであるとみた。

..... 担当官
(サコン ウイトウンチット)
特許担当官 6 ウォー

..... グループ長
(ウィーラサック マイワッタナー)
特許担当官 8 ウォー

特許委員会命令

1/2546 番

件名：小特許番号 596 番の取消

チャックラパット スックパットラタム氏が、2001年9月10日に、小特許出願番号 01-03-000513 番の「2重の食品用容器及び当該の製造方法による容器の製造方法」に関する発明の小特許を出願し、2002年3月1日に小特許番号 596 番の小特許が付与され、同日の2002年3月1日に公告された。

その後、ソムサック マーナチャートサクン氏が、2002年6月25日に、当該の小特許に対して審査請求した。

知的財産局が審査した結果、DE 4141393 番という文献があり、当該文献は、2工程に分けられた射出成形による2層プラスチック容器の製造方法について開示した。第1工程では軸となる構成要素を成形(第1層)し、第2工程では当該軸の面の何れかの側面を覆うようにして射出(容器の第2層)するという小特許番号 596 番に基づく発明と同様の要旨を有する。また、DE 4141393 番という文献の要旨は、当該小特許の出願日前である1993年6月23日に公告されたため、当該小特許は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正されたB.E.2522)の第6条(2)を準用する第65条の2(1)に定められる条件を満たさないものと見た。すなわち、発明が小特許出願日より前に書類文献または印刷物に発明の要旨が公開されているため、新規の発明とされない。したがって、当該法の第65条の6の最終段落に基づき局長は事実を審査するように命令し、そして小特許所有者に対し弁明書を提出するように通知した。

-2-

小特許所有者は、審査結果に異議を申立てるために弁明書を提出し、DE 4141393 番の文献と小特許番号 596 番の発明を比較した。DE 4141393 の文献は 2 工程によって構成されており、1. 射出する成形方法、2. 当該小特許の 2 層の食品用容器の製造過程と同様の工程である第 1 層の覆うようにプラスチックの射出をする。しかし、小特許所有者は、小特許に基づく製造方法のそれぞれの工程について、内側の底面のパーツを製造する過程である第 1 工程では重量比 2:1 の割合の PORENE ABS MH-1 と PORENE AS 120 PC の混合樹脂を射出して食品容器を成形すると小特許請求項に明示した。内側の底面を覆うように射出する過程である第 2 工程でも、小特許所有者は、内側の容器を覆うように重量比 4:1 の割合で PORENE ABS MH-1 と PORENE AS 120 PC の樹脂を射出すると明示している。また、弁明人は 2 つの工程の樹脂構成比率を DE 4141393 の文献に一切示していないが、本方法によって成形された樹脂肉は切り離せない一体のものとなっており。なお、DE 4141393 の文献には出来上がった製品は如何なる特徴を持つかの記述が一切なかった。小特許所有者は、類似する要旨が一部あっても、DE 4141393 の文献に記述される要旨と小特許の要旨は異なっていると弁明した。しかしながら、新規の発明とは、新規に考案されたものを現行のものと比較して異なっているか否かを判断するものである。その相違点が少なくても、考案したものは全くの新規の発明であるとみなす。したがって、新規の発明は、要旨のすべてが新規のものである必要がなく、要旨が現行のものとは多少異なっているだけで、新規の発明とみなすことが十分にできる。したがって、「2 層の食品用容器及び当該の製造方法による容器の製造方法」は、タイ特許法(B.E.2542 (第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 6 条(2)を準用する第 65 条の 2(1)に基づき先行技術とされない。

知的財産局局長は弁明書及び証拠書類等を調査した結果、小特許所有者は小特許に基づく製造方法が新規性を有しないことを認めていると判断した。小特許所有者が新規性を有すると主張する原料の割合については、材料の変更は(製造方法発明の要旨である)実施過程の変更になるほどの効果がないため、製品の技術的な要旨であり、発明の製造方法の技術的な要旨ではない。それに加え、射出成形機は一般に原料の投入用の室があり、使用する原料は何れかの種類の樹脂である、又は、何種類かの樹脂の混合物であってもよく、制限はないが、原料の変更は公開された製造方法に新規性を持たせないとみなされる。したがって、知的財産局局長は、審査請求人は利害関係人であり、小特許番号 596 番の小特許は先行技術である証拠書類と同様の特徴を持ち、タイ特許法(B.E.2542 (第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 6 条(2)を準用する第 65 条の 2(1)に基づく新規性を有しないと判断し、当該小特許を取り消すように特許委員会に審査報告書を提出した。

特許委員会は、局長の審査報告書、小特許番号 596 番の小特許、弁明書及び証拠等を審理した結果、2001 年 9 月 10 日に出願された小特許番号 596 番に基づく発明は、第 1 工程では軸となる構成要素を成形(第 1 層)し、第 2 工程では当該軸の面の何れかの側面を覆うようにして射出(容器の第 2 層)するという 2 工程の 2 層の食品用の容器の製造過程であるとみた。小特許 596 番は、小特許出願日前の 1993 年 6 月 23 日に公告された DE 4141393 の文献と同様の要旨を有する。樹脂の成形に使用する原料の混合物の割合は、現行の熱可塑性樹脂の混合物のことを指し、原料の変更は関連性又は保護対象である製造方法の要旨に新規性を持たせるものではないため、小特許番号 596 番の小特許はタイ特許法(B.E.2542(第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 6 条(2)を準用する第 65 条の 2(1)に基づく新規性を有しないと判断した。

特許委員会は、2003 年 5 月 30 日に行われた 4/2546 回の会議において、タイ特許法(B.E.2542(第 3 号))によって改正された B.E.2522)の第 70 条(2)に基づいて小特許番号 596 番の取消を命令することに合意した。

なお、小特許所有者が特許委員会の命令に異議がある場合、小特許所有者は命令の通知から 60 日のうちに審判を請求することができる。当該期間において請求しなかった場合、委員会の命令を最終とする。

(署名) 委員長
(ピシット セータワオン氏)
国内貿易担当グループ長 副事務次官
事務次官代理

-4-

(署名) 委員
(パラウット チャオワナヨーティン氏)

(署名) 委員
(チャルアイ ブンユボン氏)

(署名) 委員
(イエンチャイ ラオハワニット氏)

(署名) 委員
(クリアンサック パッタラーコム氏)

(署名) 委員
(ウィーラサック ワンプリーチャー氏)

-5-

(署名) 委員
(ウドム コックポン氏)

(署名) 委員
(ワンナー トウンヤタン氏)

(署名) 委員
(ヨーティン アナーウィン氏)

第3章 小特許出願

第3節 サーチ

1. はじめに

文献サーチとは、小特許権の付与・小特許の新規性について審査する目的として、小特許出願または

小特許権の付与された発明の先行技術に関係し類似する文献をサーチすることである。これは、小特許出願における方式審査・発明の実体審査にとって必要な段階である。サーチは、小特許登録前の方式審査(タイ国内のデータベースのみをサーチ)(訳注:新規性のサーチ)と、利害関係人が当該小特許の登録および公報発行日より1年以内に実体審査(Substantive Examination)(外国の特許データベースをサーチ)を請求した後に行われるものである。

第3章 小特許出願のサーチ

担当官は、類似する先行技術である特許に関する文献をサーチしなければならない。さらに、担当官は、方式審査・発明の実体審査を行う際、サーチ結果報告書及び全ての先行技術に関する文献を検討しなければならない。

2.1 サーチの内容

- 担当官は、小特許出願された発明に直接的に関わる文献、特に、出願人が保護を求め独立特許請求項をサーチすべきである。なお、発明の詳細、そして図面(もしあれば)を審査することもあるが、これらの文献はタイにおける小特許出願日若しくは優先日(Priority date)より前に開示されているものでなければならない。(出願人が主張する場合、特許出願は外国で最初に出願されたものとする)。
- サーチにあたり、発明過程の技術的思考を重視すべきである。サーチは特許請求項のみに限定すべきではないが、各技術分野における通常の知識を有する者が発明の詳細及び図面の検討から得られた全てのことを網羅するほどの広い範囲になつてはならない。
- サーチは、特許請求項の内容並びに発明の要旨を含め、全ての詳細を対象にすべきである。例えば、特許請求項には、一定の構造を持つケーブルクランプ(cable clamp)について記述されるとすれば、サーチの対象は類似した特定な構造を持つパイプ(pipe)及びクランプ(clamp)を含むべきである。もし、特許請求項が、役割及び/又は構造によって限定された多くの部分から構成され、かつ各部品がお互いに接合している旨記載されている場合、糊やリベティング(reveting)など接着方法もサーチに含まれるべきである。
- サーチは、独立請求項及び他の従属特許請求項について審査する。従属特許請求項の解釈は限定的で独立特許請求項を引用すべきである。独立特許請求項の内容が新規性を有するのであれば、従属特許請求項の内容も新規性を有するものとみなされる。サーチにおいて、独立特許請求項に関する内容が見つからない場合、従属特許請求項についてサーチする必要がないとする。例えば、特許出願には、有効成分の特定の配合を持つ爪の感染への処置するための調合薬の化合物である独立特許請求項 1.、化合物の媒介成分としての揮発性有機溶剤を特定の使用する独立特許請求項 1 に基づく化合物である従属特許請求項 2.、と記載される場合、有効成分の特定の配合について独立特許請求項をサーチした後、サーチ結果が出てこなければ、前述した化合物の媒介成分としての揮発性有機溶剤の特定の使用が記述された従属特許請求項をサーチする必要がない。
- 前述した従属特許請求項の特徴が、発明が進歩性の有無の審査において必要な場合、従属特許請求項の特徴を追加することによって、1つ以上の特徴をサーチする。また、請求項に基づく特徴において、一般的に知られているおおよび迅速に発見できる発明の特徴を示す他の文献も引用することができる。従属特許請求項が独立特許請求項の追加的な特徴を有する場合、独立特許請求項の特徴に加えて従属特許請求項の追加された特徴も審査しなければならない。
- A、B、C そして D を組み合わせできた発明など、出願された新規の発明を創出するために、複数の発明の構成部分から成ることを記述した特許請求項の発明の場合、担当官は、各部分および何れかの部分の組み合わせから成る発明を開示した先行技術をサーチしなければならない。すなわち、A、B、C、そして D を開示する文献と A+B、B+C、C+D そして A+D などの部分を組み合わせる発明の文献も含めて、サーチしなければならない。
- 出願願書に異なった特許請求項がある場合、全ての内容をサーチしなければならない。但し、製品の特許請求項には明確性があり、その発明が新規性及び進歩性を有すると判断される場合、担当官はその製品の製造及び使用に関する特許請求項をサーチする必要がない。中間(Intermediate)製品については、特許請求項において一項若しくはそれ以上の記載がある場合、サーチしなければならない。
- 出願された発明に関係する文献が見つからない場合、担当官は、出願人が出願願書に記載した発明の背景に関わる文献をサーチしなければならない。

2.2 サーチに使用する項目

- タイの特許出願に関する情報は、イントラネットシステム URL <http://10.9.4.121/ePATENT> にて E-PATENT Version 1.0 にアクセスするか、インターネット上のウェブサイト <http://www.ipthailand.go.th> より閲覧することができる。
- 外国の特許に関する情報は、インターネットで次のウェブサイトから閲覧することができる。

1) <http://www.uspto.gov/> 米国における特許に関する情報。

USPTO PATENT FULL-TEXT AND IMAGE DATABASE

[Home](#) | [Quick](#) | [Advanced](#) | [Pat. Num.](#) | [Help](#)
[View Cart](#)

Data current through August 16, 2011.

Query [\[Help\]](#)

Examples
 ttl/(tennis and (racquet or racket))
 istd/1/8/2002 and rmd on yob:
 in/newmar-julia

Select Years [\[Help\]](#)
 1975 to present full text

Patents from 1970 through 1975 are searchable only by Issue Date, Patent Number, and Current US Classification.
 When searching for specific numbers in the Patent Number field, patent numbers must be seven characters in length, excluding commas, which are optional.

Field Code	Field Name	Field Code	Field Name
PN	Patent Number	IN	Inventor Name
ISD	Issue Date	IC	Inventor City
TTL	Title	IS	Inventor State
ABST	Abstract	ICN	Inventor Country
AC_M	Claim(s)	LRCP	Attorney or Agent
STFC	Description/Specification	AN	Assignee Name
CCL	Current US Classification	AC	Assignee City
ICL	International Classification	AS	Assignee State
APN	Applicant Serial Number	ACH	Assignee Country
APPD	Applicant Date	EXR	Primary Examiner
PARV	Parent Case Information	EXA	Assistant Examiner
RLAP	Related US App. Data	REF	Referenced by
REIS	Reissue Data	REFR	Foreign References
PLS	Priority	OTR	Other References
PCT	PCT Information	GOVT	Government Interest
APL	Applicant Type		

2) <http://www.jpo.go.jp/> 日本における特許に関する情報。特許公報番号、特許出願番号、検索キーワード、IPC そして公告日より検索が可能である。

Searching PAJ

[MENU](#) | [NEWS](#) | [HELP](#)

Text Search For Number Search, please click on the right button.

Applicant, Title of invention, Abstract e.g. computer semiconductor

Please input a SPACE between each keyword when you use more than one keyword.
 One letter word or **Stopwords** are not searchable.

/AND
 AND
 AND

Date of publication of application — e.g. 19980401 - 19980405

-

IPC — e.g. D01B7/04 A01C11/02

Please input a SPACE between each IPC symbol, when you use more than one IPC symbol.

3) <http://aipn.ipdl.inpit.go.jp/AI2/cgi-bin/AIPNSEARCH> 公告された日本の特許出願に関する情報は、2)のデータベースと異って、特許公報番号、特許出願番号若しくは優先権(Priority Right)主張している出願番号より検索可能である。このデータベースには、法的状況(Legal Status)、引用文献(Cited Document)、英語の特許請求項および詳細(翻訳機能によって翻訳されたもの)、審査情報(file wrapper information)、そして特許出願の対応特許(Patent Family)に関する情報がある。

4) http://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en_ ヨーロッパ及び全世界 80ヶ国以上の特許庁によって公告された特許公報情報は、以下の3つのデータベースより検索できる。

- Worldwide – 80ヶ国以上で公告された特許公報を集結するデータベース。
- EP – ヨーロッパで公開された特許公報及び発明の完全な詳細 (Full text)を集結するデータベース。
- WIPO – 国際特許出願で公開された特許公報及び発明の完全な詳細 (Full text)を集結するデータベース。

2.3 サーチ方法

国際特許分類(IPC)及び専門用語であるキーワード(Key-word)若しくは発明の名称(ET: English title)、発明の要約書(AB: Abstract)、そして発明の特許請求項(CL: Claim)を使ってサーチする。

- 専門用語であるキーワード (Key-word) 若しくは発明の名称、発明の要約書及び特許請求項によってサーチを行う際、同様な技術的な考え方は異なる表現で記述されることもあるため注意しなければならない。又、対象となる項目を見つけるために、同義語や使用できる別の単語を使う必要がある。一方、いくつかのキーワードを合わせることで大幅に異なる文献(Noise)がヒットされることにより文献を見つからない

場合があるが、その場合は IPC を用いてノイズを取り除くことができる。発明の名称による検索は情報が不足する場合があるため、発明の名称によるキーワード検索は不完全な場合になる可能性がある。

- 正確な IPC を用いてサーチする際、ヒットする文献が少ないければ、サーチにおいて(完全である可能性があるが)、IPC の範囲を絞ることにより、リスクが生じ、必要な文献が見つからない可能性がある。
- 非常に多くの文献がヒットされた場合、別の分類或いは発明の名称からのキーワード、発明の要約書及び特許請求項を用いて、これらの分類におけるサーチをできるだけ絞るようにする。
- サーチの際に使用する各クエリーは不完全な検索結果を表示する。「AND」で二つ若しくはそれ以上の不完全なクエリーを合わせて使うと完全度の低い検索結果が表示される。従って、表示された文献が少ないとき、特に最も条件が合致するグループで検索する際には「OR」の使用を検討すべきである。
- IPC と類似した内容と特徴を説明する言葉を「AND」で合わせるべきではない。例としてアメリカの特許庁のデータベースを使用してサーチする際、IPC = F25D AND AB = REFRIGERAT*は、F25D が refrigerators(冷蔵庫)の分野に分類されているため、使用すべきではない。また、IPC = E06B(door sealings) AND AB = SEAL*も使用すべきではない。
- タイの特許出願願書は、発明の名称、発明の要約書及び特許請求項を用いてサーチすることができる。専門用語であるキーワードを用いてサーチする際、異なる綴りを使用すべきである。例えば、amide は「エーמיד」、「エーミド」、terephthalic は「テレフターリック」、「ティアレフターリック」、「テレフターリック」及び「ターレフターリック」を用いるべきである。
- 関連性のある文献若しくは同一発明の文献をサーチするために、出願人の名前 (PA: Applicant)、発明者(IN: Inventor)、出願番号(AN: Application Number)、優先権主張の出願番号(NP: Priority Number)、ヨーロッパにおける公報番号(EP* Publication Number)そして、WIPO の公報番号(WO: Publication Number)など文献の各部分からの情報を用いてサーチすることができる。

サーチの例

発明の名称

物理気相成長 (PVD: Physical Vapor Deposition) 工程による複数のシステムにおける多層非金属材料の表面への被膜

発明の要旨

本発明は、非金属材料の表面にイオン化スパッタ(Ion Sputtered)工程により金属基板を付着させた後、イオン化蒸着 (Ion Evaporated) 工程によって金属基板材に付着させるチタン系化合物の上に成膜させるというチタン系化合物の金属材料表面被覆方法に関するものである。

この発明の目的は、主要材質と表面被覆材の組み合わせによる性能を多岐にわたって応用し、装飾材、建材、工業機械用材料、そして工学的な要求を満たす特殊材料など多様な性質を持った様々な製品を提供することである。

同一分野の先行技術における文献サーチは以下の通りに実施できる。
 コンピュータシステムを利用し、インターネット(Internet)で外国の特許出願願書の文
 献をサーチする

- ウェブサイトhttp://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en_EP にアクセスする。
- Worldwide - full collection of published patent applications from 80+ countries をクリックする。
- 画面には様々な検索用のキーワードが表示される。例えば、Keyword in title、Keyword in title or abstract、Publication Number、Application Number、Priority Number、Publication Date、Applicant、Inventor、ECLA Classification、IPC Classificationなどである。詳細は以下の図を参照する。

Advanced search

1. Database
 Select the database in which you wish to search: **i**
 Worldwide - full collection of published patent applications from 80+ countries

2. Search terms
 Enter keywords in English - ctrl-enter expands the field you are in

Keyword(s) in title: **i** plastic and bicycle

Keyword(s) in title or abstract: **i** hair

Publication number: **i** WO2008014520

Application number: **i** DE19371031396

Priority number: **i** WO1995015326

Publication date: **i**

Applicant(s): **i** Institut Fasseur

Inventor(s): **i** Smith

European Classification (ECLA): **i** H03G/011

International Patent Classification (IPC): **i** H03M1/2

- Search をクリックすると、必要なデータが表示される。

しかし、この場合、発明に類似する文献を検索するため、検索キーワードと国際特許分類を併せて使用すると共に、異なるキーワードを使ってサーチするべきである。すると、以下の情報が得られる:

- Keyword in title に coating and non-metallic を入力すると、該当する文献が見つからないことになる。
- Keyword in title or abstract に physical and vapour and deposition を入力すると、410 件の該当文献が表示される。
- Keyword in title に multilayer and coating を入力し、更に Keyword in title or abstract に titanium を入力すると、71 件の該当文献が表示される。
- Keyword in IPC に C23C14/00 を入力し、更に Keyword in title or abstract に

physical and vapour and deposition を入力すると、26 件の該当文献が表示される。

- Keyword in title に coating を入力し、更に Keyword in title or abstract に physical and vapour and deposition を入力すると、56 件の該当文献が表示される。

注: 上記は2011年8月16日付けの検索結果である。

◎担当官はタイに出願される特許出願願書に関するデータが集結されるE-PATENT Version 1.0で上記に類似したサーチを行わなければならない。なお、検索キーワードは次の通りである。



- 発明の名称＝被覆 AND 発明の名称＝非金属をキーワードにすれば、2 件の該当文献が表示される。
- 発明の名称＝被覆 AND 発明の要約書＝非金属をキーワードにすれば、11 件の該当文献が表示される。
- 発明の名称＝被覆 AND 発明の名称＝非金属 AND 発明の名称＝複数のシステムをキーワードにすれば、1 件の該当文献が表示される。
- 発明者の名前＝スラサック・スリンナポンをキーワードにすれば、5 件の該当文献が表示される。
- 発明の記号＝C23C 14/34 で検索すれば、3 件の該当文献が表示される。
- 発明記号＝C23C 14/00 で検索すれば、7 件の該当文献が表示される。
- 発明の要約書＝被覆 AND 発明の要約書＝非金属をキーワードにすれば、39 件の該当文献が表示される。

担当官は当該のサーチ結果報告書を受け取った後、サーチ範囲は発明の要旨を網羅しているかどうかサーチ結果を審査する。例えば、検索用キーワード(Key words)、国際特許分類(IPC)、そしてサーチ用のデータベースなどで審査する。要旨が網羅されない場合、追加審査をするようにシステム及び書類管理局に直ちに知らせなければならない。但し、網羅されている場合、担当官はタイで発行された類似する先行技術に関して追加サーチを行わなければならない。発明の審査をする際、担当官はサーチ結果報告書及び全ての先行技術に関する文献を審査しなければならない。

サーチ結果報告書には、直接的に関係する文献はどのような点で関連性を持つするか、又は、どの特許請求項に関係するかを示す記号がある。

特許出願の引用文献を分類する記号は次の通りである。

X: この文献のみを審査する場合において、特許出願される発明と直接的に関わる文献

又は当該発明の請求項は新規性若しくは進歩性が欠けていることを示す文献。

Y: 特許出願される発明と直接的に関わる文献を、他の文献と少なくとも1つ

合わせると、当該の特許請求項は進歩性に欠けている発明であることを示す文献。

A: 発明と特別な関連性があると思われない背景技術に関わる文献。

O: 口頭での開示によって関連性を持つ文献。

P: 最初の出願日と特許出願日の間に公開された文献。多くの場合、引用文献の記号(X, Y 或いは A)の前に記載される。

T: 発明の原理及び理論と関連性を持つ文献。

E: 特許出願日当日若しくはその後日に公開される文献。

D: 出願願書に記載されている関連書類。

L: 他の理由をもって関連性を持つ文献。

&: 複数の国において出願された同一発明の文献。

3. まとめ

サーチは、出願の方式審査及び実体審査請求される小特許を検討するにあたり、重要な過程である。もし担当官が細やかに慎重かつ完全にサーチを行わなければサーチ中の特許出願に類似する文献若しくは特許出願と同じ文献を見つけることができず、方式及び新規性の審査は非効率的になる上、裁判において特許が無効化される可能性も出てくる。従って、先行技術の文献サーチをするときは正しい知識及び理解をもって行わなければならない。又、サーチ中の発明を網羅する文献を見つけるために同義語のキーワードを用いることも必要である。

